

平成24年第2回邑南町議会定例会(第10日)会議録

1. 招集月日 平成24年 2月23日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成24年 3月14日(水) 午前 9時30分
散会 午後 4時40分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄	情報推進課長	小 林 雅 博
町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	東 義 正	建設課長	田 中 節 也
水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠	会計管理者	安 原 賢 二
瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則
教育長	土 居 達 也	学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典
農業委員会長	田 中 正 規				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
9 番	日 高 學	10 番	石 橋 純 二

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第2回邑南町議会定例会議事日程(第10日)

平成24年3月14日(水) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成24年第2回邑南町議会定例会(第10日)会議録

平成24年3月14日(水)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成24年第2回邑南町議会定例会、第10日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。9番日高學議員、10番石橋議員をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(松本正) 日程第2、一般質問。昨年に引き続きまして、昨日に引き続きまして一般質問を行います。それでは一般質問順位第5号、大屋議員登壇をお願いします。

- 大屋議員(大屋光宏) 議長。

- 議長(松本正) 大屋議員。

- 大屋議員(大屋光宏) おはようございます。大屋光宏です。あのう、今日は3月14日、当たり前ですが明日は3月15日、あのう、14日今日がホワイトデーで大事だっていう方も多いかも知れませんが、あのう、個人事業主にとっては明日が申告の期限ということで、まあ、たいへん、あのう、毎年ですが、あのう、たいへんな思いをしながらやっていますが、今回は昨夜、あのう、Eタックスを使いまして申告を終わりました。あのう、たいへん、あのう、肩の荷がおりとりまして、今日の一般質問これに全てをかけて十分できる状態にありますのでどうぞよろしくお願いします。さて、あのう、最初の質問ですが、まあ、基本的には、あのう、最近感じる事の中から町長なり教育委員会の考えを聞きたいと思っております。で、まず、あのう、大阪維新の会等による地方政党による改革についてどのように考えてるかについて質問したいと思います。最近若干テレビでは、あのう、報道が少なくなりましたが、あのう、名古屋の河村市長による中京都構想、で、大阪の橋下市長による大阪都構想、で、これらはそれぞれ都市の問題を解決するための手法の一つという理解であれば、それまでなんですが、最近はそれができないのであれば次の衆

議院選挙に候補、あのう、候補者を立てて、で、まあ、300人ぐらい立てて、最低でも200人、国が自分たちの思うことということ聞いてくれないのであればそうやって地方から国の仕組みを変えるって言っとられます。で、この動きっていうのは同じ地方にとって仲間同士なのか、手を取り合って応援できるものなのかどうなのか、どうも違和感を感じるなあと思ったりします。で、特にその中でそれぞれの主張を見ますと、あのう、地域主権であるとか地方分権という名の下に実際は税権委譲であるとか、その課税権自体を委譲して欲しい、要は自分たちが好きなように税金を掛けてそこで上がるものは自分たちのものだよ、その裏にはもう地方交付税を廃止しろとか、TPP賛成、要はもう全てのルールを自分たちが良いようなところに組み替えて、同じ地方同士競争しあって良くなろうというようなことを言いながら実際は、まあ、自分たちのためのルールであって、地方を切り捨てて自分たちだけが良い方法をとっとるんじゃないのかなっていう思いもあります。で、様々な角度でいろんな意見はあると思うんですがまず町長にこういった動きに対してどのような感じをもっとられるかお聞きしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、橋下市長の動きイコール大阪維新の会だろうというふうに思います。で、私たまたまテレビを先日見ておりました。3月12日だったと思いますが、NHKの世論調査でございます。こうした大阪維新の会について国民は支持をしますか、支持をしませんかというような項目がありましたが何と40%を超える方々が支持をするというアンケート結果だったと私は記憶しております。今の自由民主党あるいは民主党の支持率が10数%でずっと低迷状態の中で何とこれはどういうことかいなというのが率直な感じでございまして、正に啞然としたわけであります。で、恐らくこういった支持の方々は、私は大半の方は今何も決められない政党への不信感、あるいは今こう日本が、閉塞感という形で、非常に、まあ、もやもやしたものが雰囲気としてある、それを何とか打破して欲しい、こうしたことの現れではないかなあというふうに、まあ、思っております。で、私自身自治体の首長として感ずるならば、やっぱり橋下さんの手法というのは抵抗勢力をこう作りながら、自民党をこうぶっ壊すといった小泉さんの手法に似てるんじゃないかなと、まあ、小泉さんは結局地方までを壊して三位一体改革をやったわけですが、我々はそれたいへん難儀をしてきた事実が実はあるわけでございます。また、あのう、橋下さんのやっぱり言っている一つの大きな理念としては市場原理主義だろうというふうに思ってます。まあ、いうならばアメリカ型社会の構築であって、やっぱり弱肉強食の世界を目指していると思えてならない。で、特に、まあ、大阪維新の会が掲げております坂本龍馬にもじった船中八策の原案がつい最近こう出てまいりました。これを私も見てみますと、あまりにも急進的であり、乱暴的であり、地方切り捨て、田舎切り捨て、弱者切り捨てにつながっていくのではないだろうかというようなことを危惧を実はしております。まあ、いくつかその船中八策の中で気づいたことを、私の意見と言いますか、私見も含めて述べますと、一つの柱として道州制を据えておられます。しかしながらこのことについては私は道州制を考える前に、やっぱり基礎的自治体はあくまでも市町村であると、そのところの位置づけというのが非常に不明確であるというふうに、まあ、思っております。まあ、二つ目には、固有の財源であるというふうに思っております地方交付税の廃止ということを謳っている。で、その代わりに地方間財政調整制度の導入、まあ、いうならば地方共有税といいますかね、そういったもんを取り入れてはどうかと、いうようなことだろうというふうに思いますが、地方間格差というのがいづれにしても歴然としてある

わけでありまして、そこをどういうふうに埋めていくか、で、この船中八策に書かれておりますのは調整がつかない場合は国が裁定をするとあるが、結局、まあ、国の関与というものを残しているのではないかというふうに、まあ、思います。またこの我々の命綱でございます地方交付税の本来の趣旨であります財源保障機能、財政調整機能、これをどう担保していくのかっていうのは依然として不明確である。いうふうに思います。また大屋議員も関心のいつも深い、農林業の振興については一言も触れられてはおりません。T P Pについて賛成という立場を船中八策では述べていらっしゃるんですが、私は常々言っているようにこれ基本的に反対である。特に命に関わる農林業の問題あるいは医療の問題については絶対断固として反対していかなくちゃならん。特に医療の問題についても混合診療を解禁していくということを明記されている。これは正に医療の市場原理のメカニズムを導入していくということでございます。今、あのう、国民健康保険という形で、あるいは社会保険という形で様々な形で平等な医療が保たれているというふうに思いますけれども、混合診療が解禁になりますと今の自己負担1割から3割に更に上乗せをして自己負担を求めていく。そのことでやっぱり金持ち優遇の医療制度に変わっていくのではないかな、引いては医療水準の低下になっていくのではないかなというふうに、まあ、思っております。最後でございますけれども、憲法改正をしていく要件の中で、こりゃ96条だろうと思いますが、今の国会議員の3分の2ですかね、というのがあるんですが、これを2分の1にしていこうと、賛成。やっぱりこの多様な意見をどういうふうに取り入れ、入れていくのかっていうことが非常に、まあ、心配をされます。一人の独裁者が出て独裁国家になって少数意見は無視をして憲法が改正されるということになると改悪につながっていくのではないかなあと、まあ、こういうふうな危惧もしております。様々な重要な問題を抱えているこの船中八策について、私どもはしっかり議論をしていく段階ではないかなあと思っております、基本的には大屋議員と同じような私は考えという形でご理解いただきたいというふうに、まあ、思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ありがとうございます。あのう、基本的には同じ考えということで、あのう、あのう、中には確かに、ええと、改革の基本として、あのう、今までの給付型の公約から改革型の公約へ、まあ、あげます、あげますが、じゃなくて、皆さんでどうすれば良いのかもって考えてやりましょうという部分というのは、評価できる部分は確かにあるんですけど、根底として、町長言われたようにその市場原理を主義のやり方、で、都市部にとって主張すべき一番強みっていうのは人口、人がいることしかないんだと思います。それを有利に進めるためにはやはりそれを元にした中で、市場原理とか言った方が受けがよくて、改革が、あのう、自分たちにとっては進めやすい、で、地方からの、あのう、改革って言いながらほんとに地方なのか、で、本来元々はその地方、農村部から大阪のような都市部に対して人や物、農産物などの物、様々な物を景気が良いときは供給してきた過去があります。で、あのう、雇用調整の意味からも景気が良くなれば人がいれば地方からそういう人達が出てきて働いてもらって景気を支えていく。で、まあ、ぼくは議員になるときも主張しましたが、景気が悪くなった今は今度は地方、邑南町のような中山間の町がそれらの人を都市部で溢れた、あのう、失業した人達、まあ、景気が悪いときしか農村部に人が帰るチャンスはないからそういうときしっかり農林業振興して、人を戻して、戻しましょうという主張をしました。で、景気が良いとき悪いときで人が移動があれば何も問題はないんですが、現実今は大阪とか名古屋にとってもその過去景気が良いときに建てたその住宅って

いうのはもう高齢化して、もう田舎と同じ高齢者しか住んでいない。で、若い人達は仕事が無くて溢れてる。で、結果として失業保険がたか、あのう、の給付であるとか生活保護の支給なり、都市は都市で苦しんでるのはすごくよく分かるんですがどうもやり方として違うんじゃないかっていう意味で、やはり危機感は共有できてるんだと思っています。で、まあ、過去なり今回の議会におきまして、あのう、町長の発言の中でその国の責任としてきちんと欲しい部分があるっていう話が何点か出ました。一つは、まあ、国民健康保険制度の話もされたと思います。もう町村部分、県段階では十分機能できない、国として責任を持ってやって欲しい。過去農業問題の話を聞いたときも、そのうまく噛み合わなかったですけども、国としてきちんと考えて欲しい、それは、あのう、農業が儲からないとかいう仕組みの中でもう少し国として考えるべきだという話をされたんだと思います。で、もう1点、その日本一の子育て村って中で、その田舎はもう若い人達にとって、ほんとに、あのう、環境、あのう、取り巻く環境が厳しい状態になっている、で、国の責任としてもう少し考えて欲しいという発言があったと思います。で、これらはその今邑南町の置かれる立場として、もういくら努力してももうほんとに苦しい部分なんだと思います。その若者を取り巻く環境という中で仕事もそうですし、病院、学校、そして、あのう、農業問題でもいくら振興しても若い人が帰ってきてくれない。で、町の努力の限界はあるんだと思います。そういう点についてやはり国も考えてほしいっていう、まあ、どこの中山間の市町村も持ってる悲痛な叫びなんだと思っています。で、町長にもう1点聞きたいんですけど、こういうやはり、あのう、国として考えて欲しい、地方として抱える大きな問題、その国保にしてもそうですし、農業問題もそうである。で、学校、病院、仕事その若い人を取り巻く環境、これらの改善というのはほんとに今の橋下政権、橋下市長のやり方なり都会の人達の考えるやり方で市場原理の導入で解決できるものなのかどうか、これだけで良いのかどうか、そのへんの考えも教えてください。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、大いに地方から発信をしていくべきであろうということだろうというふうに思います。全くそれは同感でありまして、やっぱり地方の実状をしっかりと都市の住民の方々に訴えていく正に今時期にきてるんじゃないかなあというふうに感じております。まあ、様々な会議講演等で重要性を訴えて欲しいというような議員のご要望もあるわけでございまして、まあ、先日3月11日でございしましたが、関西羽須美会がございました。正にここは橋下さんの地盤のところでありまして。そこであえて私はこのことに実は触れております。三上徹議員さんも同席をされておられましたけども、あのう、私の言いたかった、言ったのは橋下さんのいうとおりに日本の社会がなれば皆さんのふるさとである羽須美というのは消えるかもしれんよと、そこをよく考えて欲しいということ、まあ、言いました。その後の反響でありますけれども、まあ、全員にももちろん聞いたわけではありませんが、何人かの方が町長よく言ってくれたと、我々は町長の意見に賛同するということをしていただきました。ただ一人の方がですね、わざわざ大阪にきてそこまでいう必要はないだろうということはありませんけども、まあ、私は総じて、私の気持ちは伝わっておるのかなあというような感じはしております。4月の13日には、実は、あのう、全国的な講演会の中に私呼ばれておりまして、滋賀県の大津でこれは開かれるわけですが、全国から市町村議員さん、約300名が集まって邑南町のまちづくり、特に日本一の子育て村も含めて地域福祉も含めて喋ってくれとこういうことで講演を要請いただいておりますが、約300名お集まりになる。で、私は、まあ、そこであえて橋下さんのことは触

れるつもりは、今ありませんけれども、要は地方からやはり都市の問題についてしっかり我々は受け止め対応していく、そうすればやっぱり日本は変わる可能性があるんだよと、地方の議員さんも頑張っって欲しい、首長も頑張りたい、こういうことをですね、やっぱり呼びかける。そのことが間接的にもメッセージとしてこう伝わるのではないかなというふうに思っております。やっぱり直接的にも間接的にも我々は大いに訴えていく、全国の過疎連盟もそうでございます。橋下さんが政権を握れば過疎法というのはどうなるか全く分からない。まあ、そういうところで、いろんなところで話をしていきたいなあということでございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、昔から改革、改革って言った中で、僕は、あのう、歴史に詳しいわけじゃあないですけど、明治維新等考えてもその中央からじゃあなくて地方から改革はほんとの地方から起こるとるんだと思います。それはやはり山があって海があって川があって豊かな自然がある、で、国の中でそれらのものは必要なか必要でないのかが分かるのかどうか。で、都市部にいけばT P P参加のようにその貿易だけで都市だけあって、貿易だけあれば自由競争の中で生き残っていくんじゃあないかっていう理論もあります。じゃあ国土は必要ないのかどうか、で、それが分かるのはやっぱり地方の人なんだと思います。で、町長は昨日、あのう、3期目の出馬の決意を述べられました。で、町の中でどうしたい、日本一の子育て村をもっと充実させていきたい、いろんな思いをもっとられることを聞きました。ただ、3期される中で町民なり私たち期待するのは期数が増えれば増えるほどあぐらをかいてやるんじゃないくて、もっともってその全国の中でもそのいろんな会議でも発言力も増してくるであろうし、そういうとこでしっかりした発言もしていった欲しいという思いを持ってました。で、あのう、日本一の子育てで、村であるとか、昨日もテレビで、あのう、出ましたが、ある意味パフォーマンスだと言えばパフォーマンスなのかも知れないです。ただ、町長は方針としたものをしっかりと示される、で、職員さんはそれをいかに実行するかを一生懸命考える、で、議会はそれをチェックするなりもっと良いことができないか議論する。やはり町長がまずは何かを示されない何と何も議論はされないんだと思います。で、それらをされてきたから、今度は次の期待として3期目されるんであれば今質問、あのう、したように地方がもっと良くなるためにほんとに必要なことは国なり、その他の町村と手を結びながらでも、もっともっと進めて欲しいという思いを持ってました。で、今の回答の中にまた講演会にも呼ばれるそういう中で必要なことはきちっと述べていきたいということも言われたと思います。で、3期目をされるにあたってはそのへんも含めて、勝手ではありますが、住民というのはどんだんだんだんだ大きな過剰な期待をしていくんだと思います。たいへんではありましようがそのへんの期待にも応えて、町の内部、外に対しても様々な役割を果たしていただきたいと思っております。勝手ではありますがそこまで期待しても良いでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 期待に応えられるよう頑張ってまいります。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ありがとうございます。あのう、まだ10月まで期間がありますが、それまでいろいろな活動もあるんだと思います。そのへんもしっかりそのへんを期待して皆さん見て

いくんだと思いますんで、期待に応えられるよう頑張っていたきたいと思います。で、続きまして、あのう、次の質問に入りたいと思います。で、あのう、本来、まあ、いろんな要望があれば予算に反映していただきたいと思います。12月までの議会くらいで質問していくわけなんです。で、あのう、12月以降いろいろこれも国の動きじゃあないですが、あのう、防衛大臣の発言等いろんなことを思ったときに、何かが足りなくて何が必要なんだろうといういろいろ思ったのときに、まあ、ふと頭の中に平和学習ということが出てきました。で、議会の中でも、まあ、町教育委員会の中でも改めていろんな資料に平和学習という言葉は、あのう、特に出ないですし、議論されたこともないです。あのう、人権学習とかは出ますが、平和学習というものはない。で、まあ、ここで取り上げればしてほしいという議論になるのかも知れないですけど、ただ、今の世の中なりいろんなことを思ったときに、平和学習というのは町なり、教育委員会としてどういう取り扱い、考え方を持っておられるのかなあっていうことを聞き、まあ、理解もしたいと思います。で、今回取り上げさしてもらいました。で、まず、あのう、教育委員会において平和学習ということは小中学校においてどのようにしてほしいなり希望なり考えを持っておられるか、で、実際各小中学校においてどのような平和学習に取り、の取り組みをされてるかについて質問します。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) 細貝学習、学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 平和学習の位置付けについてのご質問でございます。まず、あのう、日本国憲法からちょっとお話をさせていただきたいんですが、憲法には恒久の平和を願い平和を維持するとの規定がございます。また、あのう、二つ目に教育基本法というのがあります。これには平和で民主的な国家や社会の形成者として必要な資質を備えた育成を期して教育をするとしておるところでございます。まあ、これらを前提としまして、学習指導要領というのが作られています。まあ、中学校の場合は平成24年に改訂が動き出すわけでございますが、その教科の中で特に社会科あるいは国語、それと総合学習や特別活動を中心にしながら、平和学習の取り組みを位置づけておりまして、教育委員会もそれに準拠をしているところでございます。でまた、あのう、本町にはご承知のとおり、昨日もちっとお話が出ましたが、平成17年に非核平和の町宣言をしているところでございます。この宣言文を読みますと、私たち邑南町民は日本国憲法に掲げられた恒久の平和の理念を日常町民の生活の中に生かし、永久の平和を子々孫々に継承するとされております。まあ、今後もこの意義を最大限尊重していかなければならないということが、まあ、教育委員会の位置づけでございますし、まあ、このことから平和学習の実施は非常に重要な科目であるということを認識しております。各学校の取り組みを取り寄せたところですが、まあ、たくさんありますので、要点だけちょっとまとめてお話ししたいと思います。で、まあ、邑南町の11校の学校の中において、まずは、あのう、修学旅行とか遠足という、遠足で、あのう、平和学習に取り組んでいる学校は非常におおございます。で、その中でですね、事前学習というのを当然やっています。で、被爆体験者の証言等を聴きながら、その学ん、学んでそれを踏まえての広島あるいはちょっと遠方ですが沖縄への修学旅行をした学校があります。また、あのう、広島の前原から平和の大切さを伝えるというテーマで、図書館で前原についての関連文学や、あるいは前原の影響を調べた学校もあります。学校を上げて千羽鶴を折りましてですね、平和公園の中にあります前原の子の像に届け、あわせて前原資料館の見学をした学校があります。で、教科においては、まあ、社会科が非常におおございますが、特に、まあ、教科書、図書を活用して前原の関係の影響や建物などの調べ学習をして、まあ、広島の前原から平和の大切さを学

んだ学校あるいは平和公園で、行きまして、まあ、資料館があるわけですが、原爆投下や終戦に至るまでの経過を調べて学んだ学校、ちょっと角度をかけ、変えまして原爆のビデオ鑑賞あるいはパレスチナの問題を学習した学校もあります。で、国語には、まあ、教科がありまして、いしぶみとかぼくの防空壕とかいう教材があります。それで学んだ学校あるいは英語の中には Mother's Lullaby というのがありまして、これは、あのう、平和を求める子を教材としたものでございます。これを学んだ学校等があります。まあ、教育委員会としましては、まあ、あのう、今後も各学校において平和学習について創意工夫や意欲的な学習を期待するものでございすし、まあ、教育過程の編成権が学校長にありますので、大いにそのへんでまた教育委員会を通じて学校長にお知らせしていきたいというふうに思います。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、様々に学校でそれぞれ取り組みをされてることは理解しました。で、ただ、まあ、それぞれが取り組みをされてて、その共通に最低限というものがあるのかなあどうなのかなあってという思いは持ってます。で、欲を言えば一度くらい小学校の段階でみんなが広島平和公園なり、あのう、平和祈念資料館、原爆の資料館の方に行ってもらえれば一番良いなあと思いますが、まあ、その点については一度は行く機会を、があるのかどうなのかっていうのは分かりますでしょうか。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) 細貝学習、学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 先ほどもお答えしたんですが、あのう、教育課程の編成期に学校長やりまして、特に平和学習といいますとやっぱり近隣の広島というのが一番ちこうございます。で、全学校が広島に必ずいくという項目は設けてはおりませんが、できうる限り、まあ、予算のことも出ますので、その啓発等もひっくるめて学校長等通じて協議していきたいというふうに思います。以上です。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、まあ、平和学習の目的というのは小学校段階、中学校段階、それぞれあるんだと思います。で、自分自身その就職したときに先輩から一言言われたのが、まあ、雑談の中で沖縄の話をして、楽しい話、いろんな話を、まあ、僕は行ったことなかったんですが、された中でその日本人として生まれて一度は沖縄にきちんと行きなさいって言われたです。その、その場で何をがあったのか、で、それと同じでやはり邑南町で育った子は一度は広島に行って、広島で何ががあったのかを知るべきだと思います。その学習として何があって、どうだった、理由はどうだったっていうのは必要ないのかなと思います。で、自分自身3回広島平和祈念資料館に行きました。で、小学校時に思った思い、高校卒業したときに思った思い、で、つい先日とも思いがあって行ってきました。で、それぞれ感じることは年代によって、その自分の成長段階によって違うんだと思うんです。ただ、そういう思いが持てる人間を育てる必要があるのかなあという思いは持ってます。で、世の中今、あのう、平和学習でなぜ必要かって思う中で、人権の問題も含まれるでしょうし、倫理の問題、で、まあ、生命倫理、経営の問題、あのう、倫理、社会で、における倫理、まあ、モラルっていう言葉が、も使えるのかも知れません。それぞれを学んでその中で更にその平和っていう中で自分が今度はこういう世の中にしないために何ができる



のか、社会貢献までの意識が持てるのかなあと思ってます。で、そういう意味では将来のために一度はみんな行く機会を平等に、平等にという言い方は変かもしれませんが、もたれるとどうかなあ、あのう、中学校、高校はそれぞれ、あのう、違うところに行かれる人もいます。そういう意味では小学校で一度きちっと行くことが大人になったときにその恥をかかない人間というか、良かったなあと思えるかなあという部分は持ってます。で、あのう、教育長なりに聞きたいんですが、あのう、まあ、今回平和学習という思いを出しました。だた平和学習の中に人権問題、人権学習が含まれるのか、人権学習の中に平和学習が含まれるのか、いろいろ思ってたんですが、最終的にはその上にくる道德っていう学習なんだと思います。で、以前、清水議員さんが道德教育はきちんとされているかっていう質問もされました。で、矢上小学校には、知、徳、体って書いてあります。知力、体力、徳力っていう言葉はあまり使わないですが、やっぱりこれが必要なんだと思います。で、新しい学習指導要領の中にもそういうことがかなり謳ってあるんだと思います。それが生きる力っていうような、まあ、町の教育方針なりと共通する部分だと思います。ただ、あのう、保護者なり学校の現場からみるとその昔に比べて土曜日がなくなった週5日間の中で、勉強する中で、更に授業日数が、あのう、新しい指導要領で増えてくる、で、中学校は明らかに親の要望というのは学力のようです。で、そういう中に道德なり力を入れる必要性、理解っていうのは保護者から得られるのかどうなのか。ややもすれば一番おろそかにされる部分、また、あのう、道德っていうのは学力、体力は数字で分かるが、道德を学んだ、そのそれぞれの人のモラルなりその考えっていうのは計りようがない。ということはしてもなくても分からない。その部分っていうのは実際教育現場としてどのように図っていくのか。で、保護者なり地域の理解、そういうことにもきちっと力を入れますよ。そうしないと立派な大人っていうか、あのう、学力だけじゃあ世の中生きていけないし、知、徳、体が必要なんですっていうようなことがどのように保護者に理解してもらうのか、教育現場を預かる立場としてそのあたりどのように思われているか考えを教えてください。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(松本正) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 先ほど、まあ、あのう、課長が答弁をした中でちょっと、あのう、抜け落ちておりましたけども、平和学習の部分については特に道德の中でも扱うというふうになっております。で、保護者がどれくらい、まあ、道德教育、まあ、道德の、について理解が得られるかというふうなご質問もありましたけども、私以前、まあ、矢上小学校に勤務をしておりましたときに、保護者の方がどういうところへちれ、力を入れて欲しいのかというアンケートを、調査をしたことがあります。多分学力のことについてたくさん要望されるんだろうなあというふうな思いもありましたが、実は逆でして、子ども達同士が仲良く過ごして欲しいとか、協力する力をつけてほしいとか、そういったことの方が学力よりも多かったことに少し、あのう、びっくりはしましたし、逆に嬉しい思いもしました。今、あのう、子ども達に求められているのは実は高い知識だけでは決してなくて、高い知識を持っておってもそれを生かしていくだけの人間関係を作る能力がないとやっていけないような時代じゃあないかなあというふうには実は私は思っております。むしろそういったところを、あのう、一緒にですね、高めていくことこそ、あのう、保護者にも理解をしていただきたいし学校でもそういったことを力を入れていくべきだというふうに思っております。でも、まあ、平和学習のことで言いますと、先ほどおっしゃったようにですね、まあ、歴史的な背景、れきしき、歴史、歴史認識といいますか、戦争の悲惨さであるとか、むごさであ

るとか、残酷さということがある程度前提にあって、なお、それを超えて世界の人達が共存できるようにするにはどのようなことをしていかなければならないかという段階が実は次にあると思います。で、そういったことは中学校の公民であるとか高校に続いていくわけですが、もっと私は大事にしなければならないのは遠い将来そうであってほしいからこそですね、今現実に生きている子ども達の学級の中で、複数おれば必ず権利と権利がぶつかっていくわけです。そういったことをどういうふうに子ども達が乗り越えていくのかということこそ将来のために向かってですね、それは、あのう、自分と立場が違うとか、人がいればみんな個性があってみんな違うわけです。同じように見えるけども、実はみんな違う。それは国際社会の中で言えば、国籍が違うとか民族が違うとかそういったことと私は共通することがあるというふうに思っております。だからこそ学級で起こるいろんな、あのう、子ども達同士のぶつかり合いこそ教材にして、どういうふうに解決をしていけば権利を保障できるのかということを知りつつ将来生かしていくと、そういった視点が私は大事だというふうに思っておりますので教育方針のところでも学級経営を大事していきたいというようなことを、あのう、述べておりますので、ご理解をいただけたらというふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、ありがとうございます。あのう、なかなか教育問題を議論というのは難しいですし、どこが良くてどこがよくわからない、まあ、平和学習をとというほんとにただ一部を取り上げて良いのかどうなのかっていう思いはあったんですけど、その中から今学校でどういうふうに取り組んで教育長なり教育委員会がどういうふうに考えているのかよく分かりました。で、自分自身もそうですが、あのう、つつい子どもに学力を求めてしまう。で、町の中でも例えば農業をする人を育てたい、医療に従事する人を育てたい、その中でそのまん、あのう、ふるさと学習なりは取り組んでいくが、ほんとにそういう世界で生きてほしい、外に出てその親の望みでなり地域はその世界で生きれる人とかいろんなことは思うけど、その中でやはり一番必要なのは先ほど教育長が言われたように道徳なり、人、普段からの人との付き合いなんだと思います。学力を求めれば同時にそういうことも求めていかなきゃいけない、で、教育っていうのはそれが全てに含まれるんだと思います。で、外に出たときに自分自身もそうですが、あのう、恥を掻かない人間じゃあないですが、あのう、いかに邑南町の中で教育を受けて育ってきたか、で、外に出た。で、いろんな人達が集まった中であまり恥ずかしい思いをしなくてすんだと、ていうのはやはりそういう意味できちっとした教育を受けてきた、道徳なりもきちんと学んできたから人との付き合い、考え方、そのモラルという部分で恥を掻かなかった。それは結果として邑南町の教育って素晴らしいんだな、あのう、外に出て邑南町が、その学力が低いとか駄目な町だとかそういうもんじゃあないんだなあということをすごく実感したです。あのう、ふるさと学習をして邑南町に誇りを持ちましょう中でやはり当たり前に普通の学習をする、その学力っていうのは後からついてくるもんだと思います。だけじゃあない部分しっかりされていくことが大人になってやはり邑南町は良いんだなって思っ帰ってくる。で、そういう人達が今邑南町にいるから、保護者としても理解があって教育も学力じゃなく、だけじゃなくて人とのつきあいを大事にした中で、いろんなことを学んで欲しいという親ももつんだと思います。で、あのう、学習指導要領が変わって、なかなかゆとりから転換した中で現場も厳しいんだと思います。十分こういうことに力を入れ難いんだとは思いますが、今後も同じような考えてしっかりやっていっていただきたいと思

います。で、続きまして、あのう、最後の質問に入りたいと思います。で、あのう、これは、まあ、ちょっと過去の重箱の隅を突くような話をする部分はあるが、ありますが、ちょっとお許しを願いたいと思います。あのう、常々そのずっと自分が議員になる前、なってからも思う中で、その若い人達の意見をどうやってくみ取るんだろう、どうすれば良いんだろうという思いを持ってました。で、あのう、町政座談会等に行っちゃんと喋れば良いんだけど、なかなか時間が合わなかったり行っても言えなかったり、行くまあ勇気がなかったり。で、自治会の青年部長とかをしましても、まあ、各旧町村単位なり、自治会で扱いは違うかもしれませんが、あのう、みんなが寄り集まる場もない。で、青年、まあ、農協の青年部、商工会の青年部、自治会の青年部等になっても横のつながりを得る機会もない、なかなかこう発言する場もない、こういうのはどうしたら良いのかなっていう思いを持ってましたら、たまたま、その、まあ、今年度春にされた町政座談会の中を全部、あのう、見てましたら、青年会議を開くっていうようなことが書いてありました。あのう、まあ、住民の意見があって町が答えてやりますということをされたです。ああ住民の人もみんな同じことを考えとるんだなあ、町も同じことを考えたからやりますと言われたんだ、ああ良いことだなあと思いました。で、まずはその青年会議というのがどのように開催されてどのような成果があったかについて。で、もう1個、あのう、これはちょっと古い話ですけど、あのう、教育委員会の方で21年度の教育委員会の自己点検の中で、あのう、少年団体育成指導者の育成についての項目がありました。で、小学校段階におけるその子ども達の関わりってというのは学校以外では地域の人達がボランティアで様々なことをしていただき、てます。で、町はそれをどのくらい理解をして、何か支えることができるのかなのか、どのように意見をくみ取って支えてるんだろうという思いの中で、ここで少年団体の指導者の育成ということがあったです。まあ、結果はうまくできなかったとありました。ただ、思いを持っていたんだな、やっぱりこういうこと大事だなと思ってます。で、結果としてその後どういうふうに関わっているかについて、2点質問します。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 青年会議の開催については、あのう、具体的なテーマを絞って、あのう、ご意見を伺うために、ある程度の手順が必要でした。漠然としたテーマでは意見も出ないでしょうし、まとまらないでしょうし、日中であれ、夜間であれ会議を開催するということは参加者の貴重な時間を使うことですし、テーマを明確にすべきと考えました。そうした中、青年会議としての開催はできませんでしたが、今喫緊の課題はやはり日本一の子育て村構想の推進に係ることであり、若い世代の方々に対して、率直な意見を求めるため、今年1月、町内の25歳から50歳までの男女千名を無作為抽出し、郵送でアンケートを実施しました。その結果、回収率は45.7%で、したがって457名の方から回答いただきました。子どもの教育について、生活環境について、児童クラブについて、保育についてと今現在内容を集計中ですが、何十ページとなるほどたくさんの意見をいただいております。まとめ次第役場本庁各支所での閲覧、また町のホームページで公開していきたいと考えておりますが、こうして得たご意見を参考に、今後の子育て村構想の推進において、改善すべきは改善し、また導入すべきは導入するよう今後協議、協議をしていきたいと考えております。

●**森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 番外。

●**議長(松本正)** 森岡生涯学習課長。

●**森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 議員ご質問の少年団体育成指導者の評価について、平成21年度の評価はできなかったとあると、その後22年度以降どのような取り組みをしてるかというご質問でございます。まあ、あのう、これにつきましては、今私どもの方では、あのう、少年、邑南町少年、青少年育成町民会議というのをやっておりまして、その委員の中にそういう少年団体育成にかかわる方も入っていただいております。その中でいろいろその情報交換を今日さしていただいておりますですね、まあ、平成22年度は邑南町の子ども達のために、今大人が考える、考えることは何かというテーマで皆さんをお呼びをして、事例発表、パネルディスカッション等も開催をいたしております。また、あのう、本年度は、まあ、スポーツ活動を通じてということで将来のよき隣人である子ども達を、そのどう育てて行くかということで、そういうテーマで、アスリートの講演のをいただいたり、そういう少年団体スポーツとかの指導者又は保護者、そういうふうな地域とそういう単、3部会に分かれて意見交換等もさせていただいております。あのう、また、あのう、3月、2月まですか行ったですけど、あのう、邑南ドリーム学びの集い等にも参加を呼び、呼びかけまして、そういう中でも各種団体の取り組み等発表いただいて、要するに子育てについて、また、あのう、に共通な認識を持っていくような、そういう、まあ、努力をいたしております。また、あのう、平成24年度今予算の方にわずかですが、計上させていただいております。まあ、町単独事業のプレイパーク事業、まあ、子ども達の冒険遊び場ということがございますけど、そういう事業も平成24年度から取り入れて、その場合の子ども達に対するその指導者のあり方とか事業の展開についても、24年度検討していきたいというふうに思っております、いずれにしても現在、あのう、子ども達というのはなかなかその外に出ること、まあ、子ども野外活動というのも実は、あのう、31団体我々の方では把握をいたしておりますけど、ほとんどその休眠状態というような状況でございます。そういう中でももちろん子ども会に対する我々の方の、そのアプローチの仕方も今後の課題になると思いますけど、まあ、あのう、とにかく子ども達をいっぺん外に出していこうと、これほど豊かな自然があるんだけどその場で遊ぶことすら今子ども達はなかなか知らないわけでありますから、そういう部分をしながら、再度子ども達を育成をしていく、そういう指導者の養成もしていきたいと考えております。以上でございます。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(松本正)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** 二つ、まあ、いっぺんに質問して二つ答えていただきました。一つずつ聞きたいと思います。まず青年会議についてです。期待感が大きすぎたのか、まあ、できなかった言いわけだったのかいろいろ思うんですが、あのう、本来であ、あのう、町の姿勢で、こう、すごくよくわかんないのは、あのう、余りこう人を集めて意見を聞きたがらない。例えば、まあ、農業問題でよく言ったんですけど、あのう、生産者の団体を作ったり、認定農業者の会議とかどんなしたらどうですかというんですけど、まあ、テーマがあって同じような答えがあったです。で、今もそうなんです、あのう、とにかく集めて話をする場をつくる、結果はどうであれ、まずそこから始めるべきだと思うんですが、あのう、手順であったり、テーマっていう話が出てきます。あのう、一生懸命考えれば知恵が出ると思うんですがやる気がなければ言いわけは出るっていうようなことで、どうもやる気がないのかなあって思う部分もあります。で、そのアンケートして云々っていう部分はあるんですが、じゃあ若い人達が普段の意見をどこに行って言えば良いのかという考えを持って欲しいんです。そりゃ町として確かに町政座談会等議会もやってます。

だけどそこに若い人っていうのは少ないです。で、出てこない人が悪いっていう部分もあります。だけど出てきてもらう努力も必要なんだと思います。で、特にその子育て日本一村、その若い人の意見がという部分で、その保護者世代も責任はあると思ってます。ただ、そういう場が少なかったりチャンスも少ない中でとにかくその意見を聞く場をたくさん持つ必要性があるんだと思います。で、そういう意味で一般の方が、その邑南町まちづくり討論会のような、まあ、青年会議というか会を開いたらどうですかっていう提案だったんだと思います。で、できなかったけどアンケートはしましたじゃなくて、やはりまずはすべきと思うんです。で、自分自身の思いをちょっと言うと、あのう、個別に意見をいうことっていうのはあんまり良いことだと思ってません。で、本来は公の場なり、そういう会議の場で意見を言う。で、それはただ個人の我が儘なのか町として必要な意見なのかっていうのは出てくる皆さんが聞けば応援できるものはまた応援する意見が出るかも知れない。それは個々のやり方だよと言やあそこで終わるかも知れない。で、町が解決しなくても住民同士話聞いて、あれこうすればどう場所がなければあこを使えばどうって住民同士で解決もあるかも知れない。で、そういう意味でやるべきだという思いが一つ。で、今、あのう、まあ、いろんなことで例えば町議会の選挙やっても議員の出、出てがない、若い人がなり手がないうという理由の一つで、まあ、あのう、議員が意見交換会に行ってもそういうなぜだと思えますかという話が出ます。で、じゃあ自分がなぜ出たんだろうって思ったときに、以前はそういうその若い人が出る会議が多かったです。で、町長もご存じだと思いますが、あのう、県の方だと、あのう、知事が主催というか、知事が意見を聞きたいということで、シマネスクふるさと会議のようなものもありました。で、様々なその集まりも多かったです。で、その中で誰かが気をつかっちゃんさって、あのう、まあ、幅広く年代で出た方が良いから若いあんたらも出てちゃんと喋りんさいということで場を設けてもらったから、外に出ていろいろ喋ろうということによってだんだん、あのう、人も成長してきて、来るんだと思ってます。で、今はそういう場面が若い人が出て、まあ、若い20代、30代の人が出てものをきちっと喋る場面も少ないです。そういう場も設けられないです。で、まあ、町長に聞くまでかどうかわかんないですけど、やっぱり町政座談会でやりますって答えたんだから、テーマだ云々って考えずにまずは聞いて、集まってもらっていろんな意見を聞く場を設けられるべきだとは思いますが、町長どのように考えられますか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、いろんな場面で町長が出るにしろ教育長が出るにしろ課長が出るにしろそれは大いにやるべきだろうというふうに思います。で、それは個々にやっぱりそれぞれ私はやってるんだろうと思います。公民館活動も正にそういうことだろうと思うし、で、やはり、あのう、何人かの方々に集まっていただいて様々な意見を聞くっていうのも、それはある意味では意義な、意義のあることかも知れませんが、あのう、日本一の子育て村っていうのは、これは何も福祉の問題だけじゃあないわけでありまして、正に、あのう、今邑南町が抱えているいろんな問題が出てくるんだろうというふうに思います。やっぱりそういうようなテーマでやって、若い世代のいろんな方々のご意見を聞くっていうのは私は是非やりたいというふうに、まあ、思っただけを進めてきたわけでありまして、24年度には、まあ、推進本部を立ち上げて、その若い人の意見を聞く会を設けたらどうという話もしていきたいとは思っています。そういった中でしっかり結論をいただいて、できればですね、まあ、公開討論会みたいな形で、ケーブルテレビも入っ

ていただくなりしてできるだけ広く町民の方にも知ってもらえるような、やっぱり仕掛けもつくりながら、意義のある討論会にしていきたいなあと、まあ、いうふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) やっぱり形に拘らなきゃいけないのかなあと、そこまでもという思いもありますが、やはり、あのう、子育て、あのう、日本一の子育て村を進めるという中で、その討論会なり、意見を聞く場を設けたいということは理解しました。で、まあ、それだけに限らずやはり定期的にこういう青年会議のようなもの、あのう、いろんな例えばそれぞれ組織の代表として、その若い人を集めて意見を聞くっていうのも大事なことで、その今自治会の青年部長になろうが、農協の青年部の部長をやろうが、商工会の部長をやろうが、なかなかその横とのつながりっていう場面は少ないです。特にはその瑞穂、羽須美とか石見って、合併した中で人を知っている、そういう会議に出ることによって人を知って場面もあるんですが、そういう場面も少なくなってきました。そういう意味では是非、あのう、手法とか捕らわれずに、まあ、お金掛かる話でもないと思いますんで、やっていただければなあと考えてます。で、次に、あのう、少年の、あのう、指導者の件ですけど、まあ、これも基本的には同じ考えです。あのう、青少年育成会議でそういう代表方にきてます、来てもらってますよっていうのは分かります。ただその代表の方が、その例えばスポーツ少年団の代表と言えるのか、そのスポーツ少年団できちんと定期的にその指導者なり集まる場があって、話をした上で代表として出てきてもらえれば代表ですけど、何団体かある中で一人代表で出てきてねっていうと、この人は全体の意見を言っとられるのか、個人、あのう、そのこの所属の先の意見を言っとられるかというのはわかんないだと思います。で、そういう意味で、あのう、それぞれを例えばスポーツ少年団で、なんかあるんなら、スポーツ少年団できちんと組織をつくって、意見交換をしたりいろんな活動ができる場を設けた上で代表としてきてもらうなら代表であって、様々な意見が聞けるんだと思います。で、そのあたりのやり方についてやはりそのほんとに様々な活動をされてるけど、ほんとに現場の意見が全部吸い取られ、吸いと、上げられているのか、そりゃ、その中で良い意見悪い意見をそれぞれが相談して自分たちで解決できることは解決した上で出して来ているのか、そのあたりは実際どのように考えとられますか。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(松本正) 森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) あのう、町民会議等に各団体の代表者が来ていただいて、まあ、いろんなその研修会をしたりとかですね、あのう、文化会、討論したりいたします。ご指摘のようにただそのことが、帰られて団体の中にその伝達をしてあるかどうかということは実は、正直申しまして、我々もその調査をいたしておりません。まあ、そういう部分では今後一つのその課題にはなっていくんではないかというふうに思ってます。ただ、あのう、スポーツ関係というのは我々その邑南町体協の中にも属しておられますので、そういう邑南町体協の皆さんとも相談をしながら今後そういう団体育成に対してですね、良い方法をどんなものがあるかということは今後議論をしていきたいなあとというふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、結果的にやはり様々な団体があるが、それらをつなぐ、まあ、

連絡協議会なりそういう活動をされてなくて、きてる。まあ、出てきた意見が皆さんの意見なのか。で、いろんなことを勉強会するけれど帰られてそれが地域にほんとに生かされてるかどうか分からない。要は仕組みがないからなんだと思います。で、ちょっと、あのう、話がそれるかも知れませんが、まあ、若い人とかいろんな意見というところで、今あまりその若い人が集まる場がない、活動が少ないんだと思います。で、河野教育長にちょっと聞きたいんですが、以前は、あのう、青年団という活動が活発に行われてたんだと思います。あのう、図書館に行くと邑智郡の青年団の活動誌っていう本があります。で、それをめくってみますと、まあ、今の多分60代、70代の方が過去そういう活動を幅広く邑智郡を跨ぐようなところでやっておられたんだと思います。そん中に教育長さんの、教育委員長さんの写真が多分役場で事務局をされていた当時の写真なんだと思います。載ってました。で、やはりそういう活動をされてきて、中でやはり、やはり若い人を集めて青年団なりいろんな団体をつくる、それらがまたお互いに交流する場面をどんどん持っていくってことは将来、まあ、大人になって、が、まあ、大人が、あのう、年をとって役に立つ活動なのか、地域のたね、ためにも良い活動であるのか、そこまではどうだったのかなあというどのような考えを持っておられますか。

●河野教育委員長(河野義則) 番外。

●議長(松本正) 河野教育委員長。

●河野教育委員長(河野義則) 突然ご指名をいただきまして、どのように回答して良いかちょっと、あのう、ご質問のように私もかつて青年団の、まあ、役員として、まあ、当時は相当そのたくさん青年団員がおりまして、非常に、まあ、活発に活動してきた思いがございます。おっしゃるように私も今なぜそういうその青年団活動というのが停滞しておるのかなという非常に、まあ、疑問に思っております。もっと若い人達はそのそういう独自のグループ、独自の活動をもっともっとやるべきだなというふうに考えております。しかし、それができないのはなぜなのか。あのう、まあ、当時と社会情勢というものも随分変わっておると思います。と言いますのは、いわゆる何ちゅうですか、あのう、情報機関といいますか、テレビの普及でありますとか、あるいはコンピューターそういった若い人達はその集中するそういうものが全く当時はなかったわけですから。そういう面で、自然に若い人が集まって活動してきたんかなあと、それが今できないのが非常に残念に私も思っております。何とか、あのう、できることなら今おっしゃったような若い人のその活動というのがもう少し活発になるようにしなきゃいけないなど、全く同感でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ありがとうございます。あのう、まあ、青年会議なりをやったらどうですかという中で、やはりこう集まる時間はどうするのかいろんな意見、考えはあるんだと思います。で、その中でそのやること、町が何かすることがその会議をやってきてくださいということが、住民に対して負担だよっていう考えもあるんだと思います。で、日中は出れないという人もいます。ただ良いものであればみんな出るんだと思います。100人声かけて10人最初集まれば良いんだと思います。中身が良ければ輪が広がるんだと思います。で、その中で結果としてさっき、あのう、教育委員長に質問したとおり、じゃあ自分たちが知らない人と知り合ったり、いろんな考えを持つ人、同じ考えを共有する人がいるのが分かったから、じゃあ自分たちで何かしようよっていう切っ掛けになるんだと思います。で、今どちらかというとその、まあ、よく農業問題取り上げますが、個々バラバラにしといて何かしなさいというのは無理なんだと思います。

その切っ掛けはやはり行政が少しくつってあげるのが一番良いだと思います。で、それをすれば今度は地域の問題はある程度地域で解決してもらえんじゃないかなあと思ってます。で、今回、まあ、こういうこれがあって、あのう、ちょっと今から紹介するものを、これがあってこの質問をしたわけじゃなくて、こういうことを聞きたいなあと思う中で一つちょっと、その要望が出て来ました。要は、あのう、具体的にいうと柔道教室がある、で、石見中学校の寮を、で今やってるけどなかなか会場がたいへんなんだよ、何とかしてほしいんだけど、で、これはどうやって意見を伝えれば良い。まあ、場がない、ただ直接町長なりその教育委員会に言っても修繕は難しい、何とかしてねっていうことになるんだと思いますが、例えばそういう青年団なり、そのスポーツ少年団の指導者の育成なりいろんな場が持ってあれば、そういう場で、うちこういう悩みなんだよ、じゃあどこどこ空いてるよっていうのは地元で解決になるんだと思います。で、結果有無よりはまずはそういうことを切っ掛けに少しでもやってその若い人の意見を何とかくみ取ったり、活動を活発にしようという思いを持っていただければ良いと思います。時間がきましたので、今日は、あのう、今回はこれで終わります。たいへんありがとうございました。

●議長(松本正) 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩には入らせていただきます。再開は10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時31分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●議長(松本正) 再開をいたします。続きまして一般質問順位第6号亀山議員登壇を願います。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、8番亀山でございます。昨日、先日来、あのう、この議会あるわけですが、町長3期目へ力強く、あのう、所信を表明されました。その中で昨日の質問の中に、一般質問の中でこれまでの評価についてはなかなか自分するのはおこがましいんで皆さんの声を聞きたいということでしたが、なかなか町長に面と向かってええことはようやっちゃんさった言いましょうが、悪りいことをなかなか言う人はおんさん思います、町内で。しかし私たちに向いてはかなり率直に、なしてなら、これどがあしてならということをよく言われます。例えば町長が提案されたことについても議会で十分審議しとらんと、お前ら何でそのまま通したんかいうて、よう帰ってから叱られることがあります。いうことは我々もこの議会で慎重に審議をせにゃあいけんいうことと、まあ、そこまで間で叱られるいうことはまだように見捨てられとらん、まだ多少は可能性がある思うて、あのう、見とってもらいますんで、今日も一生懸命、あのう、私の意見も交えながら、あのう、執行部の姿勢を正していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。T P Pの問題ですが、今朝の新聞でも全国集会が開かれたり最後のどうも詰めになるんじゃないかというような雰囲気であります。そうした中でこの交渉がだんだん現実のものになっていくんじゃないかという心配をしながら、この交渉結果次第では本町あるいは日本全国の農業は壊滅的な打撃を受けると言われております。そうした先行きの見通しが立たない中で、24年度にはこの邑南町の農業振興計画や、地域農業マスタープランの、が策定されるということですが、この基本方針について伺いたいと思います。いろいろ項目がある中で今日、特に伺いしたいのは不作付地の解消計画についてと、生産調整についてのことをお伺いしたいと思います。そうした中で差し迫って解決策が求められる不作、不作付地の改善計画であります。これは昨年の、あのう、邑南町の農業者が集まった会議の中のアンケートでも不安の声としてあがっ



とるのは、この不作付地解消をどうしてやったら良いか、これができんと戸別所得補償の交付金が受けられんようになるんじゃないかという農家の中にたいへんな不安が未だに残っております。そうした中で24年度には国は何らかの方針を出すのではなかろうかということが町長の口、また、あのう、農林振興課長の口から出て、ますます、あのう、不安は高まっております。そうした中でこの問題をまず、あのう、お伺いしていきたくと思いますが、まず初めにはこの邑南町のこの農地、農地の状況がどういった状況にあるのか、例えば土地の登記簿でいきますと、台帳地目として田、畑というのがあります。しかし課税でいうとこんだあ課税地目でなんぼう田んぼであっても原野になつたりする地目もあります。ほいから農業委員会でつかんどられる台帳もありましょうし、また水稻の共済の細目書の農地の台帳もあります。いろんな台帳がある中でその統合が進められておると聞きますが、そういった邑南町の農地の現況について、あのう、どういった状況にあるのかをまずお伺いいたします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) まず不作付地の改善として、まあ、大きなテーマがあるわけですが、その中で農地の現状、現況がどうかというご質問でございます。ええとまず、あのう、農地のそのデータベースにはいろいろございまして、なかなか、あのう、これが確実なデータだっているのが実は、あのう、うちの町に限らずですね、どこの町でも、あのう、把握が非常に難しいわけです。で、その中でまず一つの基準としてありますのは、まあ、登記簿ですね。この登記簿面積、これは23年の1月1日現在になりますけれども、田が2千304haあります。それから畑が598ha、牧場が14haでございます。これはあくまでも登記簿上でございますので、あのう、山の中にあっても今はもう原野、山林になっているという部分もちろん入っておりますし、それから転用はしてあっても地目変更がしてないような部分も、この登記簿には当然含まれます。それから、あのう、課税上の地目、あのう、面積ですけどもこれは、まあ、担当課が違いますけれども私の方へ数字をいただいておりますので、私の方から答えますが、ええっと23年度分の課税状況から言いますと、田が2千105haです。それから畑が451haということになります。で、ここに約200haぐらいの差が出てくるわけですが、これは先ほど言いましたように課税の方が一応現況で課税するということから判明した、もう山林に確実になっているというふうな判明したもの、あるいはもう宅地に転用されているというふうな部分については現況に合わされているということで、200haぐらいの差異が出ております。それから農業共済が持っております、まあ、通称細目書というふうに言っておりますが、これの面積は、これは、あのう、畦畔を含んでおりませんので、植栽面積ですから、あのう、まあ、全然そのテーブルが違うわけですが、植栽でいきますと、田んぼが千634haということになります。もちろんこの中にも既に原野化したところ、山林化したところ、そういうのも含まれております。それからご質問にありました中山間地域の直接払いの加入面積でありますけれども、これは田が千525.6ha、畑が17.4ha、合わせて千543.1haでございます。ほいからちなみに農地水保全管理支払い交付金、これにつきましては田が千533.5ha、畑が76.6haというような加入状況になっております。以上でございます。

●亀山議員(亀山和巳) はい、議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、土地の台帳と現況とは、それから利用のされじょうがかなり、あのう、

ギャップがあることがこれで分かります。ほいで通告よりちょっと順番を変えていきたいと思いますが、あのう、3番目にあげとります農業委員会の会長さんにお伺いいたしたいと思いますが、こうした農地の状況ですが、やはり農業委員会が権限を持たれとるのは、あのう、登記簿の台帳の地目の土地がすべてを農業委員会では権限を持たれとると思います。そこで平成21年の農地法の改正によって、遊休農地対策として年1回ですか、農地の利用状況について調査をされておると思います。その調査の結果や、またその不適切な使い方による指導されたことがあるか、また農地の利用権設定については農業委員会で取り扱いをされとります。その状況等、それで先ほど、あのう、農林振興課長からもありました登記簿の農地と現況の地目との差、これを今後どのようにしていこうと考えておられるのかその点についてお伺いします。

●田中農業委員長(田中正規) 番外。

●議長(松本正) 田中農業委員会会長。

●田中農業委員長(田中正規) 農業委員会による農地の利用状況調査の結果でございますが、まあ、農地の利用状況調査につきましては農地法第30条第1項により義務づけられており、平成22年度から実施しております。また平成23年度からは、同様に実施してございました耕作放棄地全体調査と一体的に実施することとされ、邑南町農業委員会は、担当地区の農業委員が各集落の農林業集落推進員等、その集落の農業事情に精通された方々の協力を得ながら、現地調査を実施してきました。平成23年度も10月初めから、公民館単位に調査の実施にかかる説明会、農地パトロール推進会議を開催し、調査に参加していただく方に対し、調査の実施方法あるいは判断の基準等、意思統一を図って農地パトロール月間と位置づけられている11月を中心に町内全域で実施しております。調査の結果を取りまとめましたところ、町内全体で耕作放棄地は440.62haとなっております。非常に残念な数字でございますが、その内訳は、農業すべき耕作放棄地として、邑南町は四つに区分しております。緑の、まあ、我々普通緑と呼んでおりますが、草刈り程度で利用できる状態に戻る農地が30.69haでございます。それから通称黄色で、まあ、表示しておりますが、草刈り程度では利用できる状態には戻りませんが、重機等を用いて再生利用できる状態に戻る農地が53.72haでございます。それからもう既に原野化しております、まあ、我々は赤というふうに呼んでおりますが、不可能な耕作放棄地が、復元不可能な耕作放棄地が264.47haでございます。それとですね、既に農地以外の用途に転用されている土地が91.74haでございます。まあ、非常に大きな数字でございますが、まあ、結果は結果としてこういうふうな結果が出ております。まあ、あのう、非常に大きな数字でございますので、まあ、指導状況でございますが、まあ、昨年度は実際には活動をしておりませんでした。ほいで、今年度から各地域ごとに重点地域を定めて、農地所有者へ指導していくことといたします。また町外や県外にお住まいの不在地主に対しましては、指導文書を郵送することも検討してこれからまいります。まあ、重点地域でございますが、羽須美地域においては雪田地域、ほいから瑞穂地域においては下田所地域、ほいから石見地域においては日貫の矢上よりの半分という形で、実際今年度から、指導するというようにしております。それから利用権設定状況でございますが、まあ、これは、あのう、白紙委任の分は22年度が94ha出ております。それから平成23年度は26ha、白紙委任によって出ております。ただ、あのう、農業委員会に出ます農業経営基盤強化促進法に係ります利用権設定でございますが、これは23年度は250件、35ha、まあ、再設定を一応含めての数字でございますが、250件、35ha出ております。まあ、あのう、利用権設定に関しまして昨年の、まあ、一応どういう状況なのかなという思い、思いを持ち

ましてみてみましたら、やはり大規模農家、集落営農に集約されつつあるということと、農地がゼロの人が昨年、まあ、23年度でございますが、6名ほど新たに利用権設定されて農業に参入されておるといふことも、まあ、新しい動きかなという思いがいたしております。それと今後の農地行政の進め方でございますが、まあ、非常に面積が膨大でありますし、まあ、少しずつやっ  
ていくしかないのかなというふうに思っております。まあ、これ以上耕作放棄地を出さないよう  
に、まあ、昨日も質問にありましたような多様な担い手の確保、集落営農の推進、まあ、やっ  
ていくことはもちろんでございますが、まあ、もう1点これは問題だと認識しておりますが、農地  
以外に転用されている土地につきましては少しずつ解消していくよう、まあ、これは公、民間両  
方ございますが民間の場合は転用の申請を提出していただくよう指導してまいりたいと思います。  
それから、まあ、農業委員会は、あのう、こういう、まあ、いろんな会合がございますが、まあ、  
出し手受け手の意向に関する調整すべきことは非常にこれから重要になっていくと思う、思われま  
すので、積極的な対応をしてまいりたい。それから農業再生協議会担う農業委員会構成員、まあ、  
農業委員会も構成員として、積極的にこれから取り組んでまいりたいというふうに思っておりま  
す。あのう、少し簡単ではございますが、どうも。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ありがとうございます。農地もいろいろやっぱあります。そこで  
農地は、あのう、大事な地域の資源だから、これは守らにゃいけん、守らにゃいけんということが  
一般的には言われますが、先ほど、あのう、教えていただきましたように、まあ、赤と呼ばれる  
地域264ha、こういったもの、例えば、また黄色53.72haについてはこれを存続する  
のか、又は農地以外なものに例えば山にするとか他の物にするとかいうその仕分けをしていく必  
要があるのではないかと思います。こうして後、あのう、担い手不足、後継者不足の中でこうい  
った不良、不良農地、言うところとちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、耕作しても収入にならん  
ような農地についてはあっさり、あのう、早い時期に整理していくべきではないかと考えますが、  
農地を守るという農業委員会の立場からすると、こういったことはできんのでしょうか。今の赤  
の264.47haについては早い時期にでも非農地証明を出していただいて農地でないように  
することが、あのう、良いのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

●**田中農業委員会(田中正規)** はい。

●**議長(松本正)** 田中農業委員会会長。

●**田中農業委員会(田中正規)** この数字に関しまして、一気に非農地の証明を出すというのは不可  
能でございます。まあ、徐々に進めていかにゃあいけん、完全に山林化している地域において  
は非農地の証明を、まあ、担当者ができる範囲で少しずつやっ  
てまいりたいというふうに思っ  
ております。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、農業委員会の、まあ、これからのですが、今後のまた、あのう、更な  
る、あのう、活躍を期待しております。それと、あのう、この農地についていろんな制約とか決  
まりことがあることにつきましては、まあ、今までこっちで、あのう、百姓しとった者につい  
えはおおよそ心得ておりますが、今後今の相続とか言うようなことで、都会へ出とられる方が農地  
を引き受けられた場合、なかなか農地についての規制とか、あのう、規則があるということがなか

なか分かってもらえん場合があります。これ自分の名義の土地だけ、自分の好きになるんじゃないか言われる方がたまにあります。そういった面でもう少し、いろんな機会を通じて農地についての、あのう、決まりごとを皆さん方所有者の方へ分かるような、あのう、ことも考えてみていただければと思います。そこでですね、ええと、不作付地をいうことでいきましたが、まあ、作物が植え付けてない土地については、あのう、農業委員会が調査されましたのは遊休農地を調べるという言葉があります。そこから不作付地というのはこれは農林省の定義でされた今の戸別所得補償を受けるための、その定義の不作付地だろうと思います。そこから別には耕作放棄地という呼び方もあります。いろんなものを含めた作物を作付けていない農地というのがいろんな形で存在しておるのではないかと思います。そこで個別所得ほうし、戸別所得補償を受けるために、あのう、出した不作付地解消計画のことですが、ここへいきたいんですが、その中でもう一つ、農林振興課長に伺っておきたいのは、そういった不作付地を解消するにあたっては、およそ250ヘクという数字が出されておりますが、これを土地利用型の転作作物に切り替えて、例えば機械的にやっていただいた方へ農地を流動化して行っってはどうかという案もこの前だされております。そうしたところで、先ほどの農業委員会の農地の流動化に含めて、あのう、農地利用円滑、農地利用集積円滑化団体ですかね、これは邑南町がその団体の指定を受けとろうと思いますが、そのこれまでの実績いいですか、これがどんどん進むようでしたら先ほどの構想もできるかも知れませんが、この状況について現在のところまでの実績をお伺いいたします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 農地利用集積円滑化団体の事業についてであります。これは事業名は農、農地利用集積円滑化交付金事業というふうにいっとります。まあ、通常白紙委任をしていただいて、それから町の方で受け手を捜していくと、で、その効果として、まあ、いわゆるその大型農家さんが、まあ、あっちの集落やらこっちの集落やらいろんなところへ耕作しておられるのをなるべく近場にまとめる。そして効率の良い農業に少しでも持っていくというのが、まあ、大きな目的として白紙で出してもらおうという意味であります。実績としましては、これは21年度から実施をしておりますが、21年度は町単独の事業としまして、これは出し手の方に、反当1万円を支給しておりますが、23.1haでございまして、予算的には228万5千円を支出しております。で、この年には、農事組合法人が一つ誕生をしております。それから22年度につきましては、町単とともに国の方でも円滑化事業というふうなものが実施をされまして、これは受け手の方に反当2万円が交付されるという事業でございます。これが9.4haで国の金額にいたしますと、対象外も少しございましたんで、千、189万円、それから町の単独事業の出し手に交付しましたものが93万6千円でございます。この年は農事組合法人いいとも、これは羽須美でございますが、これが1法人設立をされております。それから平成23年度の今日までの状況では、まず国の制度が円滑化事業から所得補償の中へ組み入れられましたので、出どこが少し、まあ、国の場合は変わりましたが、現在までのところ2.6ha、国の所得補償においては、55万2千円。それから町の単独事業においては25万7千円が支払う予定にしておりまして、3年間のいわゆる白紙委任の合計が35.1haということになります。で、少し、あのう、被りますけれども、この間新設法人が2法人できておりまして、合わせて16.3haがその法人に集積をされております。その他につきましては個人の大型でありますとか、既存の法人でありますとかいうところへ利用権設定がされております。まあ、これによって、あのう、分

散錯誤しております農地が、まあ、全て解消したということにはなりません、まあ、年々これを進めていくことによって、まあ、少しでも近くの方に農地が集積できるんだらうというふうに、まあ、我々も期待をしております。以上でございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、これは農地の貸し借りを貸し手側は、ええっとその役場の方へ白紙委任をして、あのう、作る方を好きに捜してくださいということでさあね。それによって集積するという効果はあったかも知れませんが、先ほどの答弁の中で16.3haを集落営農で実績として言われました。集落営農を作る場合は集落内の個々の農家とその農地をその組合へ拋出して、それで法人を、法人を作る、まあ、集落営農組織を作られるわけですが、そうするとその貸し手もその法人のメンバーでさあね。そいで自分で貸しといて自分で貸し手の補助金をもらう、そいから、あのう、作った法人は法人なり団体はこんだあ借り手側としてあの補助金を受ける、そういったことが起こっちゃあおらんか思うて今気がついたんですが、それと、今の貸し手側に1万円が出ます。今のその農地の状況でいうたときに貸し手さんに1万円だけの、1万円もの補助金を出してまで、それを、あのう、進める必要があるのか。どっちかいうと今は農地をもてあまして、皆さんなあ、誰か何とかして欲しい、年貢はいらんけ、作ってほしいというような状況が全体の状況じゃあないかと思います。そうした中でこの町の単独事業として1万円を貸し手側に出さにゃいけんかった、その理由について、そいで、まあ、時間もとっちゃいけんけ、この事業は23年度までの、だった思います。あのう、要綱が。そうすと24年度からはこれをどういった考えでおられるのかその点についてお伺いします。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** 坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** まず、あのう、新設法人への利用権設定でございますが、ええと、一応現在の要綱では、集落営農だからこれを排除するという要綱にはなっておりませんし、まあ、あのう、非常に法人を作るというのは、あのう、時間もパワーも必要でございます。ある程度インセンティブのある政策がないとなかなか進まないということもございますので、国は国として、まあ、もちろん所得補償から出しておりますし、町は町で、あのう、白紙委任の対象として現在に取り扱っております。それから、あのう、まあ、こういう事業に出し手の方に補助金、まあ、交付金として必要かどうかという話ですが、これは1番の目的は、あのう、一つは近くのなるべく大型農家なりやる気のある農家さんにこう結びつけていこうというのが一番の趣旨です。で、今までは相対ということで遠くの親戚であったり、まあ、お友達であったり、いう方にそのお互いがもう署名をされて出てくるというのが普通でしたが、これを解消することによって、こちら側でふさわしい担い手さんの方へ斡旋していく、で、分散錯誤を防ぐという効果を期待しておりますので、やはりそこは、まあ、あのう、今後とも必要だと、24年度以降も、あのう、予算化を今お願いしているところでございます。以上でございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、そのことについては私はちょっと別な意見をもっております。いいますのは、これは白紙委任ということで、全く白紙で出してくださいということでした。例えばその地域で例えばいろいろ団体なり相対で相談した場合は、これは地主さんへは補助金を出しませんよ

と、とにかくみな全部役場へ任してもらわにやいけませんという方式だったと思います。そうするとこの方法が確かに集約するのには良いかも知れませんが、集落なり、地域のそうした話し合いによる物事の進め方いうものを、これは否定するものではないかと思います。それと地主の方へ払われる、あのう、1万円の補助金は新規の場合でなければ、あのう、出、出んはずですよ。そうしたときにこれまで利用権設定をして更新を迎えた場合は同じ人が作るのであるなら地主さんの方へお金はでません。人が変われば1万円出るんです。これもちょっと矛盾があるように思うんです。仮にいうと受け手側からすると自分は返さんと地主さんの方へは補助金が入らんいうことになります。続けて自分が作り続けることは地主さんの不利になるということになるんで、なかなかその契約更新をし難くなったというのが今の事業であります。そういったこともかん、ありますんで、ちょっと、あのう、来年度の、あのう、そのこの事業の進め方についてはその点を留意していただければと、あのう、希望します。それともう一つは、ええっとこの団体ですが、農用地利用集積円滑化団体ですよ、ちょっと名前が長いけども読み難いんですが、これはこの町の規則を規程をみますと、国が示したそのまんまです。そのまんまのものが載っとります。ただ邑南町がそこに入っとるだけだろうと思いますが、それで、この団体ができる事業には、今言われました農地の白紙委任の貸し借りの事業ですよ、農地利用代理者事業というのがあります。その他に農地売買の事業もすることになります。それと研修事業があがっとります。これはできる、しなければならいではないんですが、この事業を行うものとする、規約にはのっとります。そこで伺います。この2番目、3番目の売買事業又は研修事業については、これに取り組む考えはないのか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 売買事業につきましてですが、これは今までのところまだ、あのう、要望としてはあがっておりませんが、例えば白紙で、もう一切合切売りたいんだけどというふうな場合があれば、当然、あのう、円滑化団体、円滑化団体イコールうちの場合は邑南町と、まあ、イコールなんですけど、わざと別な団体を作っているわけじゃあないんですけれども、町が、まあ、そのまま事業、あのう、円滑化団体ですが、あのう、その中で農業委員会等とも協力しながら、あのう、買い手の方を、まあ、捜していくということは、あのう、当然取り組んでいくというふうに私も思っております。それから研修事業につきましてはちょっと内容的に、まあ、いろんな、まあ、ジャンルがございますが、これは今までも支援センターの中でやっておりますし、今後は再生協、まあ、新しい支援センターですが、この中でやっていきたいというふうに思います。で、この中にはこの円滑化団体もその新しい支援センターの中の構成員でございしますので、この中で、あのう、あわせて実施をしていきたいというふうに思います。

●亀山議員(亀山和巳) はい。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、期待しとりました答弁より前向きな答弁をいただきました。あのう、最近では、あのう、不在地主さん等がかなり増えてまいりました。そういった方へ聞きますと、これは農地を何とかしたいんだが言われるんですが、今の状況、農地の状況からいうと、ほんに二束三文いうちゃいけません、ほんに買いましようとか誰かに斡旋しましようというような価格じゃあないんですよ。そうしたときに公の、が、団体がそれを受け皿になってもらうということは、その不在地主さん又はリタイアしようとする農家に対しては大きな、あのう、助けになる

思いますし、是非このことについては積極的に進めていただきたいと思います。そこで、次にまいります。いよいよ、あのう、戸別所得補償の件であります、この戸別所得補償、今2回分、あのう、交付金を皆受けたわけですがこれを継続して受けるためには不作付地を解消することが義務づけられております。この不作付地の解消を3年間およそ目途に改善をしますという計画書を出しておりますが、これがなかなか進んでおらんのが状況だと思います。先ほどいろいろ、あのう、答弁の中で言っていただきました、不作付地耕作放棄地については当然作物を作付のできませんような田んぼあったりします。ほいで戸別所得補償の、あのう、対、基礎になります水田台帳は農業共済の細目書が基本になつると思いますが、その中に登載されておる水田の中にもかつて昔、木を植えたところで、今は、あのう、実績カウントだから残つとるようなところも多分にあります。それと、もう有害鳥獣のために作付ができんとか水が行かんのでやれんとかいういろんな、あのう、こともあります。この改善計画について出しておりますが一向にまだ進んでおりません。24年度には国から何らかの方針、あのう、策が出ると聞いておりますが、このことについて担当課で今検討されておる、こういった方法で解消しようと思うという案がありましたらお知らせいただければ皆さん方かなり安心できるのではないかと思います。よろしくお願いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 所得補償にかかわりますところの不作付地の解消の問題でございますが、我々もこの件については非常に、あのう、憂慮しておりまして、もう一昨年から、まあ、具体的に言えばとも補償のお話をしたことがございますが、これも不作付地解消の一つの策として出して来たわけです。で、それをもう一昨年からそういう、まあ、心配を既にしておりまして、あのう、何らかの対策を、これは、まあ、打ちたいということでこれまでできておりますが、ええっと、22年度ベースで不作付地がこれはあれですよ、あのう、登記簿ではなくて、細目書上の不作付地、これが256haあります。で、これを、まあ、一つの方策で一気に解消する、するということはこれは、まあ、まず無理だと思うんですね。しかし、圃場整備はしているんだけれども不作付地になっているところもあります。それから圃場整備はしていなくてもある程度の区画面積があって使う気になれば使えるんだというところもまだ残っているはずでございます。と言われるように、もう既に植林がしてあったり、あるいは転用がしてあったり、あのう、原野になっておったりというものも含まれております。で、最初言いました二つですね、あのう、圃場整備がしてあってまだ使える、してないんだけれども大型機械が入るいうふうな部分については、あのう、極力これは作付けをする方向でやはり考えるべきだろうと、あのう、人によってはですね、もう使わんとこはもうこう切っていきやあどうかというふうな話もあるわけですが、これは農業振興という立場からしますと、それは、まあ、切るのは簡単なことでありますが、これはちょっと方向性が違うんだろうと思います。で、始め言いました二つについては、やはりとも補償とかいうふうな制度を作って、まあ、これを説明すれば長くなりますのでしませんが、あのう、そういうふうな制度である程度100ha程度はこれによって解消を図っていきたい。はい、100haです。それから、まあ、一番心配されるのがもう既に山林になっているところはもうどう見ても使いようがないというところもちろんありますんで、これは最終的には、あのう、水田台帳から、あのう、落とさざるを得ないところもちろん出てまいります。ところが水田台帳から落とすということは分母自体が小さくなりますので、また県からその各市町村へ配分される水稻、主力が配分されるときにどうしても分母という数字を使われますので、これが小さくなれば当然

分子の方も小さくなってきますので、まあ、そこへの影響がどうかという問題がありますから、これは、あのう、今までで言えば水田協の中でも既に、まあ、議論の対象にはなっておりますが、これはもう切っていくのか、もうちょっと何とか別な方法で、処理できるのかというのはもう少し時間をいただきたいと思います。で、取りあえずそれは、まあ、あのう、第２段階でええと思うんですね。やっぱり第１段階とすれば使える農地をまずは使ういうところに一步踏み出さないといけないと思っておりますので、まあ、是非、あのう、我々も提案していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、不作付地の２５６haの内、１００haはこれを利用するようにという計画と伺いました。ええと、そこでまず、あのう、第１段階、第２段階言われましたが、そこでまず第１段階になるまでにでも皆心配してこれをどがあかせにやあいけん思うとるのは要は個々の農家が不作付地を未だに抱えて２４年、２５年にいった場合に戸別所得補償の交付金が水稻を作る面積に対して交付されんようになるんかどうか、今までは説明聞くとそういうふう聞いて皆心配しとったんです。不作付地を何とかここへ隠してしまおうかと、どっかへやってしまおうかという心配をしょったんですが、そのことについてこれまでの説明はそういった仮に私が不作付地を一筆でももっとたら、あなたには、あのう、交付金は出ませんよというように聞いたと思うんですが、その点について、まずそれが一番急ぐんですね。その点についてもう一遍確認をさしてください。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** 坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 不作付地があった場合の、まあ、改善計画は出しておりますが、これに対して国がどういう措置、まあ、ペナルティというんでしょうかね、これをしてくるかということなんですが、これについては、県からの情報では２４年度においてそこを農水省が検討するということにどうもなっているようです。で、可能性としての話です。可能性としては今おっしゃいましたように一筆でもそういうものがあればその農家さん自体もう対象にしないよというパターンが一つありますね。これは、まあ、最悪の場合です。それからもう一つまだ噂の段階ですけども、これをもう全国的にほんとにそれをやってしまうとかなりの農家が外れてしまって、あのう、それ大混乱を起こす可能性があります。で、恐らく農水省もそこまで一気に難しいだろうと、で、例えば、その不作付地の部分だけをもう今後は対象にしません。例えば今は不作付地です。でも将来何かを作付けました、ところがもうそこで一旦線を引きますから、後で作付けをしてもそこには所得補償は出しませんよという案。概ねこの二つのところに、どちらかに、まあ、集約されるんだろうというふうに考えられます。で、まあ、我々が期待するのは後に言いました方ですが、じゃあそうだとすれば、今作付けしてある田んぼは、まあ、安泰ということになりますよね。じゃそれが安泰だからといって不作付地をじゃあ、あのう、良かった良かったということで放っておくのかという議論もまた別にはありますよね、当然。我々農林振興課という振興課がついておりますので、こりゃあなんぼ国の制度ではそりゃ救われたとしても不作付けを何らかの手段で解消してやっぱりこう地域を盛り上げていこうというのは大事なことで、所得補償は別にしましても、やはりそういう不作付けで使えるところがあればやはり解消策を取っていききたいというふうに思います。



●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええと時間も押しとりますけど、ええと私の意見を言いますと、先の課長は二つのパターンを言われました。国は全部を交付対象外から外す場合と2番目の後の場合、私が聞いておりますのは2番目の場合であって、1番目の場合はこれは想定はされていなかったと思います。農家がみな聞いとるのは今の課長もあつたように、1番目のことを聞いとるんです、今まででは。そうするとせっかくもらえ出した交付金がもらえんようになっちゃあいけんという心配が今、町内にみなあるんです。で、早いことその情報は正確のどこを掴んでいただきたい。私を感じとるのは2番目だろうと思います。2番目でその作付ができん耕地についてはもう今後そっから外しますよと、例えば農振地域の農用地域から除外するとかいう、そういった措置を考えるんであつて今の現在、あのう、耕作水稻が作付とられる、あのう、善良に管理されるところまで交付金を出さんということではないと思いますんで、その点を早い時期に確認をして早く、あのう、農家の方へ伝達をしていただきたいと思います。それと、あのう、改善計画ですが、改善計画というのはこういったものを出しました。ほいでこのときに改善の計画はどがあやつてやりますかいう、四つのパターンを、あのう、あげてもらいました。これは農水からはこういったパターンは出とらんかと思うんですが、邑南町の場合3番目にその改善する計画として農業委員会と地域の関係機関と相談するいうところがありました。これは絶対ええことなんで、私はこれにみな丸をしたんですよね。ほいだけ、今からその相談もいく思います。関係機関の方へ。そいでこれに対して、ほいじゃこうした方に、こうしなさいという指導ができるように、早い時期に、あのう、準備をお願いいたしたいと思います。それと先ほど課長言われました100、ええっと256haの内、100haを、あのう、作物を作付けるということでありましたが、ええっと、先に私調べてみましたら23年度のベースですが、邑南町の自己保全調整水田です。これは水稻の細目書ですが、細目書で拾うたときが、ええっと、今言われた250ha以上、250haぐらいあるんですが、その内の26%が1反以上です。1反いやあ、あのう、10アール以上ですね。その他の74%、筆数にして92%は1反未満の田んぼなんですよね。そうすつとこれに機械を入れて作物を植えて大きなコンバインを入れて作業ができるかいうことです。それで私のところの市木地区も、あのう、見てみましたら、やはり同じようなことです。1反以上のところは、ええっと、28%しかありません。あのう、筆、筆数にして。後は全て1反未満。1畝というところもあります。こういったところをやはり解決していかんと不作付地の解消にはならないと思います。そいで、あの前から、あのう、課長が提案しておられます、とも補償によってこれを解決するいうのもそれは今計画としてあげとる100haにはとても及ばん思います。それ意外なところを解決する方法を振興課として苦渋の選択かも知れませんが、農地から外すということも考えていただきたい。それが安心して農家が営農にた、携われる土地の貸し借りがスムーズにいく、農家の負担を軽減することにもなると思いますんで、これは答弁よりも、これは検討をお願いしときます。それでもう一つ、この戸別所得補償、戸別所得補償の制度ですが、これは、ええっと、民主党政権になって、始まったものですが、かつて平成19年には自民党の政権下で品目横断的経営安定策が打ち出されました。これも戸別所得補償に似たようなものではありましたが、これは、ええっと、認定農業者なら4ヘク以上とか集落営農なら20ヘク以上のかなり規模の大きいところを対象にして、それ以下の農家、団体は切り捨てるようなかなり農家にとっては、あのう、評判の悪い制度でした。それを民主党になって全てのあの販売農家じゃなし、販

売農業者ですよ、販売農家という定義はまた別にあるそうですけ、販売農業者に、あのう、1万5千円を米の場合ね、1万5千円を、あのう、交付するということで、これはかなり、あのう、画期的なこれまでとは違った、あのう、制度だったと思います。しかしこれも生産調整を、に協力者という大きな前提がついております。いうことはこれはこれまで自民党政権でやってきた生産調整にかかった施策を、この戸別所得補償へ乗り換えたと判断できるんですよ。全く予算としてこの戸別所得補償の予算がうわが、農林、農水省についたわけじゃあない。それどころか土地基盤整備の改良とかいう予算を削られて、こっちの方に回ってきたと思います。しかしながらこれが今までとは違う点について、違うたのはこれまでは作らんことに対して交付金、補助金が出とったのに、今度は作ることにに対して補助金が出るということで、ここで大きく違いました。そこで全国的にはこの生産調整に非協力だった農家の方も、これ作った分へ金が出るんならいうことで、生産調整に協力されました。それからまたWC Sとか飼料米とかいう加工米とかいう、その作型は稲作をしながら生産調整ができるという、それから交付金も8万円という高額な交付金ということでかなり、あのう、生産調整へ協力する参加者も増えたように思いますが、がですよ、これはたいへんに米価の下落を引き起こしました。ある報道を見ますと、これはT P P交渉を受け入れるためのまず前段の施策であって、これが順調に進めばT P Pを受け入れることは可能だということも書いてありました。しかしこの戸別所得補償は未だに法、法整備はされとらんです。何時ないようになるかもわかりません。最終的には政権が変わったりしたときには、米の安い米価だけが残って戸別所得補償はないようになるんじゃないかという心配もあります。マスタープランをたってもらったときによっぽどそこところをね、気をつけていただきたいと。それと町長も、あのう、前から言われております米の販売ですよ。有利な販売をした方がええだろうということも言われますが、この戸別所得補償によって、独自で考えて自分の売り先を決めて自分で売ると生産調整は関係無いと自分で作って自分で売るんだと言われとった農家の方も、日本全体の米価が下がってくると、その人の米の値段も下がってくるんでなかなかそれが難しいような状況になっとなる。いろいろ日本の中でこの戸別所得補償については、いろんな問題も含んでおります。そうしたところでこの原点となる生産調整協力者という、生産調整に協力した者にこの交付金が出るというその判断をどこでしてりゃあええんか、それと邑南町はその生産調整の割り当てを手挙げ方式でやったりします。手挙げ方式でやったときにその交付金を受ける個々の農家には不公平が出てきやせんか思うんですが、その生産調整の配分方式についての考え方を、あのう、お聞きしたいと思います。これは農水省の指導でも、あのう、的確な配分ルールに則って配分をするようにという指導もあると思い、思いますが、どういった方法で配分を今後されていくのかをお伺いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) いわゆる、まあ、需給調整の各集落なり、農家さんへの割り当てをどういうふうに考えていくかというご質問であります。まあ、従来から、あのう、議員さんの主張は私も知っておりますが、邑南町の場合はですね、まず、あのう、県から町に配分がきます。それを今年の場合は、去年までは、あのう、集落単位で前年実績等に基づいてこれを割り当て、まあ、目標を割り当てじゃないですね、目標を示さしていただくと、目安を示さしていただくというかたはい、そういう形で集落ごとにこう出しておりました。で、今年からは、あのう、これは羽須美の方から、あのう、座談会で意見がありまして、その転作ももう集落だけでもう解決

するのはこれやれんと、もうちょっと範囲を拡げてもらった方がやりやすい集落もあるんで、もうちょっと考えてもらいたいというふうな意見もございましたもんですから、今年から、まあ、少し試行的ではありますが、あのう、自治会ぐらいの範囲で目安を出さしていただくことにしました。で、そのことによって、今までは集落で手挙げ方式ということで、うちはこれぐらいですよということがバラバラに出てきたものがまずは近場のところで調整をしていただくと、第1次的にですね。で、なおかつそれで調整ができなかったものを、こう事務局の方にあげていただくと別な地域と更に、まあ、再調整をするという方法を今回とっております。で、邑南町の場合は従来から、あのう、農家一戸一戸への割り当てというのはしておりません。言われましたように手挙げ方式という方法でやっております。で、これを、まあ、恐らく議員さんこれ例えばこの戸別所得補償で、まあ、自由に販売ができたり、もう個人の責任でそれをやるんだということになれば、ある皆さん平等なラインを設定して後は個人の判断に任せてはどうかというふうな意味合いも含まれているんじゃないかと思いますが、で、邑南町の場合はそういう手挙げ方式で邑南町全体として、あのう、クリアしてしていれば、全員が、まあ、クリアするわけですね。ですから言われるように3割しか作らん農家もあれば、8割作る農家もあるということで確かに公平性という面では、あのう、若干問題があるかも知れませんが、それは、あのう、希望を取った上で調整をさしていただいておりますので、農家さん、あのう、もちろん合意があった上でこれはその差がついているもんだというふうに思います。で、じゃあ仮にですね、ちょっと長くなります。ちょっと仮に、仮に一律配分をしたとしますと、集落あるいは農家によっては、まあ、平均でいいますと、まあ、7割にしましょうか、7割を配分したとしますと、例えば5割しかもう作れんという集落、農家もあります。そうすと2割部分が残るわけですね。じゃあその残った部分をじゃあどこへ持っていくのかということになりますと邑南町とすればもったいないですから、それ県に返すよりも誰か作りたい農家があればですね、そこへ持っていきたいわけですね。そうすると、まあ、そこは7割よりたくさん作れる農家が出てくるわけですから、やっぱりそこではどうしても、まあ、率だけで言えば、どうしても差が出てくるわけです。で、しかもじゃあその余ったのをどなたに持っていくのかということになると、またこれはこれで問題があるような気がしますし、ですから、あのう、よほどこの件を農家さんにお話をして皆さんが、じゃあ一律で良いよとそれでやろうという話になればそれも可能だと思いますが、長年手挙げ方式でやってきておりますんで、あのう、この邑南町の2千軒の農家さんがですね、果たしてそれに合意、同意されるかどうかというのは私、まあ、少し、あのう、疑問に思っております。はい。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、時間も近づいておりますが、この問題について戸別所得補償については後12番議員さん、あのう、重鎮が大將が出てやられますんで、これに、あのう、最後のところはお任せして、私はほんの露払いぐらいのことだったんですが、それで、今の件ですが、課長の言われることも分かります。しかし、今が手挙げ方式であるがために全部ですね、生産調整は全然せんこうに全部米を作っとる場合もあるんですよ。私の場合も、あのう、3割、4割せにゃあいけんか思うんですが、枠があるということなんで、かなり米を作らしてもろうとります。それでさっき、このことはさっき初っぱな言いましたように昔は転作した面積に対して交付金が出よったけ、せんものにゃあ入らん、したものにゃあ入るけえ、えかったんだが、今度は米を作った人へ、このお金が入るでしょ、そうすと全然転作をせん人は、転作せんこう、米を作って全額

1万5千円もらう、全部の面積でな。私も自分の割り当てを生産調整せんこうに米を作っとりますんで、それだけもらとうになるんです。それでそういった不公平が生じるんじゃないかなろうか、今までやってきた転作の方式からいうたときに、方式が変わってきとるんで、やはりそこもまた考えながら進めていかんと、あのう、矛盾がおきるんじゃないかと思います。ほいで、時間になりましたんで、最後です。あのう、町長にお伺いします。こういったことでいろいろ戸別所得補償についても問題がありますし、今後の先行きを見えん中でマスタープランをたっていくことはたいへんなことだろうと思います。しかしそういった中でこれまでは集落営農、集落営農ということで、集落営農ありきでこの、あのう、局面を打開する方向ばかりが目立って、それにばかり力を入れられてきたように思いますが、やはりこういったばらまきとは言いませんが、国の方式が小さい農家も助けるいう方式になったんですから、そういったことも考えながら幅広い担い手に、あのう、手助けができるような方式を考えていただきたい、そういったことで農家の意向もだんだん変わってきとります。昔は大きゅうないと補助金対象にならんのだ思いよったのが、これなら私もまだできるんじゃないかということがありますんで、こういったことを踏まえながら、今後計画を立てる上で、留意していただきたいと思います。そこで町長のこういった、あのう、基本計画をたっていく上での考え方がありましたら、あのう、お伺いして終わりたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) このマスタープランでありますけども、これは地域ごと集落ごとということとで、で、そのいわゆる人、農地ですからあえてそれ言ってるわけですから、農地の話は随分出ました。いわゆる担い手をどうするかということがたいへん重要だというふうに思います。で、集落でそれはどうやって確保していくか、我々はそれをどうやってご支援申しあげるかということだろうというふうに思います。現実問題、あのう、集落営農のいろんな話がありますけれども、まあ、個人で例えば邑南町の場合5反ぐらいの平均であればなかなかこれはですね、やはりその収入が、を得るといのは難しいんだと思う。で、やっぱり最終的には集落営農というものをどうやって育ていくかということの方が、私は邑南町にとってはやはり大事なことになるかなあと、個人の農家を否定するものではありませんけれども、やっぱり方向としては間違っていないだろうと、まあ、いうふうに思います。そこにどうやって人を呼び込むかということだろう。そこにマスタープランをどうやって、あのう、その中に入れ込んでいくか、で、あのう、ちょっと今島根県がですね、面白いこと考えておりますのが、派遣会社と契約をしてですね、出ておりましたねえ、で、そこから1年間ある集落営農の方へ派遣をしていただく。問題はですね、集落営農でもほんとにあの様々な形態があるわけでありましたが、一番困ってるのは人件費、労務費です。で、そこを、まあ、県としては1年間ではあるけれども、研修も兼ねて、全てみて、そして希望する方々をその派遣会社から、を通して集落営農へ呼び込もうと、まあ、こういうことを、まあ、私は一つの画期的な制度だというふうに、まあ、思っております。そういうところをも含めてですね、町と県が一緒になっていわゆる人づくりについては真剣に取り組んでいかなきゃならんというふうに、まあ、思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。時間が過ぎておりますので、最後のまとめをお願いいたします。

●亀山議員(亀山和巳) はい、まとめます。終わります。これから先の議論は12番議員さんにお任

せずるとして私はこれで終わります。それで最後に一言、一つお願いしたいのはマスタープランを立てていくときに国が、あのう、要望を出しております。委員さんの中に3割以上の女性を加えて欲しいということがあります。あのう、協議会の中へ。是非ともこれは入れていただきまして、男女共同参画の面からも、この農政、今後農、あのう、農業をどうしていくかということについて、女性の方の意見も、あのう、十分取り入れてもろうて良い計画ができますことを期待しまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議長(松本正) 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時47分 休憩 ——

—— 午後 1 時15分 再開 ——

- 議長(松本正) 再開をいたします。続きまして一般質問順位第7号、辰田議員登壇を願います。

- 辰田議員(辰田直久) はい、議長。

- 議長(松本正) 辰田議員。

- 辰田議員(辰田直久) 7番辰田でございます。私は、このたびは新年度24年度の本町の行政施策について様々な角度から質問をさせていただきたいと思います。新年度を迎えるにあたり、昨年とほぼ同規模の、昨年度とほぼ同規模の約116億円の一般会計当初予算を始め、数多くの新規事業、継続事業が示されておりますが、東日本大震災や国の財政難の中で不安定さを増す国政を含め、今後地方自治体にかかわってくる影響は町民にとってその環境が良くなる方向とは考え難いと思われます。そこで今定例会においては、町長は3期目の挑、挑戦を表明されたわけであり、新年度の本町の行政施策においても、町長本人のご意向も数多く含まれているものとしてお伺いをいたしたいと思います。まあ、ただ私昨日の一般質問の議員さんの中にあつたように、危機管理課の新設議案や地元公民館の建て替えの思惑を含んだ、町長さんへの執行部への後方支援のような一般質問もあったわけですが、その意味では私は町民の意見を踏まえ、そういったものを是々非々の立場でいろんなところから、質問をさせていただきたいと思います。そして最初に申しとおきますが、大変こちらの勝手でもあるんですが、今回の質問は多岐に渡っておりまして、できるだけ答弁に対しましても町民に解りやすい言葉で簡潔に答えていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。まず最初に今定例会の議案にも上がっております危機管理課の新設の問題です。危機管理課の新設意義を始め、予期しない災害、非常事態のときの対策についてをお伺いしたいと思います。これは新聞発表でもありますように、県内で、初めてだということでございますが、そういった初めてである専門家であろうが他の課での対応であろうが、いざというときの中身が重要であり、ライフライン、電気、ガス、水道、道路など数日間にわたり閉ざされた場合の対応がなされることが先決だと思っております。そして、今回この議案に対しては、今の議会の雰囲気では首をかしげる議員も数人見受けられるわけですが、私は、まあ、この答弁を聞きまして、その点の判断をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

- 藤間総務課長(藤間修) 番外。

- 議長(松本正) 藤間総務課長。

- 藤間総務課長(藤間修) 番外。昨年の東日本大震災及び大型の台風等受けまして、現在総務課が担当している防災や災害対応、それから危機管理の専門部署が必要と考えまして、新年度には危機管理課を新設したいということで今議会において課設置条例の一部改正をお願いしているところ

でございます。危機管理課は、災害発生時の対策を始め、パンデミックや原子力安全対策、消防組織との連携にあたるほか、町民を対象とした防災啓発活動、防犯や暴力団排除、更に町が関係する訴訟の窓口を努め、町民の財産を守り、安全安心を確保するために危機管理に関する業務を専属で担当する部署が必要との判断で設置することといたしました。日ごろの対策につきましては、本町は東日本大震災の発生後、県境を接する広島県側の自治体2市1町と、災害時の相互応援協定及び県央県土事務所と本町ケーブルテレビとの協定を締結し、また本年度より地域のリーダーとなる防災士を養成しております。現在は職員を含めて11名、8つの自治会で防災士が誕生し、防災士と自治会長を中心に活動が活発化している自治会もございます。来年度以降も防災士を育成して、自主防災組織を強化していきたいと考えております。県職員や町担当職員で、出前講座も行っております。防災士やケーブルテレビと協力しながら、自助、共助、公助を含めた防災啓発活動などに今後更に力を入れて行きたいと考えております。

●辰田議員(辰田直久) はい。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、そういった活動を、あのう、広げていっていただくのは、まあ、当然だと思いますが、あのう、そういった、まあ、鶏が先か卵が先かの問題になるとはと思いますが、そういった体制を整えるために、こういった専門課を設けてやっていこうという考え方。それとほんとにいざ何か起きたときに避難所になっているところに非常食、そしてまた非常用発電機等を確保できる予算をもって、対応していく、もう一つは両方合わせた同時に進行していくという方法もあるように思うわけですが、まあ、その点お聞きしますと、3人の体制で、この危機管理課という専門課を新たに設けようということですが、それだけのものを今後やっていくのに、3人では逆に設けるとすれば不十分ではないかというような考え方もありますし、逆に3人程度のものなら、他の自治体と同じように総務課等で対応も可能ではないかというような議論もあるわけでございます。その点はいかが考えでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、3人でいいのかどうかっていうのはこれからたいへんな膨大な作業量あるいは今やってることの更なる向上、で、3人でこなせるかっていうのはなかなか難しい問題があると思いますが、まずはやっぱり専任部署を作ってしっかり築きあげていくっていうことが大事だというふうに思います。昨日も議員さんの質問にもございましたけども、今一つの問題点としては、辰田議員も言われたように非常に広範囲な危機管理の範、分野があって、それを総務課の中で課長兼務でしかも課長補佐も兼務、専任者は一人しかいないっていうことになると正にこれはできないと、私は考えてるわけでありまして。もうこれ以上申しあげませんけれども、そのへんのことよくご理解いただいでですね。まず一歩進めていきたい、こういうふうに、まあ、思っております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、私も、あのう、この課を新設されて、それを専門的に今のこういった、ほんとに地震から、ほいで、大雨、今年のまた大雪、そして最近では他、他地域では地滑りといって、ものが発生をしてたいへん、自然災害にしても、先ほどありましたパンデミック的なものも今後また流行ってくる可能性もあります。そういった観点からいくと、設けるならもう少し体

制をと、整えるというか人数が不足しているようにも考えるので、中途半端な形ではやって欲しくないという気持ちもあります。それで、3人でありますと、まあ、警報と、災害の警報等が出ますと、待機をされる関係も職員さんにあると思います。それがそういった専門部署になってくるとそこばかりに負担が掛かってくるならある程度、まあ、これは全員体制で職員の方が対応されるのはもちろんでございますが、まあ、その点の、まあ、心配もあります。人数だけではないわけですが、今の、私も先ほど述べましたように、いざと、本当に何か起きたときの対策も兼ねて、備えがあれば憂いなしということもあります。まあ、今回の予算を見ますと、そういった非常食、そいで、まあ、以前はインフルエンザの関係でマスク等を準備されたこともありました。そういった意味では今後、今、今年度の予算にはそういったものが反映されているかどうかは解りませんが、今後の、としてはこの専門課を立ち上げていくにはそういったものも避難所等、そいで、一人暮らしの高齢者等にも対応できるような形で持っていかれるかどうかいうことを少し伺いをしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 誤解があつては困るんですけども、この3人で全てやるってということじゃないわけですし、あのう、自助、共助、公助ということがあるわけですから、これは町ぐるみで防災体制を整えていくっていう中の一つの核になるもんだろうと、まあ、いうことでご理解を賜りたいというふうに思います。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) ええっと、今人数のことしかなかったんですが、今後のそういった考えについてはいかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 当然ご指摘のようなことも当然入ってくるわけでありまして。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) はい、大体、まあ、考え方は解りましたので、この質問については終わらせていただきたいと思います。では二つ目の耐震化の件に移らせていただきたいと思います。財政面を考慮した優先度や、合理化策を含め、耐震化対策の計画や考え方について、この町が管理する物件についての考えを伺いたいと思います。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 番外。

●議長(松本正) 沖企画財政課長。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 建物の耐震化については法律がございます。建築物の耐震改修の促進に関する法律というものでございます。その中で、あのう、特定建築物という定義がございます、特定建築物の所有者の努力義務という項目がございます。具体的には、学校、体育館、病院、事務所、老人ホーム、その他の多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建物については、所有者が耐震診断を行い、そして、必要に応じ耐震補強をするように努めなければならないとされております。昭和56年以前に建てられた旧耐震基準、古い耐震基準によるものが対象になります。邑南町では、町が所有しております建物のうち、この特定建築物の耐震化に取り組んでおり、

小学校や中学校あるいは公民館等から町財政に配慮しながら耐震化を進めている状況でございます。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) はい、あのう、この耐震化の問題というのはほんとにここ最近、そして地震等も発生し、大きな世界的な建物の崩落等があつて、もう、ほんとに、どこに行ってもそういった問題が数多く山積しているように思います。まあ、ここで、私が2、3質問をさせていただきたいのは、あのう、とにかく学校、子どもさんがおられる、普段おられるとこ、ここはまず耐震化をするのに、まあ、第一優先的な部署と考えるわけですが、その点今邑南町の小中学校の耐震整備は進んでいるように聞いておりますが、この他にも、学校の他にも耐震化の診断がまだ行われてないけどする必要があるような建物があるとどのくらいあるか、そして学校等では今後生徒の減少等も考えられますので、そういった再編等をはらんだ思惑で整備の怠慢等はないか、その点についてお聞きしたいと思います。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 番外。

●議長(松本正) 沖企画財政課長。

●沖企画財政課長(沖幹雄) ええっと、耐震診断が必要な、あのう、建物の数ということでございますが、先ほど申しました特定建築物につきましては、あのう、ほぼ、あのう、目安といいますか、あのう、計画を立ててやっておりますので、あのう、ほぼ、あのう、今から、まあ、取り組むものもありますが、ほぼそこらへんは、あのう、対応していると思います。それで問題になりますのは、その特定建築物以外、具体的にいうと規模が小さい建物でございますが、大変たくさん数がありまして、あのう、邑南町の建築物耐震改修計画では、ええっと二百数十の建物がございます。しかし、あのう、議員言われましたように財政面等考慮して、あのう、耐震診断あるいは改修、あるいは場合によっては解体等も、あのう、含めて考えていきたいと思っております。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) 細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議員ご質問の生徒の減少による配慮等を含めた判断はないかということでございますが、現段階では、そういうことを考えておりませんで、現行の学校施設において、耐震の審査がくだっております。で、それに基づいて計画的に整備をしておりますで、今年度末で、8割強の屋体の整備が済む予定でございます。以上です。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) はい、まあ、今の答弁を聞きまして徐々にではありますが、そういった心配のある建物も少なくな、なっていくということで理解をさせていただきます。そして今回、予算の中に、いこいの村の耐震化診断の予算がついております。このいこいの村も築、築30年を超えてくるように私思いますが、この耐震診断の結果、耐震性がない、補強が必要である、建て替え等が必要であるといった場合、これはかなりの大規模な予算を投じないと今の現状を維持することが不可能ではないかと思いますが、そういった場合診断をすると結果も出るものです。そういった場合には、このいこいの村をどう扱われるか、これは町長でないといえぬんじゃないか、町長お願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。



●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 耐震診断の結果を待ちたいと思います。そしてその数値をみて、やっぱり優先順位をつけていかなきゃならない。いこいの村はどの位置に位置するのか、いうことはしっかり議論をして結論を出していきたいというふうに、まあ、思っております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、確かに結果が出ないうちに、まあ、いろいろなことを言うのも何なんですけど、ただこのいこいの村という施設、まあ、町内最大の宿泊施設でもあります。それとあそこに雇用されている方々もたくさんおられるわけです。まあ、こういったものは優先順位でいけばかなり上の方に位置するのは、私は間違いないと思いますので、もしそういった形で、建て替えそしてまた補強等のことが出たらいち早く、そこを対応するべきだと考えを述べておきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。そしてもう一つ、耐震化と言え、もう耐震性がない。そして、あのう、建て替えも必要な時期になっているということで、田所公民館の建て替えの件について少し、意見を聞きたいと思いますが、これまだ中身がどういったものを装備する建物かというものについては、私どもも詳しく聞いておるところではございませんが、まあ、総工費だけはあらあ5億円という話を全協等でも聞いております。そうした中で、まあ、あのう、中身の方が解らないので、これをどうこういう、今から中身をどんなものにしていくかいうのが出てくると思うわけですが、公民館と言えば集会施設等も必ず、まあ、あるように思うんですが、隣には田所小学校、これの体育館もその耐震性の関係で、どうしようかというところに来ております。まあ、もちろん避難所の関係もあると思います。そして、元気館という町内最大の収容人員を誇る場所も近くにあります。そういった面を考えていくと必要最小限で、そういった公民館も、やっぱりやっていかなければいけない、財政面も考えていろいろとあると思います。そして、まあ、自治会館等にしても合併後できた自治会館もあればもう40年を過ぎて町が管理されているそういった建物が、また、補、あのう、補修なり更新なりをする時期も迎えてくると思うように、思うわけです。そのようなことを考えると、やっぱりそういったもの、金額が先にありきではなしにある程度のそういったもの必要最小限のものを出して利用できるものは利用、近くの施設を利用しながらやっていくということも必要ではないかと思います。まあ、そういった中で私も田所地区ではありませんが、まあ、瑞穂の、まあ、方々に聞くのに、まあ、あのう、中には合併して8年も経つのにそのやっぱりその箱物を、まだ今だに、そういったものに作っていくのかという意見も確かにありますし、そういったものを期待されている地区民の方もいる、おられるように把握をしておりますが、その点を今から出てくるものですので、踏み込んだことまでは言えませんが、やっていくべきではないかというような感じもいたします。もちろんこれは、あのう、石見地区に、もしそういった公民館の建て替えの話があっても私はこういった時代だからいうことを、ちゃんとその地区とかいうものではなしに、もう今後こういった形でやっていくべきではない、ないかという、私は思うわけですがその点の考えはいかがでしょうか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(松本正) 桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 田所公民館のことについてのご質問でございますけれども、今回予算に計上しておりますのは、山村開発センターの建て替えという項目で予算計上をいたしておりますので、その点を、まあ、最初に確認をさせていただきたいというふうに思います。まあ、これ、あのう、

49、50年にかけて2年度に渡って作られた建物でありますけれども、まあ、これ、当時で言えば、これは旧瑞穂町の中心的な建物という考え方で、まあ、建っておるわけではありますけれども、まあ、これからの中で一つ問題になっておりますのは、まだ補助金の適化法の期間が残っております。これ50年間ぐらいあるものの内まだ年度が過ぎておりませんので、この完全に建て替えるのにはそのまず補助かん、補助金のでっ、あのう、返還のところのクリアをしていかなければなりませんので、まあ、まず農水の方との協議が必要であります。ですからどっかの部分を例えば、廃止するということになればその部分については補助金の返還義務が生じてくるという一つの問題を抱えております。それと町の方として考えておりますのは最近に建てられた物でありますと、矢上の交流センター、その規模というものがある程度の基準になるのではないかといいふうな思いを持っております。と言いますのが、地域の人口等を比較したときのものを考えますと、田所地区の公民館として、まあ、実際には活用していくわけでありまして、そのへんのことを考えますと必然と規模等もかなり制限がされるのではないかという思いを持っております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、今の段階で、どうこうじゃなしに、まあ、こういった実際に青写真のものが出てきたときに、また意見を、あのう、述べさしていただいたり、聞かさなければいけないと思います。まあ、私の言うのはその必要最小限というのは建て替えはもちろんそういった状況を考えれば必要である。しかしながらそういった周りの施設とかいろんなものを兼ねた考え方もあるのではないかと意味で今回、できたものを、設計とか全部できて後で言ってもこれは後の祭りということになりますので、先にそういった考えもあるんだということを一つここで言うておきたかったわけでございます。そういたしますと、次、三つ目の題目に入らせていただきたいと思います。ええっと、今後高齢化が更に加速していく本町におきまして、どのような点を重点に高齢者の福祉を展開して行くべきかについて伺いをいたします。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(松本正) 三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) 今後の高齢者福祉施策についてお尋ねでございます。邑南町では、地域保健福祉計画の中でいきいきと笑顔で暮らす長寿のまちづくりを理念に、みんなで支えあう安心安全な地域、いつまでも地域で暮らせる環境、そして介護予防ということを基本目標にして多、多くの施策を展開をこれまでしております。この計画を策定いたしました平成18年以来、関係機関あるいは町民の方の評価を毎年受けながら、事業を展開しているところでございますが、これらの評価を踏まえた平成24年度あるいは24年度以降の高齢者福祉の方向性について、まあ、基本的なところと、特に24年度新たな部分という視点で説明をいたします。1点目は、あのう、高齢者だけに言えることではありませんが自分の健康は自分で守る、維持するという自助の意識が必要というふうに考えます、厚生労働省の調査では高齢者のうち6割の方は自分には介護予防は必要ないというふうな意識でありまして、邑南町でも同じような傾向であるというふうに認識をしております。保健課と連携いたしまして出前講座あるいは各種教室や講座の中で健康を維持するための啓発を推進をしてまいりたいというふうに考えます。2点目は地域で支えあうという共助の部分でございます。これまで地域支えあいミニディサービスあるいは介護支援ボランティアなど町内各地で自主的な活動として行われておりますが引き続き推進し、共助の輪が広がるよ

う支援を行いたいというふうに思います。3点目は町や社会福祉協議会が行う公助でございますが、多くの事業を計画をしておりますが、特に平成24年度では認知症対策に力を入れて取り組みたいというふうに考えております。これは、あのう、まあ、毎年65歳以上の高齢者に対しては、まあ、基本チェックリストというもので前期高齢者、後期高齢者に分けてチェックを行っておるわけですが、その中で昨年の12月末現在で約800人余りの方の、方が65歳以上の800人余りの方が認知、うつ傾向にあるというふうな調査結果が出てきております。しかしこれらの介護保険対象前、いわゆる、まあ、予備軍といいますけども、あのう、放置すれば介護か医療が必要となる方でございますけども、まあ、現在は2次予防対象、2次予防事業対象者といいますけども、まあ、こういった方に、まあ、事業の案内をしても、なかなかその事業に結びついていない、あるいは、まあ、医療の方を案内してもなかなか、その結びついていないという実状がございます。その中で800人余りの中で実際、あのう、我々が、あのう、2次予防対象者に対する事業の中に参加をしていただいておりますのは200人余りということで、600人程度は、あのう、そういった何も、まあ、そのアプローチできてない。こちらからお誘いしてもなかなか事業にも医療機関にもつながってない方というふうな位置づけをしております。24年度では認知症の予防から、早期発見、早期対応、まあ、認知症を地域で支える、まあ、こういった、あのう、体制をつくろうということで、まあ、普及講座、まあ、啓発部分になりますけども、普及講座、それから講演会の開催、更にハイリスク者に対しましては保健師の訪問、戸別訪問、あるいはキャラバンメイトの活用、それからサービス調整会議といいまして、地域ごとのケア体制を協議する場を邑南町全域に設けて今、口羽地域、中野地域、市木地域で、地域のお医者さんを招いてそういった気になる方の、意見交換、それから、あのう、ケアの方法について専門職の中で協議を行っております。まあ、こういった会議の開催などを24年度以降計画をしております、まあ、高齢者自身が年齢とともに変化する自分の身体あるいは心について気づいていただく、それと自立した生活を、まあ、長く続けていただく、それから、まあ、社会参加もしていただくという、こういった自己実現の期間を伸ばすということを視点として事業展開してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) 今、三上課長には、今後考慮すべき点をあげていただいたわけでございます。まあ、あのう、何か聞きますと、その、このたびでご勇退とかいう話もあるわけでございますが、まあ、今後もそういった面では、外からでもまたいろいろな考え等いただければと思うわけですが、まあ、そういった意味で、まあ、最後という言い方は失礼かもしれませんが、質問、再質問させていただきます。あのう、まあ、今回の定例議会で町長も言っておられましたが、今後は、あのう、在宅介護を充実していくべきではなかろうかという発言もありましたように、とにかく、あのう、高齢者に対しましては、一般的に、その保険制度にしても支援体制にしてもお金がかかり、されるような思われがちがあるわけですが、しかしながらそういった、先達が会ってこそ今があるという気持ちになれば、そういった家での在宅介護も充実すべき点もありますし、今の傾向としては施設に頼っている面も多々あるように思うわけです。そして、今回、桃源の家という100床プラスショートステイ10床ですか、そういった施設もできました。しかしながら施設は充実しても、その入所の、したい待機者の増加や経済的理由で利用できない方々もあると思うんです。そういった意味では今後在宅介護についてを、だけを捉えれば、こういった方、方向で

やるべきではないかという意見がございましたら、お願いをいたしたいと思います。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(松本正) 三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) あのう、まあ、介護が必要になって、施設を望むか在宅を望むかっていうのは、まあ、その高齢者自身が、まあ、判断をされることだろうというふうに思います。まあ、現実的には、あのう、誰も介護が必要になっても自宅で、あるいは地域で何時までも住んでいたというのが多くの方の望みだろうというふうに思っております。ただ、あのう、在宅で生活をする上でやはり、その家族、今、まあ、老老介護ということが、あのう、問題になってますけども、やっぱり介護がその本来介護保険が始まるときにはいわゆる、あのう、ボディタッチといいますか身体介護については専門職が対応して、家族は精神的な支えをしようというふうなことでスタートしたというふうに覚えてますけども、なかなか、その現実的には、その費用の負担、まあ、サービスを利用することによって、あのう、発生する費用の負担あるいは、まあ、世間体ということがあって、なかなかその部分が、あのう、確立できてないというのが状態だろうと思います。ですから在宅が私は一番望ましいというふうに思いますけども、やはりそういった、あのう、サービスを持ってそのいわゆる介護される方の負担を軽減する、それは、まあ、サービスだけではなくて例えば私らが言っとりますその在宅で介護されている方の介護者の集いであるとかそういった、まあ、介護する方の精神的な負担を軽減するといった、まあ、ハードの部分、あるいは精神的な部分での支援が必要ということだろうというふうに考えております。それから、あのう、まあ、非常に160床と、あのう、桃源の家も含めて、特養の施設があるわけですけども、現在100、いつかも、あのう、お答えをしましたけども150、60人待機者がいらっしゃいますけども、その邑智郡の中でいってもその8割の方が、軽度の方が自分が悪くなったときの担保として申し込みをされているという実状があります。したがって、施設ではその入所される場合に順番どおりではなくて、その人の置かれている状態を判断をして審査会をして入所されているという現状があります。ですから、あのう、待機されている方が多いから、そのすぐどうこうではなくてその実態としてみればその8割の方は非常に軽度の方が、あのう、申し込みをされていることもご理解をいただきたいというふうに思います。まあ、あのう、確かに施設へ入りますと、20万から30万のもの、在宅でしたら10万弱の負担ということで、月の負担ということで対応できますけども、まあ、施設にあっても、まあ、所得が無い方に対しては、そういった軽減制度も利用していただいて、まあ、施設で、を望まれる方に対してはそういったサービスを提供しているということもあわせて説明させていただきたいと思います。以上です。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、そういたしますと在宅介護の面につきましては、その行政サービスだけではなかなか対応できない、そのへんでやっぱり本人、家族の理解の元でやっていく必要もあるということも理解いたしました。まあ、その点を今後は、全体で町民そして、行政側一体となって考えていくべきところにきているんじゃないかと思うわけでございます。そういたしますと、次の四つ目に移りたいと思います。有意義なA級グルメ事業と町の観光行政の推進についてお伺いをいたしたいと思います。このA級グルメ事業もまだ始まったばかりではございますが、その、まあ、私も一般質問で何回か言っとりますが、これ町民総出でそういったものに取り組まないと意味がないし、みんなが、ある程度間接的にでも、利益を被るようなものと事業が発展して

いくように思うわけですが、今後そういった面をどういうふうに展開されていこうと思うつもりかお伺いをいたしたいと思います。

●**東商工観光課長(東義正)** 番外。

●**議長(松本正)** 東商工観光課長。

●**東商工観光課長(東義正)** A級グルメの今後の展開についてのご質問でございますけども、まあ、お答えをする前に、まあ、この考え方は昨年度3月に、農林商工等連携ビジョンを策定をいたしました。まあ、それに基づいて今後展開しようというふうに思っているものであります。このビジョン策定にあたりまして、議員には委員として参画をいただきまして、いろいろご理解をいただいているものというふうに思っております、この場を借りまして厚くお礼を申しあげたいと思います。ビジョンに掲げてありますようにA級グルメ事業につきましては、これまでもビジョン策定以来、取り組んできているところでありますけども、まあ、本町の考えますそのA級グルメ構想というのは、いわゆるB級グルメあるいはご当地グルメといったような、まあ、全国的にその食べ物に焦点を当てておりますけども、もちろんまずい物はいけませんから、美味しい物でなくてはなりませんけども、まあ、町内の生産者がですね、こだわりを持ったそういった作品を作っていく、まあ、その生産者が互いに認め合うことによって、町民が誇りに思える、そういった食の取り組みをめざしているものであります。まあ、あのう、生産団体、生産者同士がですね、競争意識を持ったいわゆる一村一品運動っていうのはちょっと一線を隔している取り組みだと私は考えております。で、この構想を実行、実現していくことによりまして、まあ、町内のあらゆる地域資源を活用して、物づく、物づくりをすることによって、素晴らしさを再認識し、また引いては町民の方が郷土への誇りを持っていただくことにつながるものだというふうに思っております。で、あのう、昨年からもいろいろ一般質問の中で答弁しておりますけども、そういった生産者も、あるいは生、その生産された物を提供する側も誇りを持って、おもてなしをするというその魅力あるいは心こそが私はA級グルメの推進だというふうに思っておりますので、まあ、町内の生産者あるいは、それを提供する主には飲食店になるかと思えます。そういった方を中心にですね、今後も展開をしてまいりたいというふうに思っておりますので、また更なるご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

●**辰田議員(辰田直久)** はい、議長。

●**議長(松本正)** 辰田議員。

●**辰田議員(辰田直久)** まあ、あのう、この事業につきましては、あのう、奥の深い部分もありますし、ただ、一般の方から見られるとそのA級グルメ等のコマーシャルとか宣伝に、あのう、チラシでもすごい大きなものにどれだけお金がかかるとかとかいうようなことを聞かれる町民も多くおられるわけなんですけど、ただ、あのう、これPRしないと効果がないのも事実だと私は思います。だけその点は一長一短あるわけですが、あのう、そうしたPRをしたり、それからいろいろな意味での経費を掛けても、そのそういった理解を一般町民の方や、まあ、同業者といいますか、その飲食業者の方のいろいろな意味での理解も得られていかないといけないと思うわけですが、まあ、そういった面では、あのう、例えば、ここの邑南町で、まあ、一応、あのう、いろいろな作物をそれぞれの思いの中で、作とられる農業者の方もたくさんおられるわけですが、なかなか利益が上がるものが、これとってないのも事実です。まあ、あのう、米が、まあ、確実にある程度やとられる方が多くて、あるわけなんですけど、そういった意味では、あのう、A級グルメのニュアンスからするとこの町でしかない、邑南町でしかない、まあ、例えば、長ネギ、白ネギ

でも結構作ってもらえる方もおられますし、それから、まあ、これはある地域に限定されれば、そば粉を作ってもらえる、そいで果樹にしてもさくらんぼ、ピオーネと、やってもらえる方もおら、おられますし、それから新しくチョウザメとかそういった意味でのもう一つの方、方面でのまたあるわけなんです、そういった物で、このあれといえは邑南町だとすぐ分かれれば、その、あのう、AだろうがBだろうが、あのう、私はプラスに作用するし、町民の理解も得られ、ほんなら私もこういうことを加工、それを加工して、儲けてやろうとかいうようないろいろなアイディアも出てくるように思うわけです。ですから、全員参加型のこの事業に今後していただくことが早く邑南町の名前も売れるし、美味しい物も知っていただくし、町民総ぐるみでやっていけるような事業になると思います。それが町民が全員参加できるようなこの事業になったとき初めてA級という名前をつけられますし、町長の言われるオンリーワンであるんじゃないかと私は思うわけです。まあ、そういった意味で今後はA級グルメ、食べることもでございますが、今ある財産といえますか、江の川そして、まあ、ホテル、そして久喜やら大林の銅山、銀山の関係も、まあ、今後開発していかれるわけでしょうが、そういった面、そしてまた、断魚溪の再開発もせなけりやいけないような気がします。たくさんの意見も聞きます。そういった意味では新しい可能性を秘めた観光資源も開発し、そうしたらA級グルメと一体化となって、その観光協会も立ち上がったことですので、その点を今後担当課を中心にやっていただくことがこの事業の成熟度を増していくんじゃないかと思しますので、その点をお願いをさせていただきたいと思います。質問についてはこれで、4番については終わらせていただきますが、まあ、その点を是非とも引き続いて検討をしていただきたいと思います。五つ目、ええとこれが私の、まあ、五つ目で一番言いたい面でございますので少し15分という時間を残したわけでございますが、この私が勝手にこの日本一の定住対策をやっていたきたいという意味で、言ったのは、まあ、日本一の子育て村という名前があるから、そういった面で日本一の子育て村、子育て、も定住対策のもちろん一つなわけですが、まあ、あのう、そういった意味では、あのう、目新しくなくても町民総参加の、の定住対策ができるような形で、今後取り組んでいただければということで、3点を中心にお聞きをしたいと思います。まず、あのう、医療、福祉、子育ての連携について伺っておりますが、あのう、言葉の意味合いは違いますが、あのう、ゆりかごから墓場までということがありますが、これは生まれてから土になるまで邑南町でできる限り、住みよい町としておっていただきたいという意味の意味で、ここで私は言葉を言わさしてもらったです。そりゃあ、高校を出られて、資格を取りに職場に行かれて出られることはあるにしても、また戻ってきてここで、そういった形で、一生過ごしていただくような定住対策をとっていただきたいということで、この連携も必要ではないかという意味でお伺いをいたしたいと思しますので、これ担当課多岐に渡るかも知れませんが、どな、どこかの担当課が答えていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

●日高保健課長(日高誠) 番外。

●議長(松本正) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) まず保健課の方からですね、医療の連携につきまして、あのう、お話を、説明をさせていただきます。平成22年度から総務省の交付金等によりまして整備しておりました、おおなん元気ネッ、おおなん元気カードを使った邑智病院と町内のほとんどの診療所、歯科も含めてでございますが、連携システムが構築されておりまして、昨年の11月から稼働しております。これはですね、町内の診療所の先生方が邑智病院にCTでありますとかMRI、MRIなどをですね、検査を依頼、依頼された場合、患者さんが、それとかですね、患者さんがこれまでに邑智病院

で検査したデータがある場合にですね、診療所の診察室で先生が、の前でですね、邑智病院のCTであるとかMR Rが、MR Iがですね、インターネット回線を使って画像を見ていただくようなシステムになっております。で診断をしてもらえるようになりました。それから個人でですね、血圧であるとか体重、運動の記録を入力している方ですとか、特定健診の結、結果がですね、あのう、国保の方なんかは入力されてますので、その方がカードを持って行かれますと、あのう、邑智病院の先生のところや診療所の先生のところでその診断時にそれを見て確認をしていただけるようなシステムができ上がりました。現在のところ会員数は千340名が会員になっていらっしゃいますが、今のところ高齢者の方が多い状態でございますので、平成24年度は若い世代の方へも周知を行いまして、誰もが安心して生活できる環境づくりを推進していきたいと考えております。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 連携ということから定住促進課の方から一言回答させていただきますが、子育て環境を充実させ、若者世代の定住を促進しようと、まあ、日本一の子育て村構想を今年度より開始しましたが、そのイメージ図にもあるように、キャッチフレーズともいえる特徴は、身近に安全に出産できる医療体制が整っており、医療費の無料化、保育料の無料化により安心、安心して子育てできる環境が整っているということでございます。こうした医療、保健、福祉についての、福祉について今後更に支援メニューを充実していくことで、より有効な子育ての支援が図られるものと確信しております。また特にこの子育て村構想は行政だけでなく町民の皆さんと一体となって進めていく必要があります。3月10日に実施されましたわくわくフェスタなどをおし、正に地域ぐるみで取り組む子育て村構想にしていきたいと考えております。続いて定住の観点から住、住宅対策ということにお答えします。邑南町住宅マスタープランの作、ええっと福祉ですか、失礼しました。

●**辰田議員(辰田直久)** 議長。

●**議長(松本正)** 辰田議員。

●**辰田議員(辰田直久)** あのう、この連携につきましてはもう今までももちろん連携をして対応を取られていることも承知しておりますが、まあ、いろいろ時代の変化もございますので、それにあった連携を模索していただきたい、ただ言えることは、子どもさんにしてもお年寄りにしてもやっぱり医療体制、これは何歳であっても事故とか病気とか罹る可能性が高い、これが確立されているということはすごい安心である地域であると思います。昨日の、あのう、もてもてナインティナインの収録の分が映りまして、町長がそのいろいろと町の施策についても言っとられましたし、病院の今の、小児科、産婦人科もあるんだというのもテレビで紹介されておりました。そういった面では、同じ規模の自治体から言えばある程度恵まれている点もあると思います。そして防災、いやあ、防災ではない、あのう、救急のね、そういった搬送のヘリ、ヘリコプター、こういったもんも対応できるわけですが、しかし一番良いのは1日も早くそういった外科医等にきていただいて、その病院で、高い機器のCT等いろんなものも揃っておるわけですから、すぐそういうヘリコプターとかに頼らなくてもここで対応できるんだ、消防の救急の搬送を、転送をしなくてもいいんだいうところをまた、今後も努力していただくことが、こういった連携に、の要になるんじゃないかと思っておりますので、是非ともその点を今後も力を入れてやっていただきたいと思っております。定住課長が急がれておるので、住宅対策へ移りますが、ね、まあ、これ、まあ、いろいろ他の議員さんもたくさん言われとるんで私はあんまり深くは追求と言いますか、

踏み込むとは思っておりませんが、あのう、まあ、Iターン、Uターンの方を優遇し過ぎではないかという意見もある。そしてまた住んどられる方をもっと若い方をどうかしなければいけないという意見もある。まあ、これは、いろいろ考え方もあるし、両方やっていかなければいけないと思いますが、ただ、I Uターンの場合の、まあ、並列にされることが多いんですが、私は少しそこにちょっと段差をおくといいますか、あれをおいて、Uターンというのは地元で地縁、血縁のある方なんです。ですから、帰られても先ほどの福祉の可能性から言えば在宅介護の元になる、基礎になる方が帰っていただくという考え方もあると思うんです。ほいで、Iターン者の場合には今のように農、農業の、あのう、面でも空き地といいますか、そういった荒地地になってしまうようなところが多いのはその農業をやりたいから、くられる、来たいんだという方はどんどん入れていってやっていただくことも一つの方法だと思うんですが、まあ、その点、住宅対策というものはその住む、衣食住の基礎となるもので必要なわけですが、今回、見直しもされた面もあるわけですが、今回新しくやられた事業を踏まえ、今後はどの点にやっぱり力をいれていくべきと考えられておりますか、以上です。お願いいたします。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 先ほどは取り急ぎまして失礼しました。定住の観点から住宅対策ということについて申し上げます。あのう、邑南町住宅マスタープランの策定時に実施されたアンケートによりますと、町営住宅から民間賃貸住宅へ、そしていずれは持ち家へという住まいのサイクルがありまして、若年層やU I ターン者の定住を促進するためには特に子育ての時期に対応した安心して暮らすことができる町営住宅の供給や安価な民間賃貸住宅の供給を促進することが必要です。新年度より安い家賃設定の住宅を民間の力を借りて建設促進する民間賃たく、民、民間賃貸住宅建設支援事業や50歳以下のU I ターン者が新築増改築する場合に助成するという集落振興対策助成事業、また建設課によるU I ターン促進住宅の建設も予定されております。定住対策として、住まいの確保に努めております。

●**辰田議員(辰田直久)** 議長。

●**議長(松本正)** 辰田議員。

●**辰田議員(辰田直久)** いろいろ盛りだくさんの課で大変だと思いますが、定住促進課、今までここ数年、あのう、課長さんがころころ変わっとられますんで、そこへ定着してほんとに一生懸命やっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。はい、そういたしますと、最後の地元の商工業者の支援と雇用対策というところに入らせて、あと5分となりましたので、続けてまとめまで入りたいと思いますが、まあ、最後の最後で大体私はこれが一番最終的には、あのう、言いたかったわけですが、この地元の商工業者の支援と雇用対策、まあ、雇用対策というものが今一番今望まれているんじゃないかと思うわけですが、これ、あのう、若い方たくさん町内に住まわれるようになって、どちらかというと買い物は都市部へ出られ、そしてあとインターネットで通販をされる方がたくさんおられると思うわけです。まあ、そういった方は若い世代に多いわけですが、その、まあ、定住対策としてほんとにいろんな意味で支援を受けておられる方が、まあ、あのう、そういった意味では地元で、あのう、還元していただくようなためには町も先頭に立って地元購買といいますか、それを訴えていただければならないと思いますし、雇用の場を安定させるためにはやっぱり、あのう、町民の所得が上がってこないとなかなかそういったいろんな意味の考えが出てこないと思うわけですが、まあ、安定雇用



の確保にも町民にはつながりますし、会社の方も安定経営につながるためには、そういった昨日の3番議員にも、もありましたように、地元で対応できるものは公共事業も含めてやっていかなければいけない時代が来るとるんじゃないかと思います。まあ、それが、定住のための職場安定が、あのう、基本になっている、定住の基本になるんじゃないかと思います。あのう、日本一の子育て、あのう、施策も定住対策の、まあ、一つでも考え方によればあると思います。ほいで、大切なそれも大切なんですが、その子育て世代以外にも、子育てが終わった方についても何かいろんな意味で考えなければいけない、で、しかしながらそれはやっぱりそういった安定した職場、雇用の面、そうするとまた若い方も帰ってこられる。まあ、あのう、私、今年、成人式を拝見して、若い方たくさん帰られとるんですが、あれもほんとに、合間を見て帰られた若い方もおられると思うんですが、そこでやっぱり定住を促進する町なら、その方々に帰ってくるためには何があったら良いとかいろんな意味を聞くチャンスだと思います。もう出て就職してしまうと帰って来ないかもしれません。そういったものをつなぎ止めておくためにも、そのみんながいろんな地域から帰るとるときを何とかそういう行事を利用していただくのも、あのう、話し合いのディスカッションする場所を、として良い場所ではなかったかのように思いますので、まあ、今後それも検討課題に入れていただきたいと思うわけですが、あのう、まあ、今日の質問については全部定住対策全てに関係が出てくると思うんです。それは、まあ、町民の安心安全、福祉、定住、そこから経済対策、産業振興いろいろあるわけですが、あのう、ほんとではできればねえ、あのう、そのA級グルメ事業にしても、それから福祉を進めていくにしても専門学校の誘致等ができれば町が町有地を、あのう、無償で提供してでも来ていただくようになれば若い方も増えますし、それに伴う消費そして雇用いろんな面で、プラスに働くんじゃないかと思うんです。そうすると、まあ、いざ災害が起きたとしても、そういった大雪が降っても若い力のボランティア的なものも地域にあるというか、いろんな意味もあると思います。なかなかこれは来ていただくところがないと町が率先してやれるわけじゃない、その土台をつくることは今後考えていくべきではないかと考えております。まあ、そういった意味で町民の所得といいますか、上がってきますと、まあ、本人ももちろんですが、町もいろんな意味で家を建てていただければ固定資産税、それで軽自動車を買ってもらえれば軽自動車税で、そうして、まあ、もちろん所得があればそれなりの所得税が町、町に入ってくる関係、そいで、まあ、一服したり風呂へ入りに行こう思えば入湯税やらたばこ税も皆入ってくるわけです。そういったものをまた循環して町民に還元していく形のものができていけば今後、国の方が、まあ、交付税、交付金等の、も、まあ、一応みんな頼りにはしてるわけですが、それ、それ以外にも町の単独の財源というものも、よそより少し裕福にあるんじゃないかというような考え方も持ってやっていただいても結構ではないかと思います。時間が大体来ておりますので、まあ、答弁は、の時間はなくなってると思いますが、まあ、私そういった考えをもっとることを紹介して今後の、まあ、いろんな意味での事業、予算反映にいただければ幸いと思っております。ここに、あのう、元、あのう、奥出雲町の町長さんという岩田一郎さんという方の、まあ、本があって、本人の希望じゃあない誰かが、あのう、書いたらいいんですが、あのう、所得の無いところに定住なしといううたい文句でやとられるんです。だからやっぱり職場というか所得を確保してあげて人が集まってるところからみんなが知恵を出して、利口になりそして若い方も帰り、そして今のような、生活環境整備がされていくことが、こそ、そいでプラス今の子ども対策、子育て対策と合致したら、私は邑南町どこにも引けを取らない、全国捜してもない自治体ではないかと思いますので、まあ、その点を念頭において、時間がいつ

ものようになくなりましたが、そういう思いを、汲んでいただいて事業に反映していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上で終わりたいと思います。

- 議長(松本正) 以上で辰田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時25分といたします。

—— 午後 2 時 1 6 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 2 5 分 再開 ——

- 議長(松本正) 再開をいたします。続きまして一般質問順位第8号、山中議員登壇を願います。

- 山中議員(山中康樹) 議長。

- 議長(松本正) 山中議員。

- 山中議員(山中康樹) 12番自由民主党山中でございます。昨日、日高勝明議員の質問によりまして3期目の町長選挙出馬に対しましてエールが送られました。石橋町長は町民の安心安全、和の町づくり、周辺地域の活性化を中心として、子育て支援、産業振興、災害に強い町づくり等主に3点に重点をおき、引き続いて町政を担当したいと3選出馬の決意を町民に示されました。私も約8年間議会人の一人として立場こそ違いますが石橋町政と議論をしてまいりました。日本一の子育て村構想、農林業の振興など喫緊な課題が山積しており、石橋町長の責任は大きいと思っております。昨日3選に向けて強い決意表明されたことに対して敬意を表するとともに24年度当初予算案、特別会計を含めまして156億9千万円は石橋町長の熱い思いの魂の入った予算であると確信をしたところでございます。それでは質問に入りたいと思います。このたびの定例会に2点について質問事項を挙げております。まず最初に限界集落への対応についてとあげております。最初にまちづくりの基本計画は住環境整備、福祉、農林業、教育、また交付税算入など全てが将来の人口推計を元に計画されていると思います。町の将来推、推計人口つきまして平成12年以後5年おきの国勢調査の実績を元に平成20、32年までの推計についてお伺いをいたします。またその推計に基づいて目標とする人口とその対策について基本的な考え方を問います。

- 沖企画財政課長(沖幹雄) 議長、番外。

- 議長(松本正) 沖企画財政課長。

- 沖企画財政課長(沖幹雄) まず、あのう、国勢調査による今後10年間の人口推計ということでございますが、ええと、邑南町の平成22年国勢調査人口の確定値は、1万1千959人でした。この確定値に基づき、コーホート変化率法により試算しましたところ、平成27年10月の邑南町の人口は約1万900人、平成32年10月は約9千900人と推計されます。なお、この推計は、平成17年の国勢調査から平成22年の国勢調査までの5年間の年齢別の人口の変化率を基に機械的に推定しております。今年度から進めております。日本一の子育て村事業や、その他社会的な要因の影響は加味しておりませんので、念のため申し添えておきます。あのう、まちづくりの基本目標というのが第一次邑南町総合振興計画の方に掲げられております。それによりますと、目標年度を平成22年7年として人口を1万2千という目標が掲げられております。実際には、もうそれを割り込んでおるわけでございますが、振興計画の中では産業の連携による活性化、交流活動の推進、定住事業の拡充、安心して生活できる生活環境の整備等によって、人口の維持を図っていくこと、図っていくこととしております。

- 山中議員(山中康樹) 議長。

- 議長(松本正) 山中議員。

- 山中議員(山中康樹) 32年度までの人口推計を、聞いたわけでございますが、これはご存じのよ

うに合併特例での交付税算入、約10億円が今まで入っていましたが、これが27年度以後、1億、2億、3億という格好によりまして、32年度以後には10億というものが入って来ないという年になるということで、大変32年以後は厳しい財政状況になると予測されますので、交付税算入の面からこの32年度までの人口推計というものを今聞いたわけでございます。人口推計で基本的には32年で9千900人という、まあ、1万人を切ると、これは先ほど企画財政課長が言いましたような子育て支援、その関係での、あのう、社会動態を、まあ、あのう、入っていないということでございましたが、2番目にあげておりますように、この町全体の人口推計を元に、あのう、やったときに、次にきますのは限界集落という問題もでございます。23年4月現在におきまして、集落数が216、その内の施設、賃貸住宅を除きますと206集落が現在あります。そして、まあ、限界集落と言われているのがご存じのように50歳、65歳以上の人口比率が50%以上と、そしてまた危機的集落というものもありますが、この限界集落と呼ばれている集落が今74集落、あのう、23年4月の段階でございます。これは206集落の内の35.9%ということになりますと、約4割近い集落が限界集落と言われる集落に今なっております。昨日も日高學議員からありましたが、限界集落という言葉自体が、これ誰が名付けたかは分かりませんが基本的には限界というのは人は決めるものでなしに、自分が決めることであり、他人がその集落を限界とかいう、使う言葉ではないとは思っておりますが、まあ、この限界集落という言葉がテレビ、新聞でも出ている以上、本日は使わしていただきますが、そこで、限界集落と言われている集落数が人口推計からいったときに、この集落数、23年4月現在ですと、74集落ですが、これがどのような推計になるかということも、予測をされておりますか。そこでまた限界集落そして危機的、危機的集落という言葉がございしますが、その中で集落として機能できる家の数、戸数は最低何軒ぐらいだというような予測といいいましょか、考え方でおられるかというこの2点について、限界集落につきましては、その対策について、どのような対策を行っているかということで、3点になりますがお答えをお願いします。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 議員おっしゃった限界集落という言葉でございますが、研究者の方とかあるいは報道機関で使用されておりますが、あのう、批判的な意見も確かにありますし、あのう、画一された言葉とそれと定義もはっきりしてない部分もございします。で先ほど言われました、あのう、邑南町の限界集落数74集落というふうにおっしゃいましたけど、あのう、中には、あのう、それにプラスして戸数が、例えば19戸以下という、といった形で、あのう、とられておる統計でございます。ええと議員おっしゃった今の、あのう、高齢化率50%以上の集落が23年4月現在で74集落でございます。で、先ほど申しあげました国勢調査の結果に基づく人口推計をやったところ、あのう、高齢化率も出てまいりますので、平均の高齢化率を今の各集落に当てはめて、これはほんとに試算なんですけど、やってみますと、今後10年間で、高齢化率50%以上の集落が新たに26集落、あのう、増えるように推計しております。それと、あのう、さっきの戸数制限を入れた場合です、高齢化率50%以上で戸数19戸以下の集落というのが、23年4月で49集落でございますが、これが今後10年間で、10集落増えるのではないかというふうに、まあ、推計されます。それと、あのう、戸数、最低の戸数というお尋ねですが、非常にこれは、あのう、難しい質問でちょっとお答えするのが難しいと思います。すみません。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●議長(松本正) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) そういった集落への対策ということで、ということについてのお尋ねでございます。昨日の答弁にもありましたが、あのう、邑南町集落振興対策助成事業というのがございまして、という制度がございまして、これは50歳以下の生計中心者が高齢化率45%以上の集落へ移住し、住宅を新築、又は増改築する場合に工事費の一部を助成するというものであります。これは昨日回答しましたように、これまで10件22名の方が受けておられますが、内訳として平成21年度が2件6名。22年度が4件9名。23年度が同じく4件7名の方が申請をされ、この事業を活用して移住されております。

●議長(松本正) 今、限界集落の対策っていうふうに問われましたよね。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) 限界集落という、まあ、言葉の定義的なものはないということで、まあ、ございましたが、私今集落として機能できる、あのう、集落の、まあ、人数、戸数と言いましたが、まあ、これは数字でいっとりますんで、仮に、あのう、一軒の家で高齢者の方が、今、100歳以上の方が亡くなられ、そして隣の家に一軒、あのう、赤ちゃんが生まれると、その集落の年齢数はぐっと変わりますんで、あのう、極端に言いますと、限界集落と言いながらも、その年齢数でいっとるということは100歳の方が亡くなられて一人の赤ちゃんが生まれて、集落機能というのはほとんど変わらないというような、まあ、現状の中で、この数字だけで基本的にはいろいろな、あのう、政策とか物事をやはり判断はできないじゃないかというのは、まあ、誰もが多分ご存じだと思いますので、そういうような、まあ、考え方から、この質問を進めていきます。そのような中から、あのう、3番目の質問を書いておりますが、平成20年から22年度までに3年間の県事業の補助金によりまして、中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業というのが、町内3か所でしたか、あのう、行われました。そしてそれを受けまして今度、町単独事業によりまして23年以後、邑南町地域コミュニティ再生事業というものが、あのう、今できておりまして、あのう、活動というものを、まあ、されております。これ2点につきましての活動内容というものについて、詳しくはいりませんので、あのう、どの範囲でどれぐらいの人数でやられているかということについて、お尋ねをいたします。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(松本正) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) おっしゃいますようにまず県の事業であります中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業、地域、これを導入して、地域振興を図ってまいりましたが、この事業の趣旨は過疎化、高齢化により地域の担い手が不足し、集落が小規模化し活力が失われているという課題に対し、対して、新たな地域の仕組みづくりを行うというものであります。公民館単位で各種団体で組織する、組織を作って、計画書に基づいて、その経費と地域とのつなぎ役となる人物、いわゆる地域マネージャーの人件費を補助するというものであります。邑南町内では、阿須那、市木、日和の3地区がモデル地区として指定されまして、解決に向けて活動を行われました。3年間実施されて、その後この事業が終了するに伴いまして、町としては、これをまた更に引き継ぐ形で今年度より名前を邑南町地域コミュニティ再生事業として創設し、引き続き支援を行っていることであります。今年度は先ほどの三つのモデル地区に加え、新たに申請のあった口羽地区を加えた4地区が行っております。活動内容としましては、都市住民との交流事

業や特産品の開発、高齢者の憩いの場となるサロンの開設など、様々な活動を行われております。こうした取り組みをとおして新たな組織、人同士のつながりが生まれ、組織を運営する人が育ち、総合的に地域の力が向上したと評価しております。

●議長(松本正) 人数は。

●原定住促進課長(原修) 失礼します。人数というお問い合わせ、お問い合わせでしたの、ええっと日和地区の方が人口として452人、市木地区が503人、阿須那地区は912人、現在この三つについて人数把握しております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) この二つの事業について簡単に説明をといた、あのう、聞きましたのは基本的には、大きな、まあ、公民館単位でやられているというようなことで、あのう、人数と活動内容を聞きました。そしてその中ではやはり高齢者の、あのう、活動サロンとか地域の向上になっているということで今も進められております。しかしながら私は、あのう、この単位というものが始め言いましたように206集落の中で、今後増えていくと予想された数字を見まただけでも、約206の、10年間ぐらいにはこのままの状態ですと半分以上の集落が、限界集落というような予測が、まあ、されているというような中で、その、この地域コミュニティ再生事業とは違いますが、教育委員会の中では夢づくりプランと、これも同じように、あのう、自治会、ええっと公民館を中心とした、100、100軒ですか、100軒単位を主にやっている夢づくりプランというのも、積極的に推進をされてきました。しかしながら私が申したいのは、末端若しくは末端でなくても良いわけですが、高齢化率の高い、そしてそういう集落の皆さんが夢づくりプランに積極的に参加できるのか、そして始め言いました邑南町地、地域コミュニティ再生事業に入っていけるのか、やはり自治会、大きさが大小あります。公民館も大小あります。そのような中で私は今後のこの限界集落と言われる集落の、あのう、中でいろんな話し合いそして元気を出すために、ミニ夢づくりプランというような、まあ、格好で提言したいわけですが、小集落を要するに、あのう、基本として、小集落でいろいろ夢を語ってください、考えてくださいというような、今度大きな範囲から小さい範囲に小さく分けていくというような、夢づくり、ミニ夢づくりプランでございしますが、こういうものを提案したいわけですが、教育委員会の方の、あのう、お考えをお尋ねしたいと思います。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(松本正) 森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 今議員ご提案の、あのう、夢づくりプランのそのミニ版ができないかということでございますけど、先ほど、あのう、概ね100戸というお話も議員されました。実は、あのう、ご承知のように夢づくりプランは策定事業と実施要綱がございまして、その中で対象地域も決めております。概ねその100戸以上で構成される地域というふうにいたしておりますけど、その他ですね、その他町長が必要、必要と認める地域というは入っております、必ずしも我々はその100戸というのにこだわっておりません。ただ、この策定をいたしました目的はですね、自信と誇りを持って暮らせるコミュニティを形成し、地域の自活力の向上及び魅力ある地域づくりを目的とするとしておりますので、そういうふうな意欲があって、取り組みたい集落があればですね、その他町長が必要、必要と認める地域というのがございますので、その部分で少し範囲を狭めて、これで取り組むことは可能であろうと思います。ただし、この事業は、

あのう、夢づくりプランを策定した翌年から3か年、もし希望があればでございますけど、推進事業というのがございます。これは従来地元が計画される事業の、まあ、2分の1を超えない範囲で助成をさせていただくわけでありまして、ただし、集落戸々に3千円のご負担をしてくださということ、ですから、例えば10戸の集落であれば、戸々に3千円ずつご負担をしてもらうと、まあ、3万円ですね、そうすると町は3万円をつけて6万円の事業をその夢づくりプランに基づいて、それを具現化するためにやっていきたいと思いますので、まあ、そのへんどのくらいが適、適正化というのは、まあ、今後また地域とのご相談だろう、あろうと思いますけど、必ずしもその100とかですね、80とか、120とかそういうふうな数字にこだわってはおりませんので、そのへんのご理解は賜りたいと思います。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) 夢づくりプランにつきましては、あのう、100単位ということで私は勉強不足でございました。基本的には大きな、あのう、100単位でなければあやれんと、9軒若しくは10軒の集落でも、これに対応できるのかということは勉強不足で解りませんでした、しかしながら、今、森岡生涯学習課長が言いましたように大きな集落の、まあ、集落といおうか、まあ、自主財源がある、ありそうな集落と、また10軒未満の限界集落に近い集落とはやっぱり内容も中身も年齢層ももちろん違いますので、一律1戸3千円とかという考えでなしに、やはり、その飛びつきやすい事業というものもやはり、今後検討のほどを教育委員会内で、お願いしたいというように思っております。それでは続きまして、この質問にあけております4番目でございますが、24年度より集落振興対策助成事業の実施要綱というものの改正が出されました。先般の、委員会にも出されまして、そのときには、あのう、同じ集落に三世代以上が住む場合の助成額が、100万円に横線が引いてありまして50万に。そして高齢化率の高い集落に住む場合は、これも助成額は100万円に横線が引いてあって50万となっておりました。そうしてまた、集落振興費の助成というものは廃止ということで、委員会でもいろいろ、あのう、執行部に対して注文をいたしましたところ、この助成額につきましては、また元々の100万に返していただいたということでたいへん町民の代表である議員の言葉を素直に受け止めていただいたということで、その点については、まあ、評価をします。しかしながら、この中で集落振興助成が20万円ということで、これは先ほどの数字で言いますと3年間で10軒の22名でした。ということは10軒言いますと200万円これが、まあ、年次は違いますが、200万円が集落振興費として集落に助成がされていたのが、このたび3年過ぎた要綱にて廃止をされたというのが出てまいりました。私はこれにつきましてどういう理由でこの、もともとは限界集落若しくは危機的集落に、新たな50歳以下の方が新築又は増築又は家に帰ったときにはその集落全体で温かく迎えればという祝い金というような格好で作られたと思います。これが3年経った段階でその集落の皆さんに20万円という、あのう、金額は、このたびは廃止をされております。これはどういう理由があって廃止をされたのかということに対して、あのう、1点。そしてまた、その要綱のこういう、まあ、要綱ありますが、中を見てみましても、同じ集落に三世代以上が住む場合という言葉は、前回と変わっておりませんが。この三世代という定義、これはどういう、何を基準に三世代という定義をされて、三世代以上という言葉でまた要綱に残ったのかという2点について、ご回、ご回答をお願いします。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(松本正) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) まず、集落振興助成を廃止した理由ということでございます。あのう、高齢化率の高い集落に、ええと50歳以下の生計中心者となる人が移住した場合、その移住先の集落に対して、20万円を交付するというのがこの事業でございますが、これまでの助成金申請で、実施された内容としては、集会所の修繕であるとか、机、エアコンなどの備品整備といったものに使われております。ただこれ結果としてその集落へ移住があつて初めて発生するものであります。あのう、この事業の主たる目的というのは若い世代の集落への定住促進でありますので、今回の要綱改正ではそこに重点をおいて見直しを行いました。UIターン者が住宅の新築増改築を行う場合も、一部を補助する要件というのを新設したところであります。加えてこれまでは、あのう、社会資本整備交付金といった特定財源を充当しておりましたが、来年度からそれができなくなりまして、こういった現状から財源確保も含め、この加算金については廃止させていただいたところであります。三世代の定義についてでございます。文字とおり、あのう、親、子、孫の三世代がこの集落に、同じ集落内に居住する場合をいいまして、これは同一家屋、同一敷地内であるかどうかはとって、問い、問いません。三世代同居というのはいわゆる家族の絆を深めること、子育てをするのに良い環境であること、高齢者の孤立防止につながるなど大変有意義なことであり、あのう、特に子育て村日本一を標榜する当町におきまして、こうした事業を行う意義は大きいものと考え継続しております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) 20万の助成につきましては、まあ、財政問題と、まあ、これが一番大きいというような、あのう、課の答弁でございましたが、やはり私は件数、まあ、少のうはございましたが、その追跡調査をしてでも、その誰も、まあ、いらんという集落はなかったと思いますが、やはり、そのあ、あつた。その追跡調査の中で財源とともに、まあ、このたび出されたということと、まあ、理解をするわけですが、もう1点の三世代同居、これについてはたいへん私は深い意味があると思います。二世代だったらだめです。三世代、定義をお願いしたのは一般的に、まあ、おじいさんがおったらおじいさん、子ども、孫、まあ、私からいいますと私がおって子どもがおって孫と、こりゃ三世代。しかしながらこの三世代には適用しても邑南町の中には50歳以下で子どもを産みたくても生まれないその方もおられます。となると三世代だけはこの分で適用になります。しかしながら自ら子どもが欲しいのにできない方、これは除外をされます。こういうようなこと自体がこの同じ集落の中で三世代、二世代が頑張ろうというのに、助成金でいいますと100万円の差異がで、出ること自体は基本的には私はおかしいというように思ったわけで、この取り方について、もし間違いがあれば、あのう、また答弁をいただきたいわけですが、そういうようなことから、このたびはこの要綱の改正につきましてはIターン、Uターンが住む場合ということで、新たに助成額が、工事費、工事費の10パーの上限50万というものが出たことにつきましては、私は、若者定住若しくは子育て支援からは、大賛成をするものでございます。しかしながら、その要綱の中で、あのう、三世代という言葉に、まあ、引っ掛かっておりますんで、これにつきましては出たばかりの要綱でございますので、要綱は決まりがありませんので、このたびはたぶん3年と聞いておりましたが、1年、3年、5年若しくは無制限とありますんで、今後見直しをするときには、まあ、検討の一つの課題にしてほしいということでございます。そのような中からいいますと私は同じ集落に三世代以上が住む場合、又は高齢化率の高い集落に住

む場合ということの要綱でございますが、次回この要綱改善のときには、U、Iターナーが住む場合、これらの要綱につきましてはやはり子育て支援、石橋町長は10年間のスパンで、保育料若しくは医療費みてありますので、やはりこれは10年スパンで、あのう、要綱としてはやるべきではないかというような中で、後の二つにつきましては、あのう、まあ、改正というものを検討する前に、町長にお伺いいたしますが、集落に50歳以下の、まあ、若い人に定住してもらうと、そして今度、その集落の活力を出していき、そのための政策として新築、増築に対し助成金を出すということに対しては賛成をします。そしてまた新たにこのたびU、Iターナー者に対しての助成制度というものを政策の一つとして設けられとるに対しても、まあ、賛成するものでございますが、しかしながら、以前より委員会でも、担当課長の方には言っておりますが、町内で頑張っている若い世代、定義で言いますと50歳以下、対して住宅関係では助成制度はありません。高齢者福祉の場合には最高20万円まで、助成制度はあります。家の増改築の場合。しかしながら50歳以下で、にはその制度はないと、答弁といたしましてはたいへん財政的に厳しいという言葉は聞きますが、私は短期間、3年若しくは5年、補助事業若しくは新たな事業、事業というものは長くして効果あるものは長くすべき、しかしながら、短期間で済ますべきのものは短期間に投入をして、その済ましてその成果を見て、また継続するかしないかというのがメリハリをつけた基本的な政策の一つということで、私は町内で頑張っている50歳以下の若い人達が同じように新築、増改築、これを限界集落、危機集落関係なしに全体での助成事業というものをまず入れること。しかしながらこれには所得制限がもちろん設けるべきだと思います。所得制限を設けながら誰もが恩恵を受けるこの制度づくり、ということは、今先ほど7番議員からもありましたように町内の景気を上げるためには、やはり国の景気も一緒、家の増改築新築、これが一番手取り早く景気はあがります。仮に100万円の助成制度でしますと、2分の1で10パーか。2分の1でございますので、200万以上の工事が出ます。となりますと、やはりこの町内の建築関係に関係します全ての業者、これがこの景気対策の一環になると、そうなりますと、やはり若い人の働き場の確保、そうして定住対策と、またこの両面を考えたときに、私は景気面から見て新たな定住対策というような格好で、子育て支援とは、まあ、別の角度ではございますが、まあ、そういうような方向付けて今後、あのう、検討を、まあ、は、やる必要は私はあると思いますが、町長の考え方をお尋ねいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 住宅施策の充実がですね、かなり経済について波及効果があるというのは私も同じ認識です。まあ、一般等しく広げたらどうかというお話でございます。1回これは検討しなきゃいけない課題かなあと思ってます。今どれぐらいの増改築がだいたい毎年ぐらいあるのか、それに対して、どれぐらいの我々は助成ができるのか、そのことによって経済効果どういうふうになるのかあたり、かなりやっぱり綿密に計算をしながらですね、やっぱり財政的な考慮も含めて、提案をしていく必要があろうかと思っておりますので、この1年し、じっ、じっくり検討していきたいなあ、まあ、いうふうに思っております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) 5番目にあげております限界集落への重点政策、施策を検討すべきだというように私は一般質問であげておりますので、事前にこれについて検討はされていると思いますの



で、どのような検討をしたかということについてどの課か分かりませんが、お願いします。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 対応についてでございますが、あのう、定住促進2点の施策で対応を考えておまして、先ほど来、答弁しておりますが、邑南町地域コミュニティ再生事業がそれでありまして、単独集落で困難になってきたことを公民館単位の範囲でまとまり、連携することで、その集落機能を補完しようということから、あのう、県事業を継続し、町単事業として延長継続しております。2点目はこれも集落振興対策事業であります。先ほど申しておりますが、今回の見直しにあたり、集落助成の加算分は廃止いたしました。高齡化率の高い集落へ住む場合は依然助成額をそのままで継続延長したということでご理解いただきたいと思います。

●**山中議員(山中康樹)** 議長。

●**議長(松本正)** 山中議員。

●**山中議員(山中康樹)** 今の課長の答弁は、完全に私は想定をしておりましたので、新たな言葉が出るかと思いましたが、まあ、出ま、出ませんでしたので、残念ではございますが、もう一度今度町長にお尋ねをいたします。限界集落というものにつきましては、この危機的集落の中でも、戸数の大きい小さい、大小というものがありまして、またその場所場所によりまして、206集落の中、地理的条件の違いなど様々ございます。そのような中で、町内で今一番年齢別人口比率の多いのは誰もが分かっております60歳以上。そして中でも70歳代、これは集落の中心的な役割を持っておられます。また、これは農業方面でも現役で頑張っておられます。この私は70歳代、80歳代、この皆さんの力をもう一度集落の中で、また町の全体の活力のために発揮できるこの場所づくりといいましょうか、そういうものに対して、あのう、考えてみたいと、20数年前になりますか、竹下登総理のときに出されましたふるさと創生1億円事業と、私はこれのミニ版ということで、これも、まあ、手挙げ方式によりまして、限界集落に、まあ、思いやり予算というような格好で使い道、その他の、あのう、ことについてはメニューはまずあげずに、その集落の中で自らが考えていただき、そして行動を起こす、そしてそのための起爆剤という格好で、まず限界集落若しくはその近い集落は元気がありません。そしてやる気のある集落もたくさんありますが、しかしながらもう自分の代でもう仕方はないわという格好で、やはり投げておられる集落もあります。私は今一番使うという言葉は語弊はありますが、先人の知恵ということで70歳代、80歳代が一番力を持って、そして元気な人が多いと、若者定住50歳以下の若い人、これは時代を担う人ですので、政策として必要です。しかしながら今忘れられかけている、その限界集落に対して、もう一度元気になってもらおう、そのためには金額は分かりません。何でめえですから集落の中ではなしゅうして、まあ、酒一杯飲んで、旅行にでも行って、まあ、考えてくれやと、それして、それから出た事業に対しては大きな事業でしたら、県事業、町の事業、それは執行部の皆さんの役割、その中で、あと質問いたしますが、農業関係もやはり元気が出てくるじゃあないかというようなことで、そういうような、まあ、思いやり予算、たいへん、まあ、難しゅうございますが、こういうことも検討すべきではないかということの提言でございますが、町長の考えをお尋ねします。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 限界集落、危機的集落っていうのはたいへん私は大きな問題を提起されたと

いうふうに、山中議員さん、思っております。まあ、これをほっとくわけには私はまいらない。全くその思いは一緒です。で、まあ、ふるさと創生のような形をとるのかどうかっていうことは別にいたしましても、私は今統計上ございます高齢化率70%以上の取りあえずの13集落、ここはですね、やっぱり皆さん方の集落は、どう今後変える考えるんだということをですね、しっかり議論していただく必要があるかと思っております。自らの集落は自らの集落でやっぱり決めるのが基本だと思います。そこに今、議員がご提案当初あったミニ夢づくりプランですね、こういうような発想は私は非常に良い話じゃないかなあと思っております。正に、あのう、公民館活動私は地域課題解決型だというふうに言っておりますけども、13集落を抱えている公民館はまずそこに行っていて、公民館主事が自ら集落の悩みを聞く、で、我々は何ができるのか、じっくり話し合う、キャッチボールをする、それは特にお金が掛かる問題でもないかも知れません。まずそういったところから出発してですね、やはり、あのう、集落の育成というものを一緒に考えて考える、こういう体制づくりが必要なのかなと、まあ、こういうふうに、まあ、思っております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) このたびは2点通告をしております、12月には時間配分が悪うて農業関係、あのう、ほとんど5分かそこらしかできませんでしたが、この私が、このたび通告しておりますのは、戸別所得補償対策について問うということで、先ほど、亀山議員の方からも質問がありまして、大半は、まあ、ダブっているのではないかなというようにもございます。これについて確認のために、また担当課の方に聞いていきたいと思います。この戸別所得補償対策についてということにつきましては、私は産業建設常任委員会でございますので、まあ、あと資料はいただきますが、中身での議論というものは、あまり分かって、まあ、おりません。そして私自身も、水稻面積が、あのう、10アールということで戸別所得補償には参加を、まあ、していないということで、この制度自体というものが勉強不足というような、まあ、格好でございます。そのような中でここには不作付地の改善計画とあげておりますが、順番にいきますんでよろしくお願ひしたいと思います。戸別所得補償に関しましては不作付地が、約256haと聞きました。これが問題となっておりますが、これまでこの不作付地に対しての手続き、そして国への対応、これはどのようにしていたかということ、担当課長さん、あのう、短くて結構ですので、お願ひします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 不作付地の問題であります、22年をベースにして、そのときの不作付地が先ほどおっしゃいました256haであります。で、それ以外に、まあ、原野等も以外の部分で、まあ、あるわけですが、所得補償に関して言いますと1反以上の販売農家は概ね、あのう、加入をいただいております。で、不作付がありますと、まあ、いわゆる調整水田とか自己保全とかいうことになってきますが、改善計画というものを出示いただいております、ちょっと人数は忘れちゃったけれどもその全てを町長が認定をいたしております、22年度、23年度については所得補償の対象ということになっておりまして、まあ、この改善計画を今後どういうふうになんとか、あのう、改善していくのかというふうなところが大きな問題だろうというふうに思います。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) それでは、あのう、まあ、午前中もありましたが、この不作付地につきまして、農家に対しましてはどのような不利益というものが生じてくるのかということ、あのう、簡単をお願いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 8番議員さんの質問にもありましたが、これの、まあ、いわゆるペナルティについては農水省が24年度で検討をするということでありまして、まあ、可能性とすれば、ございましたように、現在不作付地のとこだけ外れるんじゃないかという、まあ、あのう、見方あるいは、そういうものがあればその農家について全て外れるんじゃないかという、まあ、可能性とすればですね、その二つが考えられます。以上でございます。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) 先般に、あのう、出されましたことにつき、あのう、出されましたこの不作付地の解消について、国においては24年度に改善をされない場合の対応について検討するようというのは県から情報があったということは聞きました。その該当する農家に喚起をするよう通知があったというのは県でございます。ということはこれは昨年4月以後と、この前約1年で、中身も若干違ってたんじゃないかと、今課長が二つパターンがあると言いましたが、ということで昨年の春以外の説明の仕方と県から喚起があったということは若干強く不作付地に対する、まあ、指導というものは出たんじゃないかというように、まあ、受けましたが、これまでに、本日までに、行政、まあ、農林振興課といたしてはどのような対策とか指導というものを1年やってきたかということについてお尋ねします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 特に、あのう、私どもは一昨年からもこの問題については非常に憂慮をしておりましたので、この間、まあ、いろいろ、あのう、農家の皆さんにもお知らせをしながら活動してきております。で、需給調整には毎年1回、需給調整の推進委員会というのをやっておりますが、昨年、一昨年の需給調整の推進委員会から、もうこの問題については、あのう、委員の皆さんには問題を提起して、こういう問題がありますのでぼちぼちその対策を考えていきたいと思いますということを申しあげております。で、その中で、あのう、まあ、これからの質問になるかも知れませんが、とも補償制度というふうなものを今提案しておりまして、これによって先ほどのあった256haの全てが解消するということにはなりません、その中の何割でも、まあ、第1段階としては解消していきたいというふうに思っております。更に、あのう、ケーブルテレビあるいは常任委員会等でもこの制度については説明をさせていただいたところでございます。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) 4番目にこの不作地、不作付地ということに対しまして、面積的には平成22年度をベースに考えますと、約520haが、あのう、減反をしなければいけない面積、町内

にあるということの中で、野菜などで220ha、そして、あのう、がやってあると。そしてその他原野が44haあるとなりますと、250haを不作付地として、対応しなけりゃいけないと、しかしながらこの256haの中には飼料米、飼料稲、大豆、蕎麦あたりで約160ぐらいを25年、26年で計画をしていると。となりますと、あと100ha午前中にもありましたように、1反未満、若しくは1反前後の小さい水田がある、これをどうするかという議論もありましたが、私はこの質問の中で不作地、不作付地を完全に解消することは、まあ、困難だと思いますが、これについて担当課はどのような考え方を持っているか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) おっしゃいましたように、あのう、現在ある不作付のところを全てこの制度でもって解消していくというのは無理でしょうし、まあ、ある程度、その別な制度を仮に、その制度化したとしてもですね、あのう、8番議員さんおっしゃったようにほんとに1畝、2畝、2畝というふうな農地がある中でこれ100%改善というのは確かに難しいと思います。ところが、まあ、じゃあそれができんからいうて、何ももう1歩も前に進まんのかいうことになると、これは、まあ、それはそれでまた問題がありますので、まずはできる部分については、やっぱり1歩でも2歩でも前に踏み出さざるを得ないんだろうというふうに思います。で、まあ、第一段階として、とも補償というふうな制度を打ち出しておるわけですが、これは、あのう、対象作物的には今後、あのう、兼業農家というのがどうして増加してくる傾向にありますんで、なかなか本来は、まあ、野菜とかそういう園芸作物をやっていただきゃあええんですけども、実はそういうわけには実際にはいかないと思いますので、やはり土地利用型の作物で、ある程度機械仕事でこなせるようなものを持ってこない、この100ha、150haという大きな面積はこなせないというふうに思っております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) 今、とも補償という言葉が出ましたが、具体的にはそのとも補償、そして他な対策というものを、まあ、考えているかということについて、私の午前中、今までのことを整理しますと、やはりこの不作付地の解消については、やっぱり二つの考えをやっぱりもっていかんといかんというのがあります。一つはやはり所得補償の対象となるような政策、これは、まあ、せいきゅう、早急に行っていく。そしてもう1点についてはやはり農業振興というような観点から、戸別所得補償とは別に行政の責任としての必要なやはり助成、補助、これはやっていく必要があるというような私の思いがございますが、不作付地を完全に解消するために具体的な対策を今考えておられますか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 今回の、あのう、とも補償制度につきましては、あのう、ポイントとして三つ考えておまして、一つは、あのう、先ほど申しました兼業農家対策としての、まあ、土地利用型の作物に取り組んでいこうということ。もう一つは、いわゆる高齢化が進みます。それから若者の農業離れも、まあ、少しずつではありますが、進んでいっておりますので、まあ、いわば転作を代行できるようなシステムももはや考えなくてはならないということ。3番目にさっきおっしゃいましたような、所得補償制度から、まあ、外れないようにという、まあ、この三つ

が、まあ、大きな目的でそのとも補償制度をなんとしてもやりたいなというふうに思っておりますが、で、問題は、あのう、100ha程度はこの対策で、まあ、かなりインセンティブ、まあ、刺激策になるものが打ち出せれば、あのう、やってくださるところは、まあ、あろうかなというふうに考えますが、あのう、8番議員さんからもありましたような小さな区画については、あのう、まあ、第2段階として何らかの対策を打つ必要はありますが、この部分については、あのう、これからの検討ということになります。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) それでは、あのう、続きまして、これをとも補償にしる諸々にしろ、去年のテレビを、ケーブルテレビ見ておりましたら、まあ、500円から千500円とかいうようなこともあり得ましたが、財源というものをどのように考えて、あのう、おりまして、またその財源というものはどの方面に基本的には使用するということの考え方を持っておられますか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 水田でございますんで、まあ、誰でも、あのう、お米を作りたいわけですから、ところがお米を作る面積が減る、転作面積の方が増加するということですから、基本的にはお米を作った人から抛出をいただいて、で、転作の方へ回して行くという考え方になろうと思います。で、現在発表さしていただいているのは、あのう、固定ではなくて、あのう、変動制だろうと思うんです。これは国の制度が変わることもありますし、それから何を何ha 邑南町の皆さんが作っていただけるかによっては必要な原資が変わってきますので、まあ、我々としては500、原資総額がですね、500万円、あ、失礼、700万円から1千500万円程度の総原資がいるんじゃないかなろうかというふうに考えております。以上でございます。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。

●山中議員(山中康樹) またまた、あのう、時間がなくなってまいりまして、最後の詰めができ難くなりましたが、私の考え方といたしましてはやはり始め言いましたように、とも補償制度というものによりまして、助かる、助かると言いましょか、やはり反当1万5千円、このとも補償制度がある以上は、あのう、そのもらうように国の金をやはりもらって、町内の農家に渡すということをするのは、やはり私は行政の役割、そしてもう1点はそれとは別にでも、行政として邑南町の農地、これを守るというこの二つをやはり基本的にやっていきたいということで、とも補償制度につきましては今先ほどは500万という金額を言いましたが、500円、やはり、あのう、町としてもそれなりの助成金というものは、あのう、出さなきゃいけん、あのう、いけないというのが、昔から農業は農業福祉と、まあ、いう言葉を使っておりましたように、やはりこのたびには予算書にはあげておりませんでした、やはりこの話をやはりどんどん詰めていただいて、そして必要とあれば、6月、10月、12月、今年は補正を組んででもこの事業というものの進めていくべきだという考えであります。最後に1点だけ、これに絡めまして、大豆、麦、そして飼料稲、しによ、飼料稲を作付けするためには、あと100ヘク、100ha、しかしながら畜産、それを食べてくれる牛というものが島根県にも少ないし、また邑南町にもないと、少ないと、となりますと畜産振興を同時に一緒にやっていって、一番やりやすい飼料稲、飼料ないというものに対しての、ことを同時にやるべきだということで、最後に町長に、あのう、お考えをお尋ねし

て質問を終わります。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 邑南町の販売高っていうのは米に次いで畜産が2番目でございます。ここの2本柱をしっかりとやらないとこれはまずい。で、やはり畜産農家のご意見をいろいろお聞きしますと、中には意欲的な方もいらっしゃるわけで増頭計画もあるわけでございます。まあ、そういったところをどうやって応えていくかということになりますと問題は堆肥の処理という問題が必ず出てくる。今でもそういう問題はある。こういったことはやっぱり解決していく方策をですね、あんまり、あのう、後に置けないような状況だろうと思います。そういうことをやっぱり後のもん、後処理をしっかり踏まえて、飼料稲、飼料米等々をですね、どうやって更に増やしていくか、100haをどうやって穴埋めしていくか、いうことをですね、一つの、トータル的な計画としてですね、お示しをする必要があるんじゃないかなあと、まあ、こういうふうに思っております。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(松本正) 山中議員。最後のまとめをお願いします。

●山中議員(山中康樹) はい、以上2点の、通告をしたことに対しまして時間は切れましたが、予算的にはだいたい12月、10月にする質問ではございましたが、この1年かけまして、担当課とまた議会の方で議論をしながら、より良いこの邑南町の農業関係ということをしていくということで私の質問を終わります。

●議長(松本正) 以上で山中議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後3時40分とさせていただきます。

—— 午後 3 時 27 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 40 分 再開 ——

●議長(松本正) 再開をいたします。続きまして一般質問順位第9号、長谷川議員登壇願います。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 日本共産党の長谷川でございます。3月最後の一般質問を元気よく行いたいと思います。簡潔明瞭な答弁を求めていきたいと思います。質問に入ります前に、このたびの3月議会では、これまで求めておりました耐震改修の問題についての補助制度が、要綱が作られたり、また町内の酪農家が望んでいた地元産の牛乳を是非学校給食にということで、教育委員会も努力され、グリコ乳業に働きかけをされたりして、今前の方へ進んでいってるのかなあというふうに思っています。こうしたほんとに住民の皆さんの要望に応えたことは一つ一つ前進するように努力していただきたいと思っております。ところが第1に取り上げます問題はまことに残念な問題で、先ほども一般質問で答弁がありましたが、町内の小中学校の校舎、屋内体育館の耐震改修は大きく進んでまいりました。課長の答弁では8割方が終わったという答弁ではございましたが、しかし残念ながら、瑞穂小学校の体育館については、耐力度調査云々も含めて実際には取り残されている状況であります。この問題についてはいったいどうなっているのかということについて質問をしたいと思っております。まず最初にこうした問題は、例えば国の耐震改修に対する助成制度の底上げがあったり、またいろいろな皆さんの地震に対する考え方が変わったりしてもですね、やはりこの問題では、トップの危機意識の問題、この問題がやはり一番大きな、あのう、問題だと思、思っております。このたびの一般質問でも町長は災害問題に対して一人も犠牲

者を出さないこと、また想定外ということは言わないこと、これが原則だということを自らの姿勢として表明されました。そうした意味ではこの瑞穂小学校の屋内体育館の問題はいったいどうなってるのか、このことについて伺いをしたいと思います。まず最初に耐震改修の取り組みについての経過について簡潔に課長の方から答弁をいただき、この問題について町長はどう考えているのかをまず伺いをしたいと思います。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) 細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 耐力、耐力度調査も含め取り残されてというご澁、発言でございました。実は、あのう、昨年度末、耐力度調査は完了しておりまして、結果によりますと、まあ、1万点満点で表記をしますが、その中で2千440点という数値が出ております。これは、あのう、構造耐力あるいは経年による耐力低下あるいは立地条件の三つを掛け合わせまして表記するものでございます。で、文部科学省におきましては危険度を示す数値として、耐力度4千500点満点、4千500点未満については、あのう、改築要件は満たしているという表記はしておりまして、瑞穂小学校の数値はそれを満たしております。また、あのう、補助金の採択要件がありまして、これは瑞穂小学校の場合は40年建築でございますので、45年以前の建物については耐力度点数5千点未満としておりまして、これも補助、あのう、採択要件は満たしております。で、ちょうど同じころですが、昨年3月でございます。この時期、同じ地域内の田所公民館の構造耐力指標が示されました。これは一般的にIS値という表現でいいんですが、0.18という数字でございまして、倒壊又は崩壊する危険性の非常に。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 小学校のことしか聞いてない。小学校の結果で良い。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 関連しますので、ちょっと。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 関連ではない。関係ない。黙りなさい。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 関連しますのでちょっと。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 黙りなさい。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 答弁させていただきます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 瑞穂小学校の体育館のことを聞いているんだ。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) あのう、その延長ではありますので。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 延長じゃあないじゃない。それなら社会教育課が答えなさい。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 失礼しました。それでは、あのう、続けまして、小学校の関係で入っていきますが、あのう、教育委員会が昨年4月に、瑞穂小学校の建築について方向を示しました。これは、あのう、お叱りになるかも知れませんが田所公民館の状況を踏まえて判断されたものです。このため24年度から、補助金の申請とか、あるいは補助金の申請が終わった段階で設計あるいは建築確認、解体あるいは建設作業等々をひっくるめると、向こう3年間ぐらいが必要であろうというふうに思っております。教育委員会としましては、瑞穂小学校の体育館につきましてはなるべく早く進めていく方向で今検討している状況でございます。以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 今、あのう、生涯学習課長が公民館と絡めて答弁をしようとしたんですが。

●議長(松本正) 学校教育課長。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 学校教育課長は答弁しましたが、あのう、もともと耐震問題は、まず小

学校の校舎や屋体の問題、そして更に様々な公共施設についてというふうに広がっていったはずですが。途中で何で公民館が先を追い越していくのか、まず残ってるものからきちんとかたづけるのが第1だと思います。そうした意味でも、それでは、先ほど8割方が耐震改修については終わったという答弁をされました。2割方はどこが残っているのでしょうか。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) 細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 耐震改修工事の関係で校舎の関係は全て完了しております。数値等ひっくるめまして。屋体が瑞穂小学校と矢上小学校が残っております。以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 実際に耐震補、耐震補強対策事業については、そのように瑞穂小学校または矢上小学校が残っています。そして現実問題として矢上小学校の場合、あのう、現に環境保全、環境改善センターの体育館を代替施設として利用しています。瑞穂小学校には代替施設はありません。で、そうした中で平成24年度の当初予算では、款、項、目、節、細目で耐震補強対策事業費は残念ながらなくなりました。耐震補強対策事業は消えたわけです。ゼロになりました。唯一残ってるのは、日貫の小学校の渡り廊下の修繕、370万。去年当初予算では1億を越えたお金が今年全くゼロです。で、改めて平成23年度の当初予算の町長の施政方針をみますと、平成20年度から耐震化事業を進めていく、言ってきたと、で、校舎は全て終了したと、平成22年度から体育館を開始し、23年度には高原、阿須那、日貫の小学校の耐震補強の設計、口羽、石見の耐震補強工事、口羽については大規模改修も含めてやりたいということが施政方針で明らかになりました。そしてこの施政方針よりも現実には更に進んで、今回の3月議会に提出されている補正第5号では耐震補強工事について、当初、まあ、設計までいって、更にその次までいけるものがあればということだったんだろうとは思いますが、耐震補強設計の上に更に阿須那にしても、日貫にしても、高原にしても耐震補強工事が済みました。そして、精算見込みの補正予算が出ております。すべてきれいに終わっちゃったよと。でも瑞穂小学校だけ残ったじゃないかと。これをどう思いますか。

●石橋町長(石橋良治) 教育委員会に答えて。

●長谷川議員(長谷川敏郎) いやあ、だれでも良いですよ。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、建築、建設あるいは改築は、まあ、町長部局の責任でありますから、そういう立場でお答えをしたいと思っておりますけれども、まあ、あのう、瑞穂小学校の体育館というのは、当然補強では無理だ、改築をしなきゃならんということは報告を受けております。ただ、もう1点は特に、あのう、冬場が問題なんだということも報告を受けております。したがって、まあ、その使い方によっては若干後でもという私は認識を持っております。けれどもやはりこれは元々さっきが言ったように耐力度調査の結果がありますので、やっぱりこれはあんまり後にはおけないという問題もある。そのへんを、まあ、しっかり考えていかなきゃならんというふうに、まあ、思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。



●**長谷川議員(長谷川敏郎)** つまり、今まで私が指摘したように、後回しなんです。後回しという言葉は町長もおっしゃいました。現に。で、何でそんなことにならなきゃいけないのかということなんです。で、その上に例えば、この瑞穂小学校については先ほど町長が言いましたように、冬場が難しいという話がございますが、平成22年の2月24日の教育民生常任委員会に瑞穂小学校の屋体についての問題について提案がされました。そして昭和40年の建築で耐震判定委員会の結論としては耐震補強には適さない建物である。既に平成22年に出ているわけですね。その方向付けは。かいし、改築とか新築しかないと、冬場には1m40cmの積雪を想定すると雪の重さ自体に耐えることができない。つまり冬場に使うてはいけないということでこの議論が出た後のときには、冬場には体育館を使わせないようにしたわけではないんですか。まあ、上に雪が無いときを見計らって使う。そういう危険な使い方をさせるようなことを子どもにしても良いんですか。教育委員会として。で、補助事業を適用しての耐震補強工事はできないということになりました。したがって町としては町単独の補強か改築か、どんな事業を導入するのかということを選択しなきゃいかんということを平成22年、去年、一昨年の冬の段階で明らかにしています。そして平成22年度の当初予算においてそのための調査、設計委託料を計上させていただきますとも文書に残っております。子ども達にとって例えば夏場は、まあ、夏休みもあります。それ前後の夏や秋については気候良いですし、外で大いに遊ぶことも奨励できるでしょう。ただ、冬場に子ども達にとっては外には雪があって、グラウンドで遊ぶということもありますけれども、それ以外の体育を行っていくときに1番大事な屋体です。そのときに学校の担当の、担任の先生がですね、毎回、毎回屋根を見て雪が無いかどうか確認してから今日授業する、しない。そんなことやってる学校ないでしょ。知育、徳育たくいく、体育といわれるんです。そういう教育条件に子どもを置いておくことがほんとにいいというふうに教育長は思ってますか。

●**土居教育長(土居達也)** 番外。

●**議長(松本正)** 土居教育長。

●**土居教育長(土居達也)** まあ、おっしゃるとおりに子ども達の命というのは大事だというふうに思っています。ただ、優先順位等もあります。子ども達については学校長にもお話をして、危険の無いようにというそういうことを、で、配慮いただいているというように思っております。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(松本正)** 長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 今までずっと質問しましたが、優先順位で言えば、今瑞穂小学校の体育館なんですよ。他は終わったんでしょう。どこに他の優先順位をもつ、あのう、ある体育館があるんです。言ってみてください。どこがあるんですか。今残っているのは瑞穂小学校だけでしょう。何で平成24年度の当初予算にそのための、課長が言えば具体的に改築の要件も満たしていると、採択の基準も満たしていると。何で申請しないんですか。

●**土居教育長(土居達也)** 番外。

●**議長(松本正)** 土居教育長。

●**土居教育長(土居達也)** 私が今優先と言いましたのは子どもの命を優先すべきだというふうな意味で使いました。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(松本正)** 長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** だから、子どもの命を優先するんなら、この平成24年度に瑞穂小学校

の改築の予算をちゃんと組んでくださいということを教育委員会は言って、町長部局に言って、予算化してもらいべきでしょう。例えば、平成、今年度24年度2012年の国の地方財政計画でも東北大震災があった関係で、地方財政計画は東北大震災被災地向けの予算と、それから一般の分の予算になってます。そして一般の分でも被災地に限らず、全国的に活用できる緊急防災減災事業として6千億円を超える予算が組まれています。またこれは学校の耐震化とか、老朽校舎の建て替えとかそういうことについても十分使えるし、いわば地方負担の部分を除いた、あのう、残負担ですけれども起債充当率は100%、全体での補助率は3分の1、だから単独事業であっても70%は交付税措置されるという非常に良い条件のことで、日本国全体が東北大震災を受けて、これはもう一刻も猶予ならないということで取り組もうとしているときでございます。だから子どもの命が最優先であるのであれば、危険な冬場のそういう状況の中で体育をこそこそっとさせるのではなくて、とく、体育の基本としてほんとにのびのびと授業と授業の間のときに遊ぶ、また、あのう、昼休みに遊ぶ、そういう場として体育館は大いに役に立つべき、あのう、立たすべきところなんです。それを心配しながら使わなきゃいけないよう状態に放置することは、これは許されんことです。教育長は教育委員会は町長部局へちゃんと要求してください。なぜしなかったんですか。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) 細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 先にお答えしましたように24年から、あのう、早めに着手したいという意向でございまして、24年は国へ補助金の希望申請をするというスケジュールでございまして、このスケジュールにのっとっていきますと、24年度の予算は動かないということでございます。以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 24年度から具体的な補助金申請等含めてペーパーベースで動くということで予算化はないんだという話をされました。平成22年の2月の時点でもう既に駄目ですよって言われてて、延ばし延ばししてきたということについての反省は一言も述べられてない。今からやるっていう話で、今言って何でしないんだって言ったときに、慌てて今からペーパーベースで申、申請しますっていうんなら誰でも言えますよ。実態としてやっぱり先延ばししてきたんでしょ。町長も言いましたが。そういう意味では今できるとこ含めてこれは必ず例えば申請をして、急いで例えば25年度には具体的に建て直しをしますとか、ですね。町長そういう予算化を、あのう、3選の決意をされたのならついでそこまで言っとかないと誰も応援しませんよ。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、固くということでスケジュールを考えておかなきゃならんというふうに思います。かなりこれは、あのう、補助申請をしてもですね、採択されるかどうかっていうこともあるわけでございましてねえ。やっぱり我々そこへ向かって努力していかなきゃならんいうふうに思います。25年度に必ず予算化をするということはこの場ではちょっとお約束しかねる。まずは補助採択に向けて努力するということだろうというふうに思います。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、まあ、実際に相手方もあることですし、国の予算もあることですから、まあ、そういう意味でも今の答弁や教育委員会の考え方を考え、あのう、受け止めれば、まあ、そう遠くない時期に瑞穂小学校の改築は実現するということで受け止めていきたいというように思います。あのう、これ以上先延ばしにしないように、あのう、是非やっていただきたいなというふうに思って、次の問題に入っていきたいと思います。2番目には、あのう、町道などの除雪についてでございます。毎年、あのう、除雪の問題では、大雪になるとあそこ早よう掻いてくれとか、ここが遅いとか、何でこれちゃんとせんのかとかやっぱいろいろな声が出て来ます。昨年23年度の町政座談会でも、例えば矢上地域の除雪の問題についても相当地域の座談会で流雪溝のことも含めて議論があったように思っております。そういう中で、あのう、まあ、毎年毎年大雪になるわけではありませんけれども、やっぱし邑南町の地域の中では毎年大雪なところがあります。そういう中でこれまで、まあ、私とし、私の考え方としては、町民がどこどこを除雪してくれ、何とかしてくれって、まあ、町民の方ももう道路は除雪してあるのが当たり前みたいな感じで、で、早よせえとか言って、こう下請け機関みたいな形に町がなってしまって、あのう、除雪事業が進められてると、これはやっぱりもっと見直して、町民と様々な、まあ、事業者、団体と町が、まあ、一つの協働の、こう取り組みとしてやっていくということが大事じゃあないかなというふうに思っています。そのためにも、まあ、町民が主人公となりうるような形の、なり、そしてみんなで考えて実践する、その地域づくりの中に除雪という問題を位置付けていくということが必要だと思います。まあ、そういう意味でいうと、まあ、例えばその角度で考えていると、合併以来ですね、3町村合併して、いろいろ改善されているところもあります。まあ、私の住んでいるところ近くで言えば、例えば、あのう、町道の石堂線と言うんですかね、あそこは合併するまでは瑞穂は、あのう、頂上まで行って帰ってくる。羽須美は頂上まで行って帰ってくる。いう形でしたが、合併後はやっぱりなるべく早く掻くっていうことを目的にして、ずっと行って雪田の集会所のところで回って今度は帰って来られるという形で、片方だけでも早くとれるところは作っていただけるという形のこう改善もされています。しかし全体としては、除雪のその基本方針というのが明確でないために、除雪情報の周知が不十分ではないかと、この道路はいつごろ何時に、まあ、その計画ではですよ、計画ではどの順番でどういうふうに除雪しますとか、地域との話し合いを積み上げて、ここは後になっても良いけど、ここは急いで欲しいんだとか、いろいろそういうことを引き出す、そういうようなことが具体的にになってないんじゃないかなという気が、あのう、十分でないんじゃないかなという気がしております。そういう意味で、まず、まあ、担当課の方に今の邑南町の除雪について、まあ、1回に900万掛かるという、まあ、たいへん大きな事業でもありますし、現状と課題についてまずお伺いをしたいと思います。

●田中建設課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中建設課長

●田中建設課長(田中節也) 除雪の現状と若干の課題について、まずお話しさせていただきたいと思いますが、道路の除雪につきましては毎シーズン前にですね、除雪計画というものを立てて実施にあたっているところでございます。除雪の対象としている道路路線でございますけれども、基本的には町道の主要路線、それと農道、林道におきますいわゆる生活関連の路線、それと公共公益施設に通じる路線これを計画しているところです。ただし、あのう、積雪時におきましては通行に危険を及ぼすところあるいは幅員上通行が困難な部分、こういった区間につきましては計

画から除いている路線もございます。それで除雪の順番でございますけども、一応原則といたしまして町道等の主要な生活路、生活関連道と通学路に指定されている歩道、これを優先に除雪するようにしております。続いて役場、公民館、学校等のいわゆる公共施設、こういった物へ通じる路線を続けて除雪していただくように計画をしております。まあ、あのう、通常の除雪の開始基準でございますけども、町道の場合は、町の場合は積雪量が20cmということを経験としておりまして、まあ、作業の安全性を図る上で、日の出から日没までの時間に作業していただくよう、委託業者や、の方をお願いをしております。それで、まあ、あのう、議員おっしゃられるように毎年除雪期間になりますとですね、まあ、苦情といいますか、という要望が出てくるんですけども、まあ、その主な内容といたしましては、まあ、なかなか除雪に来てくれない、時間帯が遅いという地域、それから家の前の雪かきをしたんだけど、また除雪で雪玉を出入り口が、に塞いだと、まあ、こういった状況の苦情が、まあ、随分多いんじゃないかと思います。で、まあ、あのう、最初に申しあげました、あのう、除雪時間が遅くなるということに関しましては、除雪機械の配置場所でありますとか、道路の幅員の関係によりまして、まあ、幹線から枝線という幅員の関係もありまして、早朝から一斉に作業に入っていただいても一部の路線によっては午後の作業になったり、ドカ雪の場合は、1路線2往復するような状況もございますので、その雪が降ったその日、1日では、あのう、解決できないというような状況も見受けられます。それから今の出入り口の雪玉とかの関係ですけどもこれも機械で除雪をいたします関係上、しかも除雪時間がまちまちになりますので、各戸で、まあ、雪かきをされましてもその後、タイミング的には今やったのにすぐ雪玉ができたというような状況もなきにしもあらずでございますけども、そういった状況も町民の方の協力体制をいただかないとなかなかそういった細かなところまでの除雪対応というのは難しい状況でございます、そういった2点につきましても広報等通じてですね、毎年町民への協力体制というものをお願いしているところでございます。まあ、ここで改めてまたもうシーズンも後半になりましたけども、あのう、そういった点につきまして町民の皆さま方の協力をお願いしたいと考えております。まあ、あのう、協働の取り組みということで位置付けられないかということでございますけども、こういった、先ほど申しましたように、町民の方の協力なくしてもなかなか、なくしてはなかなか、あのう、合理的な除雪というのはできない、できませんので、そういった観点では大事なことじゃないかと思っております。それから除雪情報の伝達体制の不十分差もあるんじゃないかというご指摘を受けましたけども、なかなか、あのう、何、何時ごろにはどの路線にいきますというのはなかなか前もって計画を立てる、て周知させていただくというのは非常に難しい状況ではないかと思っております。先ほども申しましたように雪の量によりましては非常に時間を食う作業が想定されますので、なかなか具体的な除雪の計画を皆さまに周知申しあげてご理解いただけるということには難しい状況ではないかと今考えております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) まあ、一般的に今課長が答えられたようなことが毎年答弁ではその議会の一般質問なんかであると思うんです。で、まあ、ありきたりの答弁だと思うんですよね。で、やっぱりそこを変えていくというってことを考えなきゃいけないという点で、まあ、町として例えば雪が降ってから様々な情報の提供とか、あのう、云々という話でなくてもっと秋口とかもっと早い時期に、あのう、例えば町の除雪計画なんてのは地域住民には知られてないんですよ。

どこの、どこの路線はどこの業者が大体何時ごろにどの順位の中で回りますよとか、いうようなことはその地域では知らせてません。そして、まあ、地域との話し合いというものはありません。今んとこは旧、旧町村ごと、3地区ごとの業者が集まって除雪会議というかそういうのはやられてますけれども、それは業者さんとの、こう話で地域住民が参加して、いやあ、ここのこの道優先して除雪するより、こっちを先にしてくれとか含めてこういった知恵を集めて除雪計画を練り上げていって、みんなもそれを納得してそして実施されていくっていうことがあれば、うちが遅い、うちが遅いって電話はどんどんどんどんは来ないはずなんです。で、そういう意味でもあれだと思うんですが。例えば一つ具体例で、示そうと思いますが、まあ、課長さんの地元の例がいいと思いますので、美穂農道というのがあります。雪田と岩屋を結んでいる道路ですが、これは旧羽須美村、瑞穂町時代に二つの町村を結びつける非常な重要な路線として、もう画期的事業として実施されました。そして、あれが完成した当時は毎年冬にも何回か除雪したと、除雪をしていたと思います。ところが今年などは、2月の末ごろに1回最後の除雪があったぐらいで、冬場1回も除雪してないんですね。あれは1回も除雪しないことはいつ決まったんでしょうか。どこで誰がどう決めたんでしょうか。

●田中建設課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中建設課長

●田中建設課長(田中節也) ええっと、美穂農道の除雪体制でございますけども、あの農道につきましては、幅員が、まあ、いわゆる1車線でしかも退避所がほとんどない状況の農道でございます。それで、まあ、バス路線になっとるわけですけども、以前除雪をしていた時期におきまして、除雪をしても単線しか空きませんので、両方から車が入ってきて離合できない状況がなんか、ありました。そういった状況を踏まえまして、バスの運行をつかさ、あのう、管理しております定住促進課、それから学校、それから学校教育課、それとうちの建設課の方で担当者会議を行いまして、冬期に、の積雪状況が、まあ、あそこ非常に雪も多いところでございまして、峠の部分は、そういった関係上冬期の除雪をしても、なかなか離合しての通行というのが難しい状況で、つっこんだらもう、通り抜けができない、随分ずっとバックして帰らにゃいけないというような状況がございましたので、冬期は除雪せずに通行止めということで決定さしていただいて、これがちょっと記憶にないですが、3年ぐらいにもうなるんじゃないかと思っておりますけども、ちょっとはつきりした年度を覚えていませんけども。いうことでござ、あのう、今年に限ってということではございません。あのう、そのつば、通行止めの周知につきましては、あのう、バスが通行しないということしか周知がなされてないと思います。通行止めをしているということは看板で周知を図っていることしかありません。以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 今課長が述べられましたが、除雪しても1車線しかとれないようなところで、退避所が少ないところでは絶対除雪しないんですか。そんなことないでしょ。例えば山中議員がいらっしゃる田野原から宇都井へ抜けていく道、あそこ1車線しかとれないでしょ、除雪しても。それでも除雪してるじゃないですか。ですからそういうところみるとなぜこの美穂線は除雪してもらえないのかっていう声が出てくるのは当然です。そして退避所が少ないっていうこともおっしゃいましたが、それなりに退避所はあります。またそのように対応しようと思えばそれこそ建設課長、思いきってあれして退避所のか所を増やしゃあ良いんです。無いから除雪せん

のじゃなくて退避所が少ないんなら作りゃあ良いじゃないですか。そして安全に通行できるようにすれば良いじゃあないですか。あなたがいうことじゃないんですよ。町長さん、ちょっとこう退避所が少ないんで退避所を作る予算を付けても良いですかっていう話をするべきなんじゃあないですか。更に町長が、あのう、氣遣っていただきましたが、周知はほとんどされてない。で、バスが通ることと、除雪をしないこととは関係ないんです。確かにバスの場合は、バサッと雪が降ったりして、通行できなくなったりする危険がありますから、安定的な運行するために冬期間は上雪田まで行ったらまた戻って石堂の町道の方を回りますよということは伝えてあります。地元にもそういうふうに言ってあります。で、雪がなくなれば岩屋を回ってということで、非常にその町長が初当選されたときのお土産路線みたいな非常に大事な、あのう、雪田をまわ、の奥まで入っていく路線です。で、バス路線についてはそのようにおっしゃいました。だけどそれによってじゃあ、除雪をしないということとは全然違うことですよ。で、それは全く周知もしない。地元の方もおっしゃってました。3年ぐらい前からそうなるんだが、もう何回言ってもこの理屈でバスも通らないんだし、消防署にも連絡して、消防車も走らないことにしてるし、何、何、何だかんだ言っても除雪してもらえないと、もう去年、今年ぐらいになるともう言うのもいやだと、除雪してくれいうてもどうせ同じことだと、いうこういう町民からすると町に対する大きな不審が出てくるんです。で、実際地元の方は1車線分だけでも良いよって言ってるんです。勝手にその担当課長集まって、あそこ止めようや、ここ止めようや、ここ違うって、そういうことではほんとに町民に参加していただけるような除雪体制ができるでしょうか。そのことを大きな反省にしなければいけないと思います。例えばこれから問題になってくる徳前の農道線、この除雪をどうするのかっていう問題も出てきますし、例えば一方では、奥には町民が住んでないけれども除雪はしますよと、ある企業のためにはみたいなのもあります。で、そういうことも含めて誰が見ても町民が納得できる除雪方針というのを町として作っていかなきゃいけない。町民参加の除雪方針というのは必要だと思いますし、その中には先ほど言ったように情報交換や住民参加、住民とともにやっていくということが必要だと思います。例えば、あのう、全国各地ではそうした方向へ転換されてて、雪国の生活を明るくする条例とか、みんなで雪に親しむ条例とかいうのを作っていったらいいと思います。で、そういう中に正にまちづくり基本条例と同じような形でこういうものを作って、秋の内に計画を徹底してやっていこうということでやってらっしゃいます。是非そういうことが必要じゃあないかなというように思います。あわせて、まあ、先ほど、あのう、家の前をせっかく出れるように雪を掻いといたけれども除雪車が通って大きな大きな雪玉がごろんと来てしまったと。とても年寄りじゃあこれは取れんというようなことも含めて話がありますが、高齢者や要援護世帯に対する除雪支援事業を創設していくことは必要ではないかと思うんです。先ほど山中議員の質問にもありましたが、まあ、括弧付きの限界集落が邑南町で広がる中で、まあ、いわば10年後には集落の半分がそういう状態になるという推、あのう、推計もできるというような答弁でした。実際に10年、15年、20年ぐらい前を考えると集落の中にお年寄りがいらっちゃって、一人暮らしやお年寄りだけのご夫婦のところでもその地域に、例えば農業だとか自営業だとか昼間にいる人がいて、除雪したげるよっていう形で除雪することができました。しかし、その後10年経って現在の状態で言えばどこの集落もそういう形で支援できるわけではありません。そういう意味では、こういう要援護者に対する除雪の制度について、是非この支援事業というのを作るべきではないかというふうに考えておるところですが、町長のお考えをお伺いします。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、議員のご指摘はもっともだというふうに私は聞いて感じております。あのう、1担当課がやっぱり考えるべき問題ではもはやない、やっぱり住民総参加といいますか、正に私は町民と行政の協働のまちづくりの大きな除雪はテーマであり、何とかしなきゃいけない。正に、まあ、高齢化になってくる、あるいは、除雪ができないために救急車が入らない、あるいは火災が起ってどうするんだと、大きな私は除雪の問題はテーマだというふうに思っております。早速といいますかどうやって住民参加型でやるべきか、来年度に向けてですね、議論を深めていて、来年度には生かしていきたいと、ご提案ありがとうございました。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) そこで、あのう、要援護者、お年寄りなど含めて除雪支援事業についてですけれども、あのう、現在社協の3事務所に除雪機の貸し出しの形で応援するということとあわせ、シルバー人材センターの活用ということで、こういう形もされております。まあ、そういう中で私がやっぱり振り返って思うのは、あのう、邑南町で平成21年の1月16日に邑南町雪害対策本部というのが設置されました。だけ平成21年の冬は大雪だったんですね。そのときにこの雪害対策本部の任務として、まあ、1番には交通手段の確保、そして何と2番目にはですね、一人暮らしの高齢者世帯の雪害対策、そして3番目がライフラインの施設の機能確保なんです。それぐらいやっぱり雪害対策本部を作ったときに重視してやってこられたのが、この、あのう、一人暮らしの高齢者世帯の雪害対策です。ですから、いわば、あのう、大雪になったときに慌ててこう雪害対策本部でどうなってんだ、大丈夫か、調べろとかいってやるよりは恒常的に、この一人暮らしだとか要援護の必要な除雪支援の必要な生活道の必要な、生活道と除雪の必要な方々の状況を把握して、秋の段階からもし今年来年雪が降ったら除雪支援お願いしますという形の流れができるように、そういう除雪支援の制度を先ほど条例化については来年に向けて話がありましたが、高齢者のそういう除雪支援の事業についても具体的に前へ進めていただきたいというふうに思いますが、この点は町長いかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 正にそういう方々が一番問題であって、そこはしっかり抑えていかなきゃならんというふうに、まあ、思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) そうすると、まあ、先ほどの除雪の問題とも関連するんですけれども、空き家対策の問題について、空き家、廃屋対策です。町の方では、あのう、UターンとかIターンとかのことで空き家活用ということの研究もされていますけれども同時にやっぱり危険に、なままで放置された、まあ、いわば廃屋だとか、そういう問題があります。まあ、連担地で、あのう、こうザアッと機械で朝に除雪してもらってもですね、日が当たって緩くなるとドサーッと、あのう、雪屋根、屋根の雪が落ちてきて塞いでいくということで、まあ、危険な例をよく見ます。まあ、去年の町政座談会の矢上地域から出た声と執行部の答弁を見てても、矢上地域から中野にかけての道路が除雪が遅くなるのはなぜかという屋根からの行きずりが落ちたのを見計らっ

て除雪するっていうような説明をされてるんですよ。だから、まあ、2度手間になるからっていう意味なのかどうか知りませんが、まあ、そういう意味でもこれはたいへんな問題ですし、先般話聞いてますと、あのう、その空き家ですね、まあ、雪ずりがしてもその、あのう、近所が、あのう、こう除雪してくれればいいですけど、ドサーッと落ちるとやっぱりそれはもう手に負えません。やっぱりそういうときに、まあ、いろんな形の対応があるんでしょうけど、同時に除雪、あのう、積雪で倒壊する可能性もやっぱり危険があるわけですよ。これは浜田市の例ですが、今年の冬でもその倒壊する危険がある廃屋、廃屋っていうか空き家があって、何とか危ないということで、バス路線になっていますので、浜田市が、あのう、柵を張ったそう、道の方へ倒れないように、まあ、そういう時代にもなっているというふうに聞いています。そういう中で、まあ、空き家廃屋住、廃屋の、まあ、そういうことに対する対応を今後していかなきゃいけないというように思うんですが、実際に、あのう、まあ、客観的にみて経済的に価値がない廃屋で、修繕して利用することも認め、見込めないような建築物、まあ、空き家、廃屋ですね、は町内にどの程度存在するのかということは、執行部の方では把握をなさっているのでしょうか。去年と一昨年ですか、あのう、2年掛けて、税務課の方では固定資産税の関係で全棟調査を行われましたけれども、あのう、まあ、そういうことも含めて、まあ、人が住んでるところで税金が取れるところは調査はされるんでしょうけれども、あのう、まあ、まあ、そのへんを含めて、ある程度推計することはできるのではないかというふうに思います。あのう、またその国、国県道や町道に隣接するような形で、空き家になっている例はどれぐらいあるのか、また、あのう、まあ、除雪関連は建設課だと思いますし、町営バス路線の関係では、まあ、あのう、定住企画課の方が、まあ、障害事例で、例えば道路の木が倒れてきても、これちゃんと切ってくれとかっていうのは、あのう、定住促進課の方へいくわけですからそういう意味でも廃屋で危険なのは、こういうのがあってちょっと心配、何軒ぐらいあって心配してますっていうのが出てくると思います。更にその通学路にそういうものがあるとこれ非常に危険なわけですね。そういう意味で教育委員会でもこういう問題についてどうしようかということ、あのう、日夜考えてらっしゃるんだというように思っておりますが、あのう、そういう総数がだいたいどれぐらいあるのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(松本正) 三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 空き家について、税務課全棟2万棟の全棟調査を3年間に渡ってやりまして、その結果でご回答できる範囲内で答えさせていただきます。空き家という物に限って、うちは正確な数値は把握しておりません。全棟調査というのはその家におる、人がいない、おるにかかわらずもうローラー式に全部調査、外観調査でしておりますので、はっきりそれに絞って数値はとられておりませんが、担当者あるいは、その不在の家主との連絡等いうことをしとりまして、その上での推定的な数字をちょっと申しあげておきます。あくまで推定的な数値でございますが、空き家は町内で400棟ぐらい存在しているのではないかと私ら現場で接しながらそう思っております。その内に一部が崩壊、例えば屋根に穴が空いているとか、あるいは、ちょっとこれ傾いているんじゃないかと、あるいは、畝がもう屋根がこうちょっと湾曲になってるそういう一部崩壊、中までは見ませんのでどういうことか分かりませんが、そういう一部崩壊の危険性あるいは、そこに人が、子どもであるとちょっと危険かなと思うところが、まあ、50棟ぐらいあるのではないかと思っております。道路に面して今、雪の関係で道路に連担地に何軒あるか



とか、あるいは位置的なことはちょっと今私の方では今現在は把握しておりませんので、答えられる範囲でお答えさしていただきました。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** あのう、町営バス、スクールバスも含む町営バスの路線にある、あのう、空き家等の倒壊、危険か所ということで、先日バス運行会社を通じて運転手さんへの聞き取りを行いましたところ、今すぐ危険ではないが倒壊し、倒壊するとバスの運行に支障を来す恐れがあるか所として、日和地区、出羽地区、宇都井地区にそれぞれ1件ずつ計3件があるという報告を受けております。

●**細貝学校教育課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 細貝学校教育課長。

●**細貝学校教育課長(細貝芳弘)** 通学路にあります空き家の件数ですが、あのう、11校のうち、まあ、今7校が今把握しております。これは、まあ、安全センターとか学校長管理職を通じて把握しとるわけですが、これが、まあ、67戸ありまして、危険と思われる部分につきましては重複しとるかも知れませんが2戸か3戸という報告をいただいております。以上です。

●**田中建設課長(田中節也)** 番外。

●**議長(松本正)** 田中建設課長

●**田中建設課長(田中節也)** 道路に隣接しているいわゆるもう危険状態の廃屋でございますけども、調査をしたわけではございませんけども情報によりますと、1軒から3軒あるように思います。まあ、先ほど定住促進課の方からありましたように、全て道路に面した家屋のようでございまして、県道と町道に接している戸数としては、今把握しているのは先ほど答弁もあったように3戸と把握している状況でございます。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(松本正)** 長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** よく、あのう、調べていただいたと思いますが、あのう、現在ではまだ数が少ないけれども、あのう、現実にはこれが今からどんどん増えていく可能性というのは否定できないと思うんです。一人暮らしの家庭だけでも700世帯ですか、ですから、あのう、ほんとに一気にこういうものが増えていくっていうことになったときに、今こういうことを把握したのも初めてだと思うんです。行政として。今後はこの問題についてどう対応するかということで、当然対応が求められてきます。そういうときに、あのう、大事な問題は、これは北海道の町村会が、のホーム支援室が廃屋対策についていろいろ調べてるんですけども、その持ち主があって、財産権があります。憲法29条の関係ではっておこうが、何しようが勝手じゃないかと、他人が勝手に入って何とかするなよという話になります。それとの関係調整も含めてすると、いわば、町にこの廃屋だとか危険なそういう建物については、先日秋田県の大仙市が代執行をして5棟ぐらい棟を撤去しましたけれども、そういうその代執行をするためにも町に条例がないと、そういうことができないっていうことが、あのう、あります。裁判でいろいろ争った場合でも、そういう問題で対抗するということが必要になりますし、建設基準法、建築基準法の10条の関係で言っても特定行政庁としてきちっとするためにも条例というのが必要になってきます。調べてみればやっぱり全国に結構その、あのう、そういう撤去するための景観も含めてですね、北海道のニセコ町とか志摩町、あのう、これは三重県ですが、それから長野県の白馬村、北海道の新得町と

か、様々な形で、あのう、条例が作られています。そういう条例化をやっぱりしなきゃいけないんじゃないかなあというように思いますが、これはどの課がどう担当されるか分かりませんが、この問題についての考え方をお伺いをいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) これは正に危険な物が放置されてるとするのは危機管理の範疇ではないかなと私は思ってます。したがって今議会で危機管理課をお認めいただければ私はこれは早速ですね、条例も含めてやらせたいなあと、まあ、いうふうに思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 正に危機管理の問題として受け止めていた、いただいて条例化も含めて検討していきたいという話をいただきました。あのう、その条例化をするときにもう一つ問題なのは、現実にもその先般もいろんな方と話してたときに、いやあもう田舎、都会の方と話してたときに、もう田舎の家は、まあ、別にあれだし、もう田んぼの世話もたいへんだし、まあ、田んぼは荒らすのよと、そして家屋敷は、まあ、もう自分の、あのう、親もいなくなったし、別にその度々帰るわけでもないし、まあ、あのう、墓は石だから腐らんし、まあ、家の方はもう、まあ、ほっとくのよっていう話が結構あるんですよ。で、それをちゃんと撤去してくださいと言っても金がかかるということで、現在、普通の家を解体しても相当の金が、あのう、産業廃棄物としてお金がかかります。こういう問題のときにやっぱし、ただ撤去しなさいというだけではなくて、具体的には代執行によって掛かった費用を、あのう、所有者また関係者に請求をするという方法とか、現にその撤去した場合の空き地について町内に関係、親戚の方とかいろいろあれば、そういう関係者に管理責任をお願いをするとか、それから、例えば、あのう、もう、あのう、経済的にも困ってて、その撤去するまでの費用は全部出せないということで、一定の経済的な、あのう、支援もしてほしいということも率直な話として、具体的に私は出てくると思うんですね。まあ、言ったら、浜田市がやったようにその道路にわざわざ柵を作って、こう崩れんように防ぐような金掛けるぐらいなら、最初にポンと何ぼかあげて綺麗にしてもらった方がよっぽど将来的にも良いわけですよ。ですからそういう意味でも公費の投入という問題についても考えていかざるを得ない時期にあり、遅かれ早かれくるというふうに思っています。そうしたこともやはり是非想定内にしていただきたいと思いますが、その件についてはいかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、これは原則は所有者が負担するべき問題であるわけですし、まあ、そこはしっかり、あのう、我々は追求をしていかなきゃならんし、場合によっては罰則っていうのは難しいかもしれんけども、やっぱし悪質な場合はどうやって対応していくのかっていうことはあると思います。一方では、まあ、議員おっしゃてるように経済的な問題があるということもしっかりまた考えていかなきゃならんというふうに思います。今、あのう、新聞見る範囲でございますけども、民主党政権の方も空き家の処分についての法律を出そうとしています。やっぱし国のこういった大元が出てですね、やっぱし県と市町村協議しながらですね、その費用負担のことについてもですね、大いに議論が深まっていくんじゃないかなというふうに思っております。我々としては国にそういった問題が、これ全国あるっていうことをですね訴えていかなきゃいかん

問題であるというふうに思います。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(松本正)** 長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 町長もこの廃屋、空き家対策について、また違った角度でいろいろな取り組みをしていただけたという方向付けをしていただいたと思います。最初に取り上げた瑞穂小学校の問題についても、決して後へずらさずにほんとに、あのう、早い時期に、何時には造るよということをいうことがやはり子ども達にとっては一番の励ましなんです。あのう、体育館へ遊びに行く前、ちょっと先生が見てくるから、屋根をみたいな今日は遊んでも良いよ、今日は駄目よとかってなことをやってるようなことではなくて、大いに体育館で冬場は遊びなさい、そういう教育ができるような場を一日も早く作っていただくことを心からお願いし、私の一般質問を終わります。

●**議長(松本正)** 以上で長谷川議員の一般質問は終了いたしました。以上を持ちまして、本定例会に通告されておりました一般質問はこれで全てを終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。たいへんご苦勞様でございました。

—— 午後 4 時 4 0 分 散会 ——